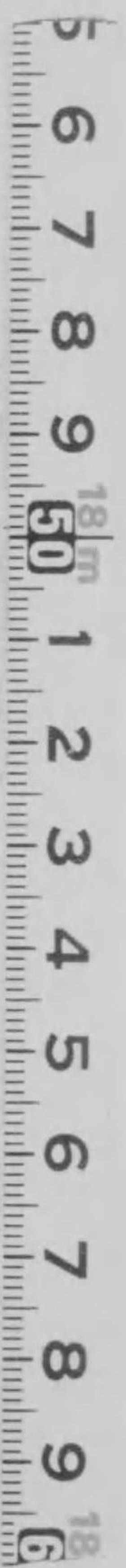


252.5
78



始



IT3R-39

252.5/78

及兒能低
の兒等劣
育教其と理心

士學文
蒼郎四誠木青

1922

大正
11. 5. 11
内交

行發館文中京東

自序

人が、深く人道的愛に目醒め、強く人間相互の愛に生きんとするとき、天賦と云ふ言葉程恵みに不公平のあるものゝないことを感せずにはゐられない。醜いもの、不具のもの、知慧低きもの、あらゆるものが、生れて直ちに不幸の淵に沈むようにさへ思はれる。

低能兒や、劣等兒の性質がわかると共に、これ等の人々に對して、萬斛の涙をそゝいでも足りない思ひがするのは、獨り私のみではないと思ふ。

この書は、私の學問を世に示すものではない。勿論これによつて、私の知識を示すものでも、説をたてるものでもない。只管に世の憐れなこの知能の低い人達の幸福が少しでも増されるために、より完全な教育を慫慂するために、何等かの動機を與へんことの願ひのためである。幸に、少しでもこの道に入る人を得、少しでもこれ等の人

達の將來が眞の意味に於て祝福されれば、私の願ひは足りるのである。

生れる子の成長を願ふ心と同じに、この書が廣く人々によまれることを願ひたい。

けれども、その子の知能の如何が胎内や生れたばかりではわからない不安を抱くと同じに、この書の内容にも知られざる不安がある。讀まれる人々によつて、誤れるを正し、今後私の研究がつむに従つて内容の豊かさを加へんことに、その不安を托したい。

この書をなすについては、この道の先輩にして、直接關接の指示を賜へる、久保先生、川田藤倉學園長に深き感謝を捧げ、これを世に出すことに努めて下さつた中文館主中村氏に厚く謝する次第である。

一九二二年一月下旬 赤坂の寓居にて

著 者 誌

凡 例

一、本書は、その大體の系統は、S. L. Hollingworth: The Psychology of Subnormal Childrenによつたものである。併し内容上は殆んどその内容たることは少なく、從來の自分の研究により、Goddard, Woodrow, Lepage, Pintner, Yerkes, 上野氏、久保氏、石原氏、村瀬氏等の研究の結果を参考引用したところが少なくない、これ等の原著は、一はその出所を明かにし、一は更に研究を進めんとする人々のために、卷末にこれをあげておいた。書中の(1)(2)の數字について、卷末を参照せられたい。

一、本書はもと拙い著作であるが、殊に知能検査及、教育論に於て一層この感が深いこれ即學界の大勢が未だその特殊研究に歩を進めることに日が浅いことも原因してゐる。これ等については、他日詳論するの機をまつものである。

一、本書を草する事は約一年半に及ぶので、その間種々の學問的見地の變動を來した

ために、やゝ不徹底なるところもあるかと思ふ。殊に心理學の本質に觸るゝ問題は、今尙動搖しつゝあるのでその事あるをおそれるのであつて、幸に諒恕あらんことを希ふものである。

一、卷末に附したデモクラシーと知能の段階なる論文は、斯道に於て合衆國廣くは世界の泰斗たるガダード教授の近著、*Human Efficiency and Label of Intelligence* 中の一編を譯出したものであつて、氏の所説をさくに足り、かつ、この方面の教育に對して最も有益な論文たることを信じてその大意を述べたのである。

目次

第一篇 序論

第一章 個人差……………一

- 1 一般的觀察……………一
- 2 身體測定に於ける個人差……………二
- 3 精神發達に於ける個人差……………七

第二章 社會問題としての劣等兒低能兒問題……………一四

- 1 低能兒と關係する諸種の社會問題……………一四
- 2 犯罪と低能……………一七

3 賣春問題と低能問題……………二五

4 失業者問題及貧困問題と低能問題……………二七

5 不良少年問題と低能兒……………三六

第三章 學校問題としての劣等兒低能兒問題……………四一

1 學級教授に於ける障礙……………四三

2 怠惰生と低能兒……………四四

3 不良兒童と低能兒……………四五

第二篇 低能兒及劣等兒の概念及其の特性

第一章 低能兒及劣等兒の概念……………五二

1 近世以前に行はれたる標準……………五七

2 社會的經濟的標準……………五九

3 教育上の概念……………六四

4 醫學上の概念……………六六

5 心理學的標準……………七一

6 低能兒の分類……………七九

7 低能兒及劣等兒の數……………八三

第二章 低能兒の鑑別法——知能検査法……………八七

第一 知能検査法の發達……………八八

第二 個別的検査法……………九五

1 年齢計測知能検査法……………九五

A 久保氏改訂知能検査法……………九五

B 知能年齢及知能指數の決定法……………一三九

C スタンフォード改訂法及ビネーシモン式知能検査法……………一四三

2 點數式知能検査法……………一四四

第三 知能検査の常恒性について……………一八四

第四 團體的知能検査法……………一八八

第五 就學兒童についての鑑別……………二〇七

第三章 低能兒の腦髓の發達に於ける特質……………二二三

1 腦量についての研究……………二二五

2 顯微鏡的研究……………二二三

第四章 低能兒の身體的特質……………二三七

1 一般身體の狀況……………二三七

2 諸種の變質徵候……………二四二

A 頭部の變質徵候……………二四三

B 耳目の畸形……………二五〇

C 其の他の變質徵候……………二五三

第五章 正常兒と低能兒……………二五六

1 正常兒と低能兒との區別……………二五六

2 無區別の結論……………二六一

第六章 低能兒の精神的特質……………二六七

第一 知的方面……………二六七

- 1 身體的特質と精神的特質……………二六七
- 2 單純なる精神作用……………二七〇
- 3 注意、聯合、想像……………二七六
- 4 教育上の考慮……………二九八
- 5 知能とは何ぞや……………三〇〇
- 第二 知能と本能……………三〇五
- 第三 知能と有意動作……………三一八
- 第四 學習作用に於ける特質……………三二五
- 1 生活年齢及精神年齢と學習……………三三五
- 2 學習効果の影響……………三三六
- 第五 低能兒に於ける心的材能の偏異……………三四二
- 第六 劣等兒と低能兒……………三五〇

- 1 劣等兒の身體的特質……………三五二
- 2 劣等兒の精神的特質……………三五八
- 第三篇 低能兒發生の原因及其の豫防方法
- 第一章 遺 傳……………三六三
- 1 遺傳の意義と其研究方法……………三六三
- 2 身體的性質の遺傳……………三六八
- 3 精神的性質の遺傳……………三七〇
- 第二章 遺傳以外の諸原因……………三八二
- 1 胚子發生の障礙……………三八三
- 2 胎兒期に於ける障礙……………三八七

3 生後の疾病……………三六八

第三章 低能兒發生の豫防方法……………三九七

1 隔離……………三九八

2 禁婚……………四〇〇

3 其他の方法……………四〇一

第四篇 低能兒及劣等兒の教育

第一章 特殊教育の必要……………四〇一

第二章 特殊教育の内容……………四〇五

第三章 特殊教育の組織……………四一六

第四章 各國に於ける特殊教育……………四一九

附 デモクラシーと知能の段階……………四二〇

1 合衆國に於ける特殊教育……………四一九

2 獨乙に於ける特殊教育……………四二五

3 本邦に於ける特殊教育……………四二七

目次終

第一篇 序 論

第一章 個人差

1 一般的觀察

われ々が、もし教室に入つて、その中にゐる兒童を見ると、大體は年相當に發達してゐるが、その中には、非常に大きい年不相當とさへ思はれる様に身長の高い子供があると思ふと、これとは反對に一年下、若しくは二年も下の生徒と見てもよいような身體の小さい兒童も居る。しかもこれらは同じ日本に於て、大體に同じ年に生れたものであるのに、このように異なつてゐるのである。

一學級の兒童には尙生れた年月に異同があるから、その關係はわからないと云ふ人があるかもしれないが、双子の様な場合にさへその身長の大小はある。かう云ふ事實

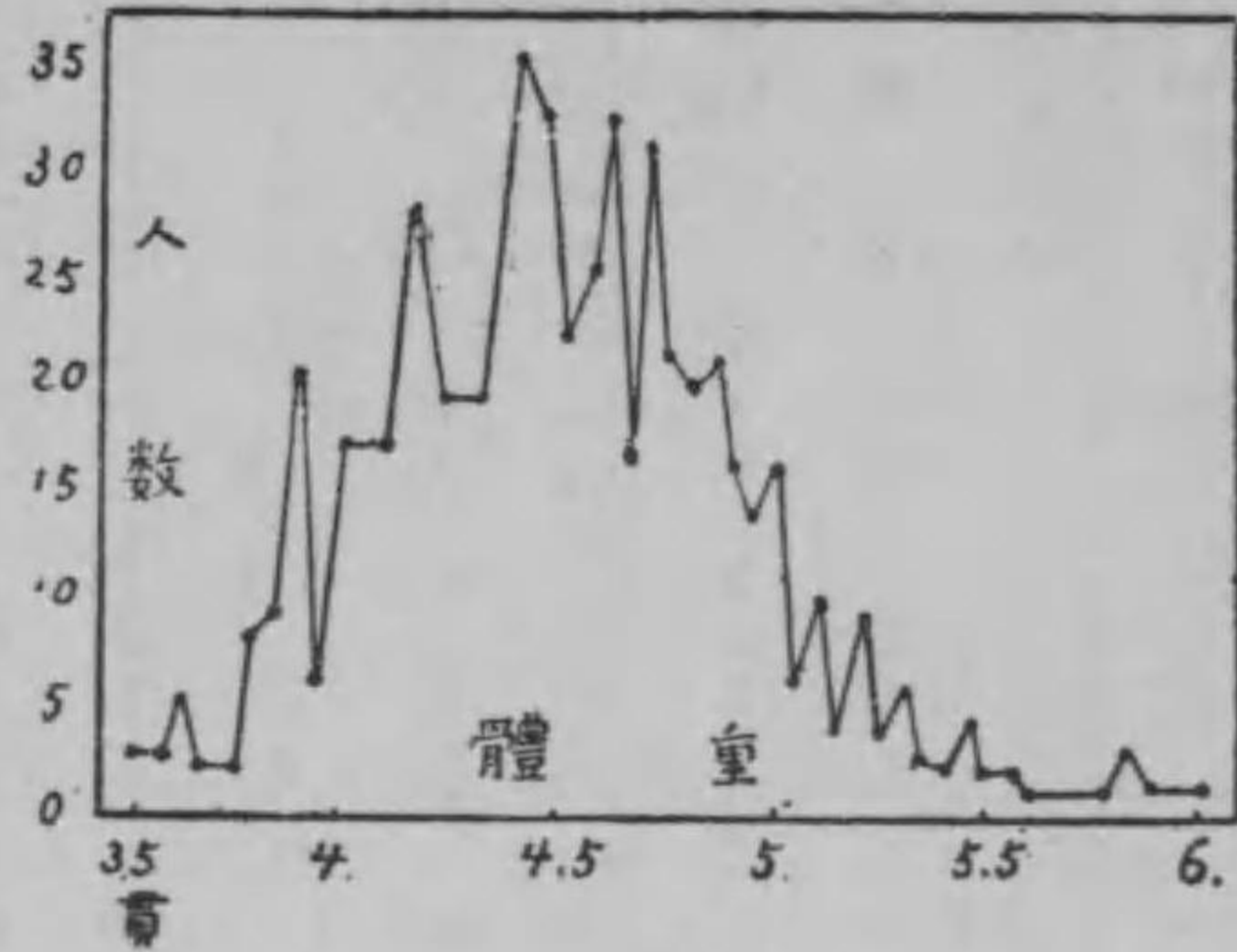
は單にこの關係ばかりでなく、自然に於けるあらゆるものに觀察することが出来る。即、單に人の身長などに止まらない。同じ時に芽を出した木でも大體は同じように見えるが、いろいろな關係から、或は大きく、或は小さい。春のはじめに蒔いた草花の種子も、やがて芽を出して大きくなつて一見同じ様に見えるが、その花の咲く頃仔細に見れば、そのいろいろな點に相異を生じて來て、或はその草の丈の高さ、花の大きさ、葉の繁り方などに於て、その間に全く同じと云ふものがない。これはたゞ一見した常識的の觀察であるが、今更にこれを具體的事實によつて明かにしよう。

2 身體の測定に於ける個人差

前述した様に、身長や體重にも、それぞれ、人各々の相異があつて、決して一樣でないのであるが、これを測定した數字によつて見ると、その間に劃然たる相違があらはれる。左にかゝげるものは、或幼稚園の幼兒の體重をはかつて、縦に人數をとり、横に體重の變化をとつて、これを曲線をもつて示したものである。

同じ年令の兒童の中にも、あるものは非常に輕くて三貫五百匁しかないのに、あるものに至つては六貫匁もあるものがある。即、同じ六歳とは云つてもその間に驚くべき差異のあることがわかるのである。

第一圖



ホリチングワースは、生れたばかりの幼男兒の身長について測定してその統計をとり(第一表)これを曲線(第二圖)で示してゐるが、これによつて見るに、また、各々、非常な相異を示してゐる。即、最も小さいものは、三十八センチであるのに最も大きいものは、六十二センチもあつてその倍に達しようとしてゐて、その間にいろいろな差違があるのである。凡そこれ等の關係は、いづれを

見ても同じであつてその間にさまざまの相違があらはれてゐるのである。併し一方、

これを大體の傾向と云ふものについて考へて見るに、最も多数のものは、その間にまた多少の相違はあるがこの大體の傾向に従ふものである。そしてこの關係は、圖につ

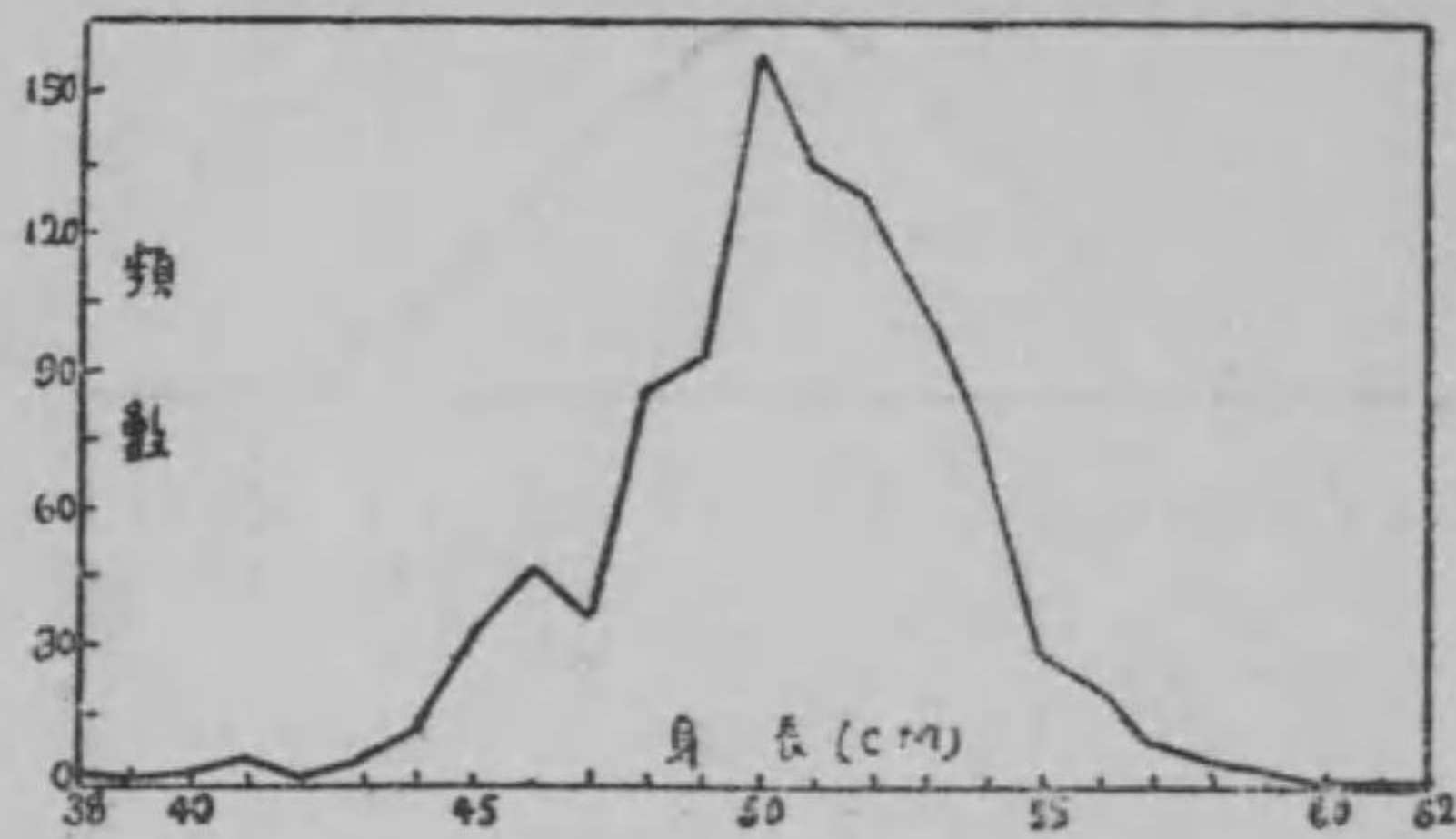
表 一 第

身長	人数	身長	人数
センチメートル		センチメートル	
38	1	51	136
39	0	52	130
40	1	53	103
41	5	54	75
42	2	55	30
43	5	56	24
44	10	57	10
45	32	58	5
46	47	59	2
47	80	60	0
48	87	61	0
49	26	62	1
50	153		

いて見るのが最も便であつて中央のところは最も多数でこれが大體の傾向であつて、これから遠ざかる程その中央との差が大となるのである。そしてその人数は、其の差の多い程少くなるのである。第一圖について云つても、各々は異なりつゝも、中央のところ、即ち四貫から五貫のところは最も多数であつてこれより多くなつても、少なくなつても、それが多くなり、少なくなるにつれてその人数が漸次減

いて見るのが最も便であつて中央のところは最も多数でこれが大體の傾向であつて、これから遠ざかる程その中央との差が大となるのである。そしてその人数は、其の差の多い程少くなるのである。第一圖について云つても、各々は異なりつゝも、中央のところ、即ち四貫から五貫のところは最も多数であつてこれより多くなつても、少なくなつても、それが多くなり、少なくなるにつれてその人数が漸次減

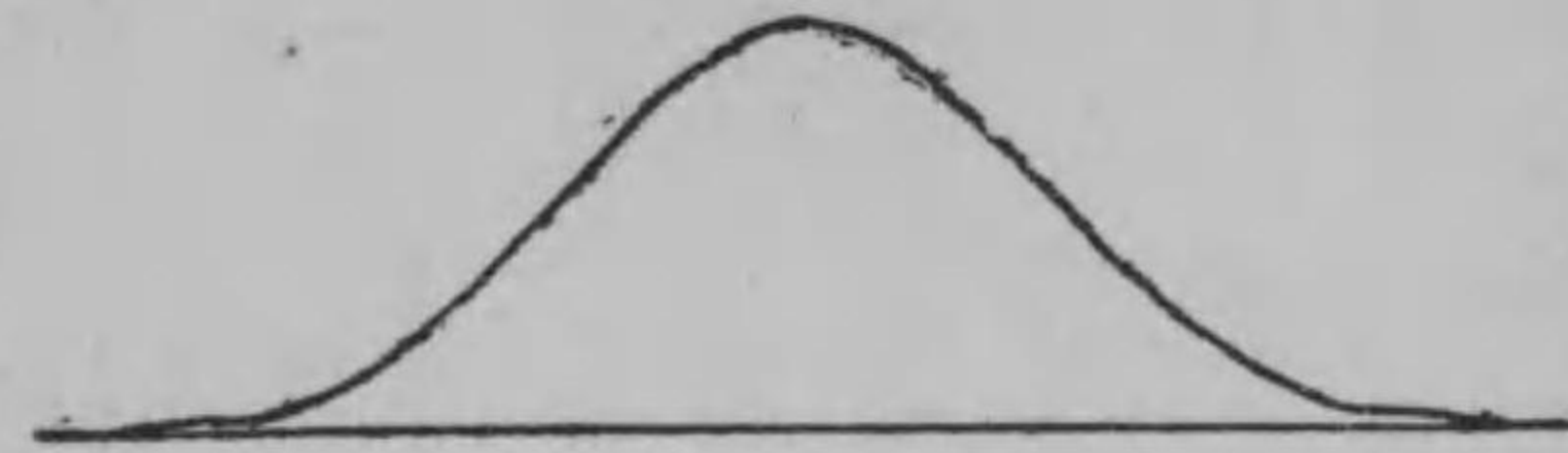
圖 二 第



じて来る。即ち大體の傾向と相違して来るほどこの相違したものの、人数が減じて来るのである。第二圖について見ても、四十八九センチメートルから、五十二三センチメートルのところは最も多数で、これが五十八センチメートルになり、六十センチメートルになる程人数が減じ、これと反對に四十三センチメートル、四十センチメートルと減するにつれてその人数は少なくなる。即ち、五十センチと云ふ、中等の丈のものは、百六十人以上もあるが、五十八センチと云ふものは二人位で、またすと短い三十八センチと云ふようなのは、一人しかない。これ即前述の大體の傾向に従ふものが大多数で、これから相違して来る程その人数の少なくなると云ふことをあらはしてゐる。同じ日本人にも極端に小

さい人もあり、或は歐羅巴人と殆んど同じく或はより以上に高い人も稀にはあるが、大體に於て小さいと云ふのもこの關係を説明してゐるものである。

圖 三 第



これを尙云ひ換ふれば、自然にあらはれたる人間の身體的諸性質に於ては、その多くのものは類似してゐるが、各々がみんな、その測定の結果が異つてゐる。而してこの中央の傾向にはづれたものは、そのはづれる程その人數は少なくなり、稀になる。

さてわれははこの一致する方面の傾向をとらへて類同性と云ふのである。即すべて自然にあらはれる性質は凡そ類同性を帯びてゐるものである。而してこの相違する方面の性質をとらへて個別差、(人間について云へば個人差である。)と云ふのである。即類同と個別差とは、個別差の中に類同があり、類同の中に個別差があると云ふ關係にな

つてゐるのである。而してこの關係を理想的にあらはしたものが、第三圖に示すような、蓋然曲線と稱せられるものである。(これはまた鐘の様な形をしてゐるため鐘形曲線とも云はれてゐる。)

これは、中央を中心として左右に相稱的にその起る度數を減じてゆくと云ふことを示してゐるのである。この中央の中心的傾向に近い、凡そその五十パーセントのものは、平凡、普通、並と云ふ様な言葉で云はれる一群であつて、その測定の大體の傾向をわらはすものであるが、その左、及右の二十五パーセントは大體の傾向と相違した變りものである。

3 精神發達に於ける個人差

以上によつて身體的諸性質に於て、この個人差の關係の存することは了解されたことと思ふ。然るに、人の精神のはたらきに於てもこの傾向はあらはれる。精神作用を論ずる場合の通説は、上述の中心傾向から考へられたものが多く、これ等には身體に

於て身長の大小があり、體重の輕重がある様に、それぞれ個人差の傾向があることを忘れることは出来ない。即、普通の働きに於ても人により時によつて様々な個人によつての相違があらはれるのであるから、もし、精神の働きを數量的にあらはすことができれば、この間に數量的にこの傾向があらはれる様になるのである。さてこの人間の精神の働きを量的に研究して、その間に差のあることを唱へたのは、英國のガルトンである。ガルトンは人間の才能に十六の段階のあることを提唱した。

現今の心理學に於てこの個人的差異については、二つの方面について研究されてゐる。一つは特殊精神作用の優劣の度を測定するものと、一つは精神の總和的の優劣を測定するものとの、二方面がこれである。特殊の精神作用の優劣の度を測定するものに於ては、諸種の特殊の精神の働きについて、研究するのである。たとへば、一般人の注意の同時に働き得る範圍は、六つの對稱を最高とすると云はれ、普通には、三つ四つの對稱に同時的注意が働くと云はれてゐるが、これもやはり大多數の傾向を示す

すものであつて、この數より劣るもの、或は優るものがあるのである。第二表に示す

序	1	2	3	4	5	6
注意	9	65	212	187	48	5
人数	1.7	12.3	40.0	35.4	9.1	0.9
男	4	45	176	245	77	6
女	20.7	8.1	31.8	44.2	13.9	1.2

に、千餘人の中、十一人しかないが、これと反對に全く注意の出來なかつたものも三

つて、數百の兒童についてこの注意の範圍をしらべた結果である。これによつて見ても、普通の傾向をあらはす、三乃至四は最も多數、即、七十パーセント位の傾向をあらはしてゐるのであつて五、六の最高に達し得たものもあるが、一方には、二つ一つ又は全く見ることもできなかつたものもあるのであつて、三又は四と云ふのはたゞその一般的の傾向を示すに止まつてゐるのである。しかもこの中心の傾向から遠ざかれば遠ざかる程、その人数が少なくなつて、六つの對稱に注意することのできたものは、わづか

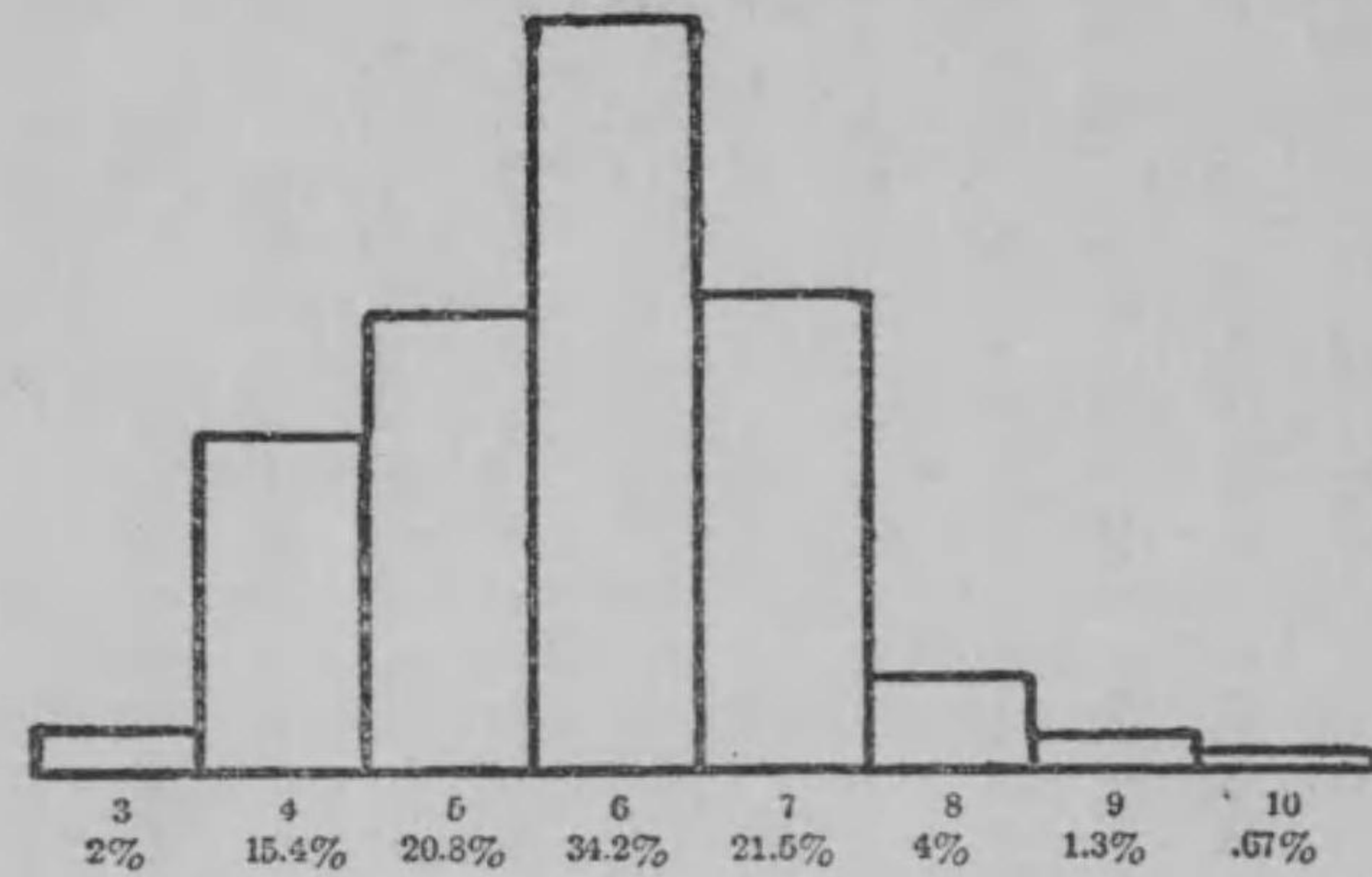
人しかないのである。

かくの如く人の精神作用には、個人差のあらはれることは疑ひない事實であるが、一般に、この個人差の方向が、普通よりすぐれてゐる場合には、これを能力がすぐれてゐるといひ、劣つた方向に異なる場合、これを能力が劣つたと云ふ様に、「能力」なる言葉を以つて云ひあらはしてゐる。能力と云へば、一つの力の様に考へられるが、事實は個人差をあらはす通俗的な言ひ方に過ぎないのである。

4 知能の個人差

さて上に述べたのは特殊の働きの個人差についてであるが精神の總和的優劣は、これまで知能の個人差としてはかられて来た、そして、これは、佛國のビネーをはじめとしてテルマン或はヤーキス等が、いづれも、その標準を設定して量的にはかつて来たのであるが、この知能が、並はづれて秀れて變異したものが天才であり、秀才であり、知能が、並はづれて劣つてゐるものが愚鈍であり、低能とされてゐるのである。こ

第 四 圖



の事實はテルマンが、小學校一年生百四十九人について行つた、一般知能の検査の結果によくあらはれてゐる。第四圖は、即、これであつて、横線の下、3、4は、8歳の知能、4才の知能の發達と云ふことを示し、その下の%は、百四十九人の中にそれだけに發達してゐるもの%を示すのである。これによつて見れば、明かに中央の、その年齢相當の發達を遂げた所謂平凡の知能が最も多く、これより以上の知能の發達をもつてゐて、八歳、九歳、十歳の知能に相當するようなものは、漸次減じて、遂に十歳の知能に發達して

あるものに至つてやみ、知能の劣つてゐるものも、その劣る程度の増すにつれ、人数が減じ、最後に三歳の知能に相當するもの、2%に至つてやむのである。而してこの右の方は、變異するほど優秀となつて、遂に天才と云ふべきものに至るのであるが、左の方は、變異するほど知能の程度が下つて、低能兒と云ふような、極端に知能の低いものとなるのである。この段階は人によつて種々の名稱がつけられてゐるが、松本博士は、天才、最上智、上智、平均智、下智、愚鈍、精神薄弱、低能、白痴、と分つてゐる、また、天才、優秀、上智、平均智、下智、魯鈍、輕愚、痴愚、白痴、と分つてゐる人もある。

本書が、以下に於て述べようとするのは、この劣れる方への偏異をした人々、即、下智、愚鈍、低能、等の兒童についてである。これを身體的に云ふならば、體重の輕少な人、身長の短い人と云ふ變異と同じ傾向である。而してこの偏異の極端な低能兒と云ふものは、全兒童の約二パーセントに及び、下智、愚鈍等のすべての劣れる方への

偏異したものを合すれば、約兒童の二十パーセントに及んでゐることが、實際の測定によつて知られてゐるのである。

これを要するに、人々の性能には、その平凡の範圍、普通のレベルと云ふものがある。併しながら、この範圍はたゞ、大體の傾向をあらはしてゐるものであつて、どこまでも個人によつて差があるのである。而して、この差異は、前述の大體の範圍からはなれるに従ひ、極端になるに従つて、順次その數を減じてゆくのである。劣等兒、低能兒と云ふのは、この偏異が一般智能の標準からはづれて劣つてゐるものである。

こゝに注意すべきは、低能兒と云ふことはどこまでも智能の偏異について云はれるものであることである。前に述べた特殊の精神作用個々について云つてゐるものではない。特殊の精神作用について劣つてゐてもこれは殊にその働きに於て劣つてゐると云ふに止つてゐて、低能、あるひは劣等とは云はないのである。然らば、この劣れる偏異のものについて、何故研究するの要があるか。

第二章 社會問題としての劣等兒低能兒問題

社會は進歩の一路をたどりつゝ、文明のあらゆる方面に於て、人類の福祉を増進しようとしてゐると云ふ事は、何人も明かに知るところである。しかしながら、これ等種々の努力の半面に於ては、人類の福祉を妨げる多くの問題がますます増加し、力を増して行くことも否むことができない。であるから、積極的の福祉増進の一面に、必ず消極的に、これ等の障害に對してそなへるところがなくてはならない。これがまた、幸福を増進することに大きい力を致すものである。何程積極的の方面に力をそゝいても、これ等のそれと反對して起る種々の問題の解決に力を注がなくては、その効果を収めることはできない。所謂低能兒問題もその障害の一方面に於て、重大な原因をなしてゐるものである。

1 低能者と關係する諸種の社會問題

低能者が惹き起す社會問題は甚だ多様であり、かつ甚だ重大である。而も後に於ても述べる通り、精神薄弱者の大部分は遺傳であるから、これ等のものゝ残す問題は、もしもこれを放任しておくとするれば、低能者は低能者を生み、その子がまた低能者を生んで、この種の問題は、益々増加するの外はない。まして、これ等低能者は、その増殖率が甚だ大であつて、正常のものゝ數倍であると云ふことを考へるとますますこの問題は、錯雜し、力を加へてゆくものであると云ふことを考へざるを得ない。これを實際上の問題について見るに、社會生活の複雑になると共に、犯罪者の數は益々増加する傾向がある。私生兒問題や、娼婦廢止の問題は絶叫され、失業者問題や、貧困救濟問題は、益々やかましく唱へられる。社會は、今そのよき方面の文化を進歩させると共に、これ等の種々の惡傾向に對して、あらゆる手段をつくしてこれが防止をとめなくてはならぬ状況にあるのである。

併しながら日についであらはれる種々の問題に對して所謂、その場しのぎの對症療

法をしてゐる様では、到底これ等の問題の解決は、暗中摸索して手當り次第に仕事を
 するに等しいと思はなくてはならない。これが解決をなすには、どうしてもその根本
 に溯つてこれが根治の方法をとらなくてはならない。犯罪者は罰すれば減するか、否
 罰よりも尙内的のものに彼等は強ひられてゐるのではないか、罰よりも彼等は貧しさ
 に責められ、道徳的意識の缺乏のためにはげしく本能に左右されてゐるのではないか。
 私娼、公娼の廢止が叫ばれても、たとへこれを廢止しても、何事によつても生活のな
 し得ぬものが性を賣ることは、彼等の自然ではないか。失業問題も、貧困救済の問題
 もたゞ、その失業者に職を與へ、貧困なものに財を與ふれば解決することができると考
 へるか。彼等はたとへ職業を得てもこれを満足に果すだけの社會的順應の素質をもた
 ず、財を得てもこれを正當に使用してゆくだけの智能を具へてゐぬ場合が多いのであ
 る。實にこれ等種々の問題の原因は、多くは人間の智能の未發達に原因するものと云は
 なくてはならない。今余は、これ等の問題の根本に於て、いかに低能者問題を考察する

の要あるかを詳かに述べて見よう。

2 犯罪 と 低能

犯罪の問題はすでに、多くの場合に論せられてゐて、心理學的の業績にも乏しくな
 い。これ等は皆一様に、或は、感化院收容兒童の二十五パーセントは低能兒であると
 いひ、少なくとも、犯罪者の四分の一は低能。若しくは、これより少し發達して尙正
 常に達してゐない所謂中間知能を有してゐる劣等知能者であると云つてゐる。ニュー
 ヨークの一心理學者は、その監獄、感化院の收容者について知能發達の狀態を研究し
 た結果、その二十五パーセントは精神薄弱者であると云つてゐる。またウエストチエ
 スタールに於て調査した結果によれば、低能者が全在監者の三分の一にのぼつてゐると
 云ふことである。

ゴリング⁽¹⁾は英國の國立精神薄弱者保護委員會の依頼によつて、英國の犯罪者中の低
 能者の割合をしらべたが、その研究によれば、低能者の中には少なくとも、普通の人

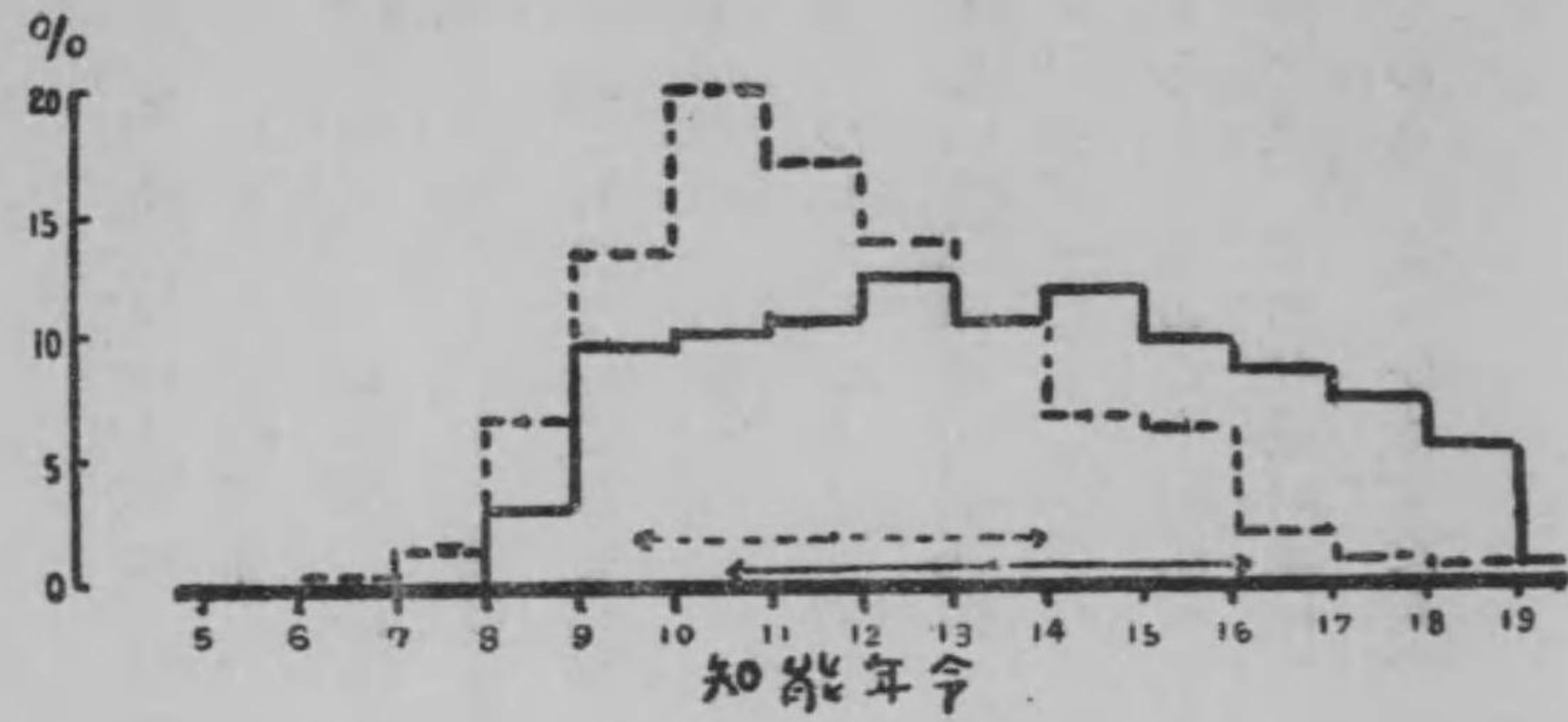
々の中の犯罪者の割合の二十倍乃至、四十倍の犯罪者の数が含まれてゐると云つてゐる。即、實際の割合を見れば、ゴリソグの標準から云へば、普通人に於ては、約〇、四六パーセントが低能であるが、犯罪者に於ては、少なくとも、その約十パーセント（約二十倍）多ければ二〇パーセント（約四十倍）は低能者であると云ふことである。即、普通の人の中で、百人に一人の犯罪者があれば、低能者、又は劣等知能のもの百人中二十人四十人の犯罪者が含まれてゐることになるのである。もつていかに犯罪者中に低能者の多いかを知ることができる。

これ等によつてわれわれは、犯罪者中に如何に低能者が多いかと云ふことについてその大體を知ることができた。併しながら、これ等の研究はいづれも、その標準とする成人の知能についての研究が不完全であることを免れない。と云ふのは、成人について、あらゆる階級の人々に精神検査をして見ることができないからである。であるから、これ等の研究は、比較的不適確なものであることを免れなかつたのである。然る

に、こゝに最近、ヘイス・フェルナルド及びドウエイの三人によつて、なされた研究は、この點にやゝ適當な標準を得てゐる。

この研究はアメリカ合衆國のニューヨーク州にある數ヶ所の監獄にゐる女の犯罪者六百五十三人について行つたものである。而してこれを比較する標準としては、最近の大戦中に兵士の採用について、合衆國に於て行はれた軍隊テストの結果と、兒童の職業相談をなしてゐるシンシナッチ職業指導所へ來た一〇九人の女子勞働者についての知能検査の結果を用いたのである。男女の知能の程度については、種々の議論があるが、この女犯罪者と、軍隊との比較に於ては、これがまづ同じと云ふ前提の下に、テルマンのスタンフォード改訂法の検査法を採用して、これによつて兩者を検査して見たところが、犯罪者の平均知能年齢が、十一歳・八であるのに軍隊の成績は、平均知能年齢、十三歳・六であつて、その差實に一歳九ヶ月餘になるのである。更にこれが、年齢の分配を見るに第三表の如くである。

第五圖



知能の發達十歳以下のものが兵士に於ける殆んど二倍に達し、十五歳以上のものは、殆んど兵士の七分の一位である。即、犯罪者に於てはあらゆる階級の人々を代表する兵士の知能に比して、低能者が多く、低能の部類に入らないにしてもこれより少し發達し、と思はれる様な劣等知能のものが多く、これに反して高い程度の知能をあらはすものは非常に少ないと云ふことが明かになつたのである。以つていかに犯罪者

(十才以下 十四才 | 十五才以上)
 犯罪者 二二、一 七四、一 三、八
 兵士 一三、六 五八、九 二一、五

第三表

知能年齢	犯罪女子	兵士
19.0—20.0	.2	.8
18.0—19.0	.4	5.2
17.0—18.0	1.0	7.2
16.0—17.0	2.2	8.3
15.0—16.0	6.0	9.6
14.0—15.0	6.7	11.8
13.0—14.0	10.5	10.6
12.0—13.0	13.9	12.4
11.0—12.0	17.0	10.6
10.0—11.0	19.9	10.1
9.0—10.0	13.4	9.5
8.0—9.0	1.7	3.4
7.0—8.0	1.7	.2
6.0—7.0	.7	.3
5.0—6.0		.2
人数	446	65.3
平均	11.8	13.4
蓋然錯差	±.106	±.111

この關係を圖示したものが第五圖であつて、これによつて見ても一般に犯罪女子の知能が劣等の方に傾いてゐることがわかる。更に、これを次の様に分つて見ると、一層明かである。

第四表

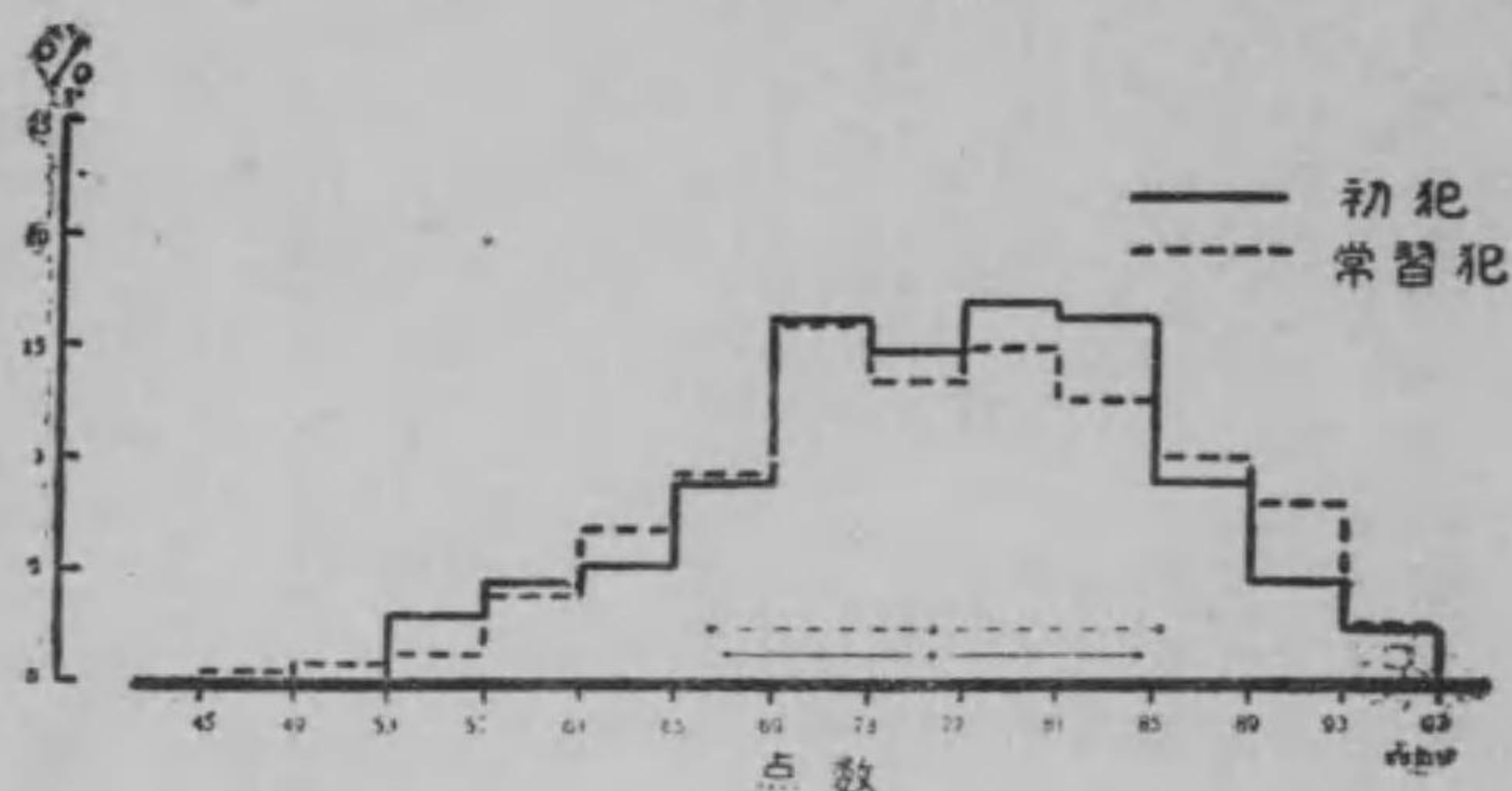
に於て知能發達の程度が低いかを知ることができる。

次に、これ等の女子犯罪者と、女子労働者との比較は、ヤーキス・ブリツヂスの點數式知能検査法（頁参照）によつて行つた。これによつて見ると、百點を滿點とするとき、十六歳乃至、十八歳の労働女子一〇九人についての検査の結果の平均は、七八・八三點であつて、これを犯罪女子の點數、七一・八點に比すれば、七〇・〇三點、高いことがわかるのである。

これ等について、いろ／＼考へあはせて見れば、一般に犯罪者のうちには、低能者や又は低能と云ふ部類に入らないまでも低い知能を有するものゝ多いことがわかるのであつて、犯罪をなすに至つたのは、その人間の知能の低いために、道徳的觀念の稀薄の致すところであると云はなくてはならないように考へられる場合が多い。

また時には、殘酷な感が缺けてゐるものもある。殺人犯などに往々見るところのものである。あるひはまた人の使族にまかせてゐる様な場合もある。いづれも知識

圖 六 第



の缺陷から來るものが多い、殊に、注意すべきは、彼等には道徳觀念の缺陷があると云ふことである。たとへば、フェルナルド等の研究によれば、初犯者よりも再犯者の方が、知能の程度が低い。

第六圖の點線は、常習犯罪者であつて、この中には、知能のすぐれたものもあるが、初犯よりも一層劣等なものがあることがわかる。道徳的の觀念の如きは、知能の發達が高くなつては生じないものである。であるから、これは後の本能のところにも述べておくが、惡と云ふことを知らない。それがため、本能や衝動の向ふまゝに行動すると云ふ様なものが多いのである。かくの如くであるから犯罪の問題を

根本的に解決するには、この低能問題を忘れては、雜草をとつてその根をとらないよ
うな結果となると云はねばならぬ。監獄や懲治場に入れられて、これに懲りる程知能
が發達して道徳的に反省するの餘地があれば、彼等は、もともと罪を犯さないものが
多いのである。彼等は他人のものをとり、人に害を與へると云ふことについて、何等
良心の苛責をもつてゐない場合が多いのである。

更にまた、この犯罪問題は後に述べる貧困問題と關連する。即、彼等は知能の發達
低く、特殊な職業的訓練、生活訓練を経てゐないために、失業しやすい、又浪費しや
すい。これが即、貧困と云ふことゝ關係して來て、貧困するときは、又彼等も生きな
くてはならないために、他人のものを盗んで生活すると云ふことになるのである。し
かも正常の人の様に、良心の苛責、即道徳的意識が、發達してゐないのであるから、
又こゝに至るのである。これ即、低能兒及劣等兒問題の解決をまたなければならぬ
所以である。

3 賣春問題と低能問題

賣春の問題は花柳病のおそるべき害と共に、社會問題として忘るべからざるもので
ある。即花柳病傳播、性的道徳の攪亂者として、常に世の多くの人々の頭を悩ましめ
てゐる問題の一つである。而して賣春の問題の奥にひそむものもまた低能の問題であ
る。即性的にふしだらな生活をするもの、中には、知能發達の程度の低いもの、割合
が非常に多いと云はれてゐるのである。實際、かくの如き、不規律にして、不愉快な
生活に堪え得るものは、知能の低いと云ふことゝ、性的の缺陷をもつと云ふことが、そ
の重大な原因として考へられるのは明かなことゝ思ふ。

前掲のフェルナルド、ヘイス、及ドウエイの研究によれば、ニューヨークの女犯罪
者の六六・二パーセントは、賣春の經驗をもつてゐるものであるが、ヤーキス、ブリ
ッヂスの點數式検査法によつて調べて見ると、賣春の經驗あるものの成績は、七四・
〇七であつて、その經驗の全くなきものゝ結果は、七七・四〇である。更に、これを

賣春婦と、性的不徳のあるもの（賣春にあらず）及全くかゝることのないものとの三種に別つて各々の成績をしらべて見ると、

第五表

調査の數

検査法の成績平均

賣春婦	二六六	七五、〇
性的不徳者	七六	七六、四
全くかゝることのないもの	三五	七九、四

の如くであつて、性的不徳者は、かゝることのないものより、知能の發達が劣り、更にこの賣春婦と云ふものは、かゝる知能の低いものゝ中でも尙一層知能の劣つてゐることが分明であるのである。性的に不道徳なもの已に知能が低い、そして賣春婦の如きは、一種の性的不道徳者であるが、性を賣ると云ふことに至るのは尙一層、その知能の發達が低いものであると云はなくてはならない。この中に多くの低能者や、劣等知能のものゝあることは疑ふべからざる事と云はなくてはならない。これをわが國の

私娼の如きものに見たら、如何なる結果をあらはすであらうか。ガタードが、わが國の賣春婦たる、藝妓を目して、日本特有の低能職業階級と云つたと云ふことは、又、たまゞこの事實を示してゐるものである。

4 失業者問題及貧困問題と低能問題

以上の諸種の問題の外現在の社會生活に最も關係をもつてゐるのは、失業者問題及貧困救濟問題である。失業者の問題は、所謂勞働者問題のうち、最も大切な部分の一をなすものであつて、勞働者に於ける人為淘汰に對する問題である。

まづわれわれは、失業の經路について考へるの要がある。多くの場合には失業者と云ふ部類の人間が、長い間慣れて來た職業を失ふと云ふことについては、何等かの原因がなくてはならぬ。その大部をなすものは、其の能力に於て劣つてゐると云ふことである。この能力の劣ると云ふことが、或る特殊な能力に於て劣ると云ふことであれば、問題は局限されて來て、その解決も困難ではない。けれども、これが更に、二つ

も三つもの職業を選んでも、その職業に於て劣つてゐるものは、他のいかなる職業に轉ずる場合にも、尙これが適者となり得るや否やについては、疑問がある。かゝる事が引き續いて起る場合には、失業の習慣とも云ふものを生ずるに至つて、遂にこゝに貧困問題と關連して來るのである。職業の階級によつて、その從事してゐる人の賢さの別のあることは、吾々が日常知るところである。

かくの如き状態であるから、こゝに失業者の精神検査をして見るの要がある。千九百十四年、ニューヨークの無料宿泊所にゐた、失業者の精神検査をして見たときにその八分の一は、精神薄弱者であることがわかつたと云ふことである。これを一般の低能者の率、ニバーセントに比すれば、實に六倍に達してゐるのである。

この關係を最もよく、あらはしてゐるのは、かつて、淡路學士が、心理研究に紹介せられた、ピントナー、及トープス、によるコロンバス、及デイトンの職業紹介所に於ける失業者の研究である。まづ、コロンバスの職業紹介所に來た、九十四人の労働

者について、その精神發達の狀況を見るに、

第六表

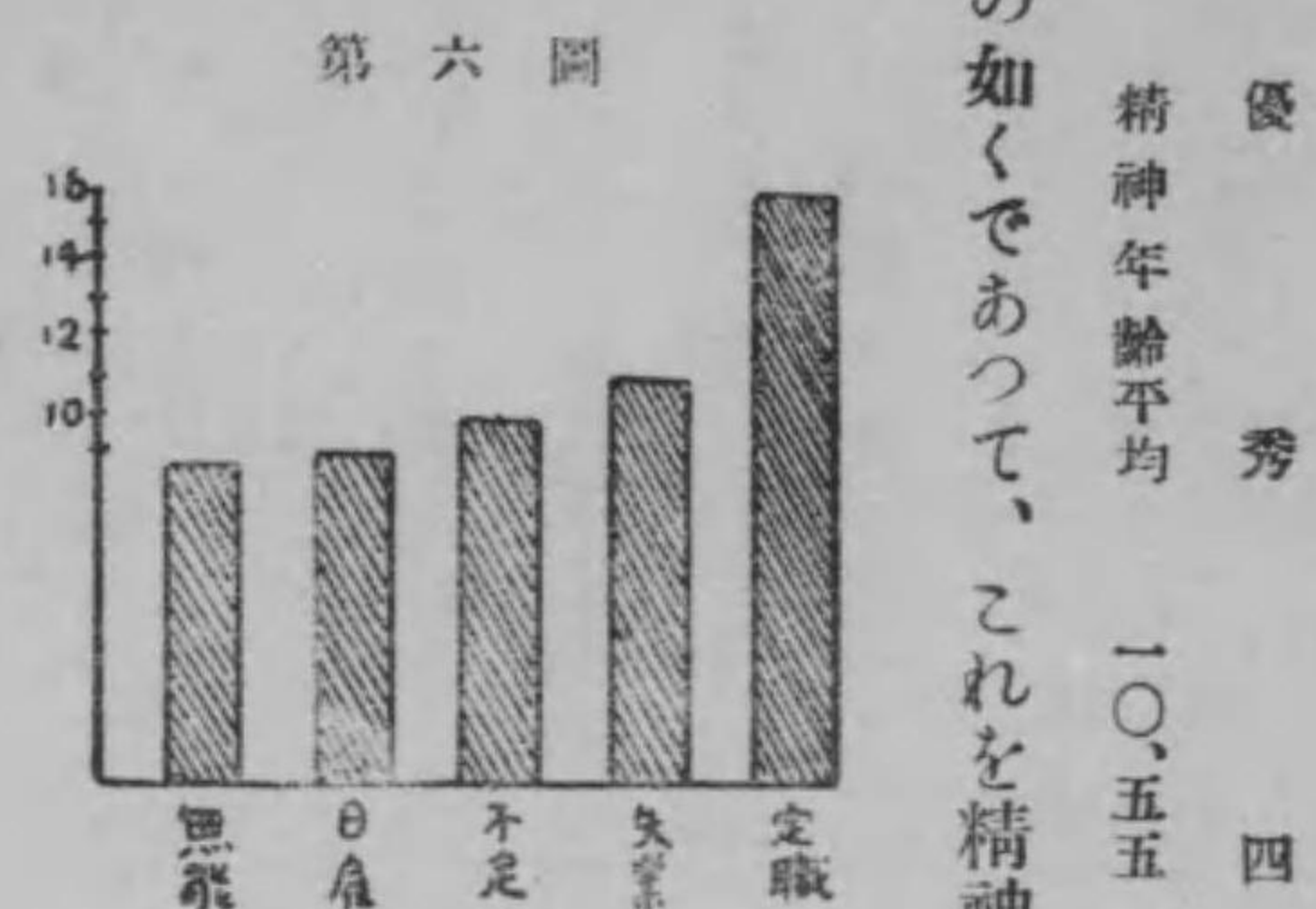
精神薄弱者	實數	%
愚 鈍	二七	二八、七
愚 鈍 (下智)	二八	二六、七八
遲 鈍	二七	二七、七
普通	八	八、五
優 秀	四	四、三

であつて、更に産業階級と精神能力との關係を見るに、

第七表

精神薄弱者	全部	失業者	不定労働	日雇者	無能者
愚 鈍	二七	一五	二	六	四
愚 鈍	二八	二〇	三	三	二
遲 鈍	二七	二四	一	二	一
普通	八	六	二	〇	〇

の如くであつて、これを精神年齢によつて、定職者との比例をとつて、圖示すれば、



第六圖の如くなるのである。これ等のいづれを見ても、われは如何に下級労働、ひいては貧困と云ふこと失業と云ふことが、知能の低いことに原因してゐるかを知ることができるのである。これをデイトンの場合に見ても、その一般的の傾向は、同様であつて、労働者の精神能力の發達は、

實數

%

精神薄弱者	實數	%
愚鈍	10	二五、〇
精神薄弱者	3	七、五

優秀	普通	遲鈍
6	8	13
15、0	20、0	32、5

である。即最も多いのは、兩者共に遲鈍であつて、低能の數は、後の場合は割合に少ないが、前の場合甚だ多く、一般人口の割の十五倍にも達しようとしてゐるのであつて、いづれにしても知能の發達の程度の低いことは争はれぬ事實である。實に低能者にあつては産業的生涯に於て、全く失敗に終るものが多い。即彼等は知能の發達が低くて、複雑な作業を統一して完全に果すことができないのであつて、役に立たないと云はれるのはこのためである。間違ひが多い、いくつかの用事をなすことができない、その上彼等にはまた、精神的勢力とも云ふべきものに於て劣つてゐるので、單純なことでもはきはき成功させることができないのであるから、彼等に特殊な職業的訓練や生活訓練がない以上は、到底完全にこのはげしい世の中にあつて、その一つの要

素として働くことは困難である。こゝに失業問題が起り、下級労働階級と云ふものができて、これが貧困問題と関係して來るのである。

一方これを事業の失敗によつて、貧困となるものについて見てもこの関係が現はれて居る。今米國に於ける破産原因についてしらべたものを見るに、(4)精神薄弱と見なすべきものが、その三分の一に及んでゐる。即

能力欠乏	一六、三
無經驗	四、七
輕信	四、一
浪費	三、〇
怠慢	二、〇
投資機	二、二
詐偽	一、六
資金欠乏	三九、三
三三、九〇	

他人の破産に連關	二、七
災厄	一六、五
競争	七、

これによつても知り得る如く、貧困の問題は一方能力の缺乏から來る失敗にも基くが財を得てもこれを適當に處理してゆくことをしらない、即生活の前後の關係を統一して、その間に將來を慮る生活の方針をたてることのできないによるのである。即浪費失敗をなすは、この關係から生じて來るものであつて、やはり知能の低格に原因するものである。であるから、これ等貧困に悩むものは、その財を得るために困難であると云ふことも一の原因であるが、一方に於て、たとへ財を得てもこれを處理するだけの知能を有してゐないことも重大な原因である。であるから、これ等に財を與へても彼等は忽ちこれを費してしまふことは勿論であつて、この様なことは彼等を救ふ所にはならない。彼等を救ふものはやはり、知能に相當した教育による、職業的訓練と

生活訓練とである。

かゝるが故に、失業問題、ひいては貧困の問題は、この低能の問題と離るべからざるものであつて、低能問題の解決は、やがてこれ等失業、貧困等の問題を解決することになるのである。

尙こゝに貧困の問題について、一面の消息を傳へてゐるものは、社會の階級によつて、その知能の程度の異なることである。今テルマン⁽⁹⁾の研究を見るに、兒童の父の職業を(1)智的職業、(2)半智的職業、(3)熟練を要する職業、(4)半ば熟練を要する職業、(5)熟練を要せざる職業、の五つの階級に分つて、その智能指數(頁參照)を見ると、第(4)第(5)の二つの職業の中數は、八二・五であつて、第(1)第(2)の中數は、一一二・五である。而して第(5)の職業の中では、一一五の智能指數を示すものは、たゞ一人のみであつたが、第(1)及第(2)の中には、八五・〇の指數を示すものは、たゞ一人しかなかつた。しかも、(1)及(2)の兒童の三分の二までは、一〇〇以上の智能指數を示してゐるの

(4)及(5)に於ては、八分の七までは、一〇以下である。これを以つて直ちに父の能力を示すものとすることはできないが、知能の大部分が遺傳であると云ふ事實から、大凡の推定をして見れば、いかに社會階級によつて、これを獲得するために、よき知能を要するかを示すものであつて、同時にこの所謂下層社會の中に、いかに知能の低いものが存するかは、前ビントナー⁽¹⁰⁾及トープス⁽¹¹⁾の研究とてらし合せて見ると、非常に興味のある解決を、われわれに與へると思ふ。

本邦に於て、この種の調査は甚だ少ないが、大正八年中、余等が東京市教育課からの依頼⁽¹²⁾をうけて、東京市内の小學校に於て行つた知能検査の結果は、やゝその間の消息を語つてゐるものがある。即今兒童の家庭の状態によつて、Aは一家の収入毎月二百圓以上で、職業の性質も、教育上有害でなし、相當に廣い邸宅を有してゐるもの、Bは、一家の収入毎月百五十圓以上二百圓位までに、その家の職業も、兒童の教育上餘り有害でないもの、Cは、一家の収入毎月九十圓以上百五十圓以下で、兒童は何等

職業を営む要なく、勉強にも遊びにも、自由なもの、Dは、一家の収入毎月六十圓以上九十圓位で、兒童に別に勞働を強ひないもの、Eは、一家の収入六十圓以内で、兒童の勞働を要するもの、これらを區別して見ると、その知能検査の成績は、次に示す如く異つてゐる。(點數は十點法)

第九表

	男	女
A	七、一	七、三
B	七、〇	六、五
C	五、九	五、九
D	五、六	五、三
E	五、二	四、九

即Eに於て最も劣つてゐるのであつて、この事實も知能の發達が遺傳を最も重要な要素とすると云ふことゝ照し合せて見て、尙一層上述の問題を考ふるに、明かな光を與へるものである。

かゝるが故に、失業問題、ひいては貧困の問題、下層社會の問題は、この低能の問題と離るべからざるものであつて、低能問題の解決はやがて、これ等失業、貧困等の問題を解決するものとなるのである。

犯罪、賣春、及失業問題は、現在われ／＼の社會の福祉に障害を與へてゐる最も重大な問題である。もし、これ等の問題が根本的に解決されたならば、いかに人間が幸福になるかは想像するにあまりある、しかもこの根本的解決にあつて、最も重要な要素は、これ等の人間の精神的素質に對して、注意をはらひ、而してこの方面から、內的の解決をなすと云ふことである。かくてはじめて、これ等の問題が人道的の立場から解決されると云ふことができる。これ等の問題は文明の進むにつれて、益々擴大しようとしてゐることは、争ふべからざる事實であつて、今低能兒についての考慮を拂ふことは、最も緊要な事であることは、こゝに云ふまでもなく、以上の事實によつて明かなことゝ思ふ。

5 不良少年問題と低能兒

尙、こゝに一言つけ加へておきたいのは、不良少年の問題である。不良少年問題と云ふものは、物質文明の産物と云つても過言ではあるまい。しかもこれまた、低能問題に關係すること甚だ密なのである。

既にのべた通り、犯罪者中には低能者の率が他の場合より甚だ多いが、少年犯罪者即不良少年中のこの率もまた、驚くべき數を示してゐる。わが國に於ても、都市に人々の集中するため、漸次不良少年の増しつゝあることは、何人も知る如くである。この方面の問題を解決するには、是非とも低能兒の方面からの研究を必要とする。

各地方の幼年監獄にある少年囚の中にある低能兒の率も相當に多いことと思はれる。恰も司法省は少年法を發布しようとする努力してゐる。併しながら、これ等の問題に關しても、徒らに歐米の風をまねるのみでなく、その兒童自身についての、根本的研究をなし、そしてこれに對しての方法を考へなくてはならないと思ふ。たゞいたづらにかゝ

る場所に收容して、劃一的な訓練を加へ以つて矯正し得たりとするが如き事あらば、大なる誤りである。もしかくの如きことあれば、兒童を悪化するのみで、決してよい結果は得られない、必ず内的に理解ある訓練を加へるの用意を怠つてはならない。併しながら、これが全國いくつかの矯正院に於て果してなされるか否かについては、充分の疑なきを得ない。

これは餘論であるが、さて上述のように、不良少年については、低能兒が大なる關係をもつてゐるが、これらの研究については、日本は、はるかに歐米各國に劣つてゐる。今合衆國に於けるこの種二三の研究を紹介して、いかにその重大な關係をもつてゐるかを明かにしよう。

オーダールは、千九百十六年、サンジョウセの少年裁判所について、その兒童の心理學的研究をなしたが、その約、四十五パーセントは、精神薄弱者であることを發見した。こは十二人の女子と、二十一人の男子であるが、その主なる犯罪は、男子にあ

つては竊盜、傷害、等であつて、女子に於ては、性的衝動行爲によるもの、不道德的行爲等が主である。

カリフォルニアのイオネの感化院に於ての研究によれば、こゝにある不良少年の三十乃至、三十五パーセントは、全く低能兒であつて、知能劣等兒童の数は更に多くて正常な知能を有してゐるものは甚だ少數であつた。これらの少年犯罪者の犯した罪の主なるものは、殺人、毆打、性的犯罪、自働車竊盜、浮浪罪等であつた。

又千九百十五年、ニューヨークの少年裁判所から、低能兒收容所の心理検査所へ送られた兒童、四百六十三人の中、正しくその半数は、知能の程度が全く低能の部類、または少しくこれより、秀れたもの、即劣等兒童であつたと云ふことである。

吾々は、日本に於ける、かゝる統計的事實を知らないのは、甚だ遺憾であるが、これを實際に調べたならば、必ずや、甚だ多數のものが精神薄弱者であることを疑はないのである。殊に不良少年について、注意すべきは、その中に低能兒の中でも知能の

比較的高いもの、又は、劣等知能の兒童の多いことである。であるからこれら兒童の取扱、または教育に於て不適當であるときは、兒童は學業に興味をもたずして、その衝動的、本能的行爲にはしる様になるものであつて、不良少年等のいづることは、誠に教育そのもの、罪とも云はなくてはならないことが多いと思ふ。これ即劣等兒、低能兒の保護、教育の重大な所以であつて、またこの種兒童研究の甚だ肝要なる所以である。

第三章 學校問題としての低能兒劣等兒問題

現在小學校に於ては、義務教育令の布かれてある關係上、年令が六歳になれば、入學するのであるが、人間の發達には、身體精神共甚だ多くの個人差があることは已に述べた通りであつて、疑ひなき事實である。六歳で七歳、八歳の知能の發達を遂げたものがあるが、また未だ六歳の知能に達しないものもある。然るに、これ等を同一の

學級に入學せしめる制度をとつてゐるのであるから、その結果あらゆる知能の程度の

年 知能	1	2	3	4	5	6	7	8
7.6- 8.5	25.5 %	56.6	18.4					
8.6- 9.5	4	24.5	4.9	19.4	1	1	1	
9.6- 10.5		3.8	28.5	46.6	14.2	5.7	0.9	
10.6- 11.5			7	2.3	44.6	2.0	3.5	1.2
11.6- 12.5			1	8.3	19.8	41.1	16.6	12.5
12.6- 13.5				2.6	9	39.1	24.3	27
13.6- 14.5			1.5		6	31	3.5	38.2

態をしらべたものを見ると次の如くである。

児童を、一學年の中に含むこととなるのである。であるから學校はまた社會と同様に知能の段階のあらゆるものを含み、従つて天才もある代りに、低能兒も含まれてゐることとは疑ひなき事實である。今テルマンの、各學年に於ける知能の發達の狀

即今六年をとつて見ると、漸く三年相當の知能にしか達してゐないものが、一パーセント、四年相當のものは、五・七パーセント、であつて、六年相當の知能に達してゐるものは、四十一パーセントしかないのである。

かゝるが故に、學校に於ても低能兒又は劣等兒が、種々の問題をつくることは、前章の社會問題に於けると同様である。殊に學校は、その仕事とするところが、彼等の最も不得意とする學習にあるのであるから、この間に一層困難の問題が起ることは疑ひない。

1 學級教授に於ける障礙

一學級五十人六十人の學級に於ては、劣等なものは十人位はある。そして最も劣等なものも一人位はあることを免れぬ。何となれば、諸學者の測定によれば、劣等兒は普通の人の中に二十パーセントは含まれ、また最も劣等なもの、即低能の部類に入るものは二パーセントは含まれてゐるのであるからである。

この劣等なものが、いかに學級教授を妨げてゐるかは、少しく實際の教育にたづさはつた人には、充分明かなところである。

これらの兒童をして、一般の教授に理解をなさしめようとする場合には、他の兒童は已に理解したことを、尙繰り返し繰り返し教授をうけるために、學科の興味を失つてしまふ。しかしまた一般の兒童に對して教へて、これを標準として教授を進めて行く場合には、これ等劣等な兒童は、何等解することがないため、また學科に興味を失ひ、従つて教授に注意することなく、遂には話をしたり、隣席の兒童にいたづらを爲かけたりして、學級教授の妨害をすることは決して珍らしくない。元來學級教授と云ふものは、中庸の兒童を中心として、教授を進めてゆくことが原則であるから、教育はその當然の結果として、低劣な知能の兒童は疎外して進められてゆくのが普通である。しかしそれで教育といふ全體の仕事は完成されてゆくか。

これを普通の兒童にとつて考へて見よ。疎外された劣等兒や、低能兒のために、ど

の位彼等の勢力は冗費されるか。折角興味をおぼへて、授業に熱心になる頃には、劣等兒のためにつゝかれたり、話をしかけられたりして、その注意を攪亂せられ、教授の進行を妨げられる。それでもわれわれは劣等兒をそのままにしておかれるか。教師は劣等兒を多くの場合憎む。憎まれた彼等は反抗のうちにつめたい生活をつゞけなくてはならない。その結果、後に訓練問題との關係に述べる様な問題が起るのである。

併しながら、これを劣等兒そのものゝ地位にたつて、考へて見よ。彼等は授業時間には半解または全く解しないことを、注意しなくてはならない。その解し得ざることは、一時間や二時間ではない、長い一年二年三年の間もつゞいてゐるのである。であるから自分の興味のある方へ注意の向くことは、誠に當然である。見よ、劣等兒がその特意とする、工やその他の學科、どの位熱心であるかを、しかも教師はその内心を見てはくれない、少し横を向くとまたかたと云ふ顔をして、睨まれる。彼等にとつて、自然教師をいとひ、遂に反抗するに至ることは、また當然のことではないか。し

かも尙現在の教育は、この低劣な兒童にさへも、教授の効果を徹せしめようとしてゐるのであるから、これが教師にとつても、どの位大なる負擔であるかは推察するにあまりあることである。

これを實際の例について見るに、かつて余が一人の低能兒を教へたことがある。而してこの兒童に理解させようとするときには、他の兒童に非常な迷惑をかける、たとへば、算術の教授をなす際に、この兒童一人を教へてゐると、他の兒童は全く放任されて、種々な問題について充分説明し、その能力に應じて教授する様な、餘裕を失つて、他の兒童に迷惑をかけること一通りではない。従つてこの兒童を疎外することは、わるいと知りつゝ、やむをえないとして行つてゐた。しかし兒童はそれではすまない。自分の机をけづつたり、字をはつたり、帳面に繪をかいたりして隣席の生徒をつゝ、ためにどの兒童もその兒童と同席することをいとふ様になつた。かくの如くであるから、自分も自然にその兒童をいとふ様になつて來て、従つて無理な要求をして、一時

間たゝせて見ると云ふ様なことをしたことがある。勿論この様なことで、効力のある筈がない。ますます兒童はいたづらの程度を高めてゆく様になつた。

また余の知る教師の教へる、一人の兒童は低能兒であるか、彼は教室の最も邪魔物であると教師が語つた、即彼は放任しておけば、氣が向いた時、何時でも教室の中をとびまわり、他の兒童のことや、教師の命令を聞かない。また氣が向くといきなり他の兒童のところへ行つて、これを連れ出さうとすると云ふことである。

これはこの低能兒童が、教授について何等興味を見出さないもの、極端なものであるが、かくの如き例は學校教師にとつては、珍らしからぬ事であると思ふ。これらの兒童は尙學校にゐなければならぬか。これらの兒童には、教化性のあるものもあるが、これらは學校におくにしても被教化性を缺いてゐるものもある。これらの兒童を學校に置いて、何の益があるか。これはわれわれが早く考へなくてはならないことである。而してその一部の解決となるものが、特殊學校、特別學級の設置であつて、これ

即、これらの問題を解決するためには、これらの兒童をとり除いた學級を作つて、その學級教授の完全をはかると同時に、これら兒童特有の性能に應じて、その教育をしてゆかうとする考が起るに至つた所以である。

これがために、われわれは、かゝる低能兒、劣等兒についてなるべく、完全な理解をもたなくてはならぬことがわかる。而してその理解の上になつてこそ、はじめて、彼等に對して、眞の同情をそゝいでこれを處理し、教育する方法を講ずることができるのである。

2 怠惰生と劣等兒低能兒

かくの如くして劣等兒、低能兒には、學校の教育は、單に彼等を束縛するものとなり、學校は、叱られるところ、できないと云つて嘲けられるところとなつて、遂に毎日學校を休んだり、また學校へ行つても非常に怠けてゐる兒童となるのである。何故に、これらの兒童は、學校を休んだり怠けたりするのであらうか。

上述したところでも明かであるが、學級教授と云ふものは、どうしても中庸の生徒を標準にしてゐるものである。であるから低能兒や、または劣等知能の兒童と云ふ様な、知能低級な兒童に於ては、何學科にしても解することが少なく、教師はただ彼等を束縛するに止まり、従つて學校は、興味索然たるものとなるのは當然のことである。ために學校に於ては孜孜として、學業にいそしむと云ふ様なことは不可能となるのであつて、かくの如き場合に怠惰生ができるのである。

そのはじめは、彼等自らが怠けようとしたのではなく極端に云へば、學級教授がさうさせるのである。即彼等がさうするのではなく、さうなるのが最も、自然であつたのである。しかしかゝる怠けものがどの位學校にとつて、その教育上障害になるかは明かなことである。しかし彼等とても、その嘲笑や叱正の中に、怠けてゐられる中はまだよいか、更に學校が一層いとはしくなると、學校へ行くと云つて、活動寫眞に入つて自分の體をばらし、何等束縛のない生活を求めるようになる。或は一日中、遊び

歩いて歸る、或は樂隊についてそこらをはやしてあるく、かう云ふことに興味をもつて來るようになる。所謂、典型的な怠惰生ができ上つて來るのである。

これらも彼の罪であると云へば罪かも知れないが、學校に於て彼等に充分の注意をはらつて、相當の教育をすることのできないことに原因はある。しかもかゝる悪い習慣や行爲は、劣等兒から、劣等兒に傳染して、その害悪がましてゆくのである。

かつて一小學校に於て、三四日或生徒が休んだことがあつた。この生徒は甚だ劣等なので常に困つてゐたのであるが、休みが續いたので問合せて見ると、家では學校へ行つてゐると云ふ。そこでよく調べて見たところが、その兒童は、毎日毎日學校が面白くなかつたのが、或る日學校へゆくのがおきて思案してゆく中に、活動寫眞の樂隊が通つた。丁度小使を少しもつてゐたので活動を見る氣になつて、辨當を食つて活動に入つておそく家へ歸つた、一度ゆくと、それから、學校へゆくことがきまりがわるくなつて、學校を休み、小使をもらつては、活動へゆくようになつたことがわかつ

たと云ふのである。これらは誠によき例であつて、はじめは學校の不快なのが遂に一寸した機會のさそふところとなつて、學校を缺席するに至つたのである。

これらの例はまた、合衆國に於けるものを見ても同様である。合衆國や英國に於ては、出席監督官と云ふ如きものがあつて、兒童の怠惰を検し、これを少年裁判に附する制度がある。この少年裁判に附せられた怠惰生の多くは、劣等兒低能兒であると云ふ事である。これを以つて見ても、これら怠惰生の中に含まれてゐる劣等兒の多いことを知るのであるが、また怠惰の原因が、學校の課業が彼等の知能に不相當であると云ふことから來ることを知るに足りるのである。

こゝまで考へて來れば、かくの如き非常に厄介な分子はどうしても學校からとり除いて、他の特別教育をし、また、これがためには、これらの兒童の理解を高めて、その立場から內的の同情ある處置を講じなくてはならないことは明かなことであらうと思ふ。

3 不良兒童と劣等兒低能兒

不良少年の問題について深い理解をするには、低能兒の問題を考へなくてはならないことは、既に述べた。

即不良少年の四十パーセント位は、低能兒であると云ふのである。これらの不良少年と云ふものは、社會問題として重要なものであるが、學校の問題としても重要なものである。

殊にその不良の度が、著しくなくて、犯罪と云ふ程度に至らないようなものに於ては、學校がこれを解決しなければならぬのである。

友達の物を盗むと云ふ様な子供に、非常に成績のわるいのがあることは、多くの教師の知つてゐるところであらう。またそれまでの程度に至らずとも、他人に意地悪をしたり、人を虐めたりするのに、この種知能の程度の低いものゝあることも、これまた多くの教師の知つてゐるところであると思ふ。

これらは勿論、未だ不良性の程度のはげしいものではない。しかし學校に於て、これらの兒童が、教師より以上に勢力を高めてゐることは事實である。これらの兒童は學科の成績のすぐれてゐる以外の、中等以下の生徒をみんな支配してゐるのである。それがために、これらの生徒の不良性は、たとへば他人をいぢめたり、他人をしてわるいことをさせたり、または誰かを仲間はずれにすると云ふようなことをして、學校の平和を亂すようなことになるのである。

今その原因を考へて見るに、これらの兒童は學業に於ては劣つてゐるので、何かの點で優秀にならうとする本能的の欲望がある。これ即彼等が中以下の兒童を支配しようとする傾向の原因である。即知能の程度が甚だしく劣り、體力に於ても甚だしく劣つてゐる様な場合は不可能であるが、然らざれば劣等兒などに、その組の生徒を支配しようとする傾向は著しいもので、他の兒童を使噓したり悪戯をさせたり等して、その間に自己の優越本能を満足させてゐるのである。

學校の風儀、即校風と云ふ様なものが、比較的知能の低いものに支配される場合、不良的傾向を帯びると云ふことも、しばしば目撃するところである。どこの地にあつても、入學困難で比較的優秀なもの、はいる學校と、これより劣つた學校と、比較すると必ず後者の方が風儀のわるいのは、即この關係と思ふ。

かくの如く低能兒劣等兒等が、學校生徒の訓練上に及ぼす影響は少なくないのであつて、ために他の兒童に對して完全な平和をもち來すためには、やはりこれらの兒童の心理について理解を高め、特に注意の届いた教育を施さなくてはならないのである。かくして真にその内的の矯正をして、一はその兒童のために、一は他の兒童のために、教育の徹底をはからなくてはならない。もしまたその教育の不可能な場合には、特殊の訓練を施すために、一つの教育機關に委ねなくてはならないのである。

以上余は、社會問題、學校問題として、劣等兒及低能兒が、いかなる關係にあるか

を重なるものについて述べた、尙この外にも多くの問題がこの種知能低格者にかゝはつてゐると思ふ。而してこれらの問題の解決には、この種兒童の内的理解によつて、これを正しく導く教育が授けられ、適當な教育が授けられるようにならなくては、何時にいたつても社會に重い負擔を來し、社會の平和を亂すに至り、これを學校にとつては、他の兒童の迷惑損失と、教師の負ひきれぬ負擔を増すに至ることは、明かなことである。しかも前述の如くこれらの人間は、その増殖率に於て、普通人の數倍に達すると云はれてゐるのであるから、これを放任しておくことは、百年清河をまつよりも、尙甚だしく、ますます社會の負擔を來すと云はなくてはならない。

第二篇 低能兒及劣等兒の概念及その特性

第一章 低能兒及劣等兒の概念

われわれは普通に劣等兒とか、低能兒とか、精神薄弱者とか云ひ又は、精神耗弱者とか、白痴とか云ふが、何を劣等と云ひ低能と云ふか、またこれらの言葉が何を標準にして云はれることを少しく仔細に考へて見ると、いづれの人と雖も漠然たるを免れないと思ふ。精神耗弱とか白痴とか云ふ言葉の如きは、法律上用ひられる言葉でありながら、尙その内容に至つては甚だ漠然たるものであつて、精神病學者の鑑定を乞はなければならぬ状態である。しかしこの精神病學者の鑑定と雖も一定の標準がなければ、その鑑別は従つて主觀的となり、甲の精神病學者の鑑定するところと、乙の精神病學者の鑑定するところとに、相違を來すのであつて、從來の鑑定が、この種の

ものであつたことは、後述するところによつて明かである。こゝに於てわれわれはその標準の如何と云ふことを知るは、低能兒、精神薄弱者の概念を形づくるに大切であつて、この點の明かになるにつれて、劣等兒の觀念も亦明かになるのである。

歐米に於ても、この標準が定められ、その概念が明かになるまでには、随分いろいろな考へを通り越して、漸次明かになり、完全な標準の設定せらるゝに至つたのであつて、學者により時代によつて、種々な考へがあらはれた。これら諸種の概念、標準を一通り知つておくことは、わが國に入つて來た低能の觀念を明かにする上に大切である。まづ近世にいかなる考へが行はれたかを見よう。⁽¹⁾

1 近世以前に行はれた標準

コークは中世の法學者であるが、彼は白痴、又は愚者とは、生來不完全な心をもつものを指すと云つてゐる。この頃英國法は、「白痴トハ記憶健全ナラザルモノヲ云フ。事物ヲ推理スルコトヲ得ズ、二十ヘンスヲ數フルコトヲ得ズ、更ニ自己ノ年令、父母

ノ名ヲ云フヲ得ザルモノハ、コレヲ白痴ト見ナスベシ」と云ふ箇條を設けた。

この定義は當時英國に於ては、恰も裁判を経て、刑を決定することが定まり、一方財産の所有權を確定するため、即裁判權と所有權との二つの權利を享有することのできぬ精神薄弱者のため、この定義を作製するの必要に迫られてゐたために生じたものである。であるからこれは一種の法律上の定義とも云ふべきものである。

これら法律上の定義の外、尙當時に於て、醫學上から見た定義があつた。デルボーと云ふ醫學者は、「白痴又は愚鈍は、一種の疾病である。この疾病のあるために、推理不可能に陥り原因結果の推究をなすことができないのである」と云つてゐる。又ツイリスは、「イデオットはその原因が腦の缺陷にあつて、そのために記憶又は想像に缺陷を生じて來る」と云つて、腦髓の一定の位置に解剖的缺陷ありとしてゐる。

更にまた中世は一種の宗教的時代であつたから、すべての事象について、宗教的解釋をなすことを忘れなかつた。殊に低能者の様な精神的缺陷に對しては、一層この種

の解釋の行はれたことは、想像するにあまりある。

この教會的解釋の中で、ハインロートのものが今残つてゐる。これによれば「サタンあるところ弱きと暗きとのみ、されば惡魔の中に住みて心を亂し、容るところなく住ふ」と考へたのである。又尙一つの解釋がある。これは、即白痴は神に祝福されたものであると云ふ考へである。この種の解釋は日本に於ても種々な形によつて、精神的の疾病に用ひられてゐるのを見ると、思ひ中ばにすぎる。即神様に憑かれたとか或は魂がみ入つたと云ふ如きは、この種の同じ考へに基づいてゐるものである。

これらの定義を見るに、いづれも常識的に低能と云ふものについて、一つ二つの特徴をとらへたものであつて、これをもつて、その概念を作ることなどはできない。そしてこれらの特徴の有無をもつてのみ、これを判斷すればその間に誤りが起ることは云ふを俟たないことである。

2 社會的經濟的標準

近世になつてこれらの問題は、漸次社會の注目をひくに至り、従つて種々の方面から考察されて來た。今これらの主なるものをあげて見ると、社會的、經濟的見地よりの標準、教育的の標準、醫學的の標準、心理學的の標準等がある。これ等は劣等或は低能と云ふ事實について、それぞれの立場から種々の考をたてゝゐるが、いづれもその概念をたてる上に大切なものである。今これ等について順次その大體の考へを述べて見よう。

前述の様に法律上に於ては、所有權設定、犯罪の責任等の關係から、精神薄弱者の標準を定めるの要があつた。わが國に於ても、白痴、及身心耗弱者は、財産を處理することができないので、禁治産となり、又は犯罪の責任なきものとして、その罪は罰せられることがないことにしてゐる。

併しながらこの方面の事實について如何なる標準によつて決するかは定められないおそろくは裁判官の裁量によるか、精神鑑定家の鑑定によるのであらう。併し、精神

耗弱と云ふが如き、漠然たる語でよくこの内容が、あらはれるか、推定や裁量に遺憾なきかは疑問である。

この不便を免れるために、英國に於ては、千九百四年その調査委員會を組織して、これ等精神缺陷者のために、經濟的、社會的の標準を定めた。その條文を見ると、次の如くである。

精神薄弱者トハ適當セル環境ニ於テハ、生活ノ資ヲ得ベキモ、生來又ハ幼時ヨリ精神缺陷ノタメ、正常人ト同列ニアリテ競争スル能ハズ、又ハ普通自己及自己ノ事件ヲ處理スルコト能ハザルモノヲ云フ。

これから約十年の後、即千九百十三年には、精神缺陷者法が制定されて、精神缺陷の如何なるものであるかを規定し、これと同時にこれを三種に分類して、次の如き標準を定めた。

輕愚(精神薄弱者)トハソノ生來又ハ幼時ヨリ、精神缺陷ノ程度痴愚ニ至ラザル

モノニシテ、尙自己ノ保護、防禦ニ、統制監督ヲ要ルモノヲ云フ。コレヲ兒童ニ見レバ、カ、ル缺陷ノタメニ普通學校ノ課業ヨリ當然ノ効果ヲ得ルコト能ハザルモノヲ云フ。

痴愚トハ生來又ハ幼時ヨリ缺陷ノ程度白痴ニ至ラザルモノニシテ、尙自己又ハ自己ノ事件ヲ處理ヘルヲ得ザルモノヲ云フ、兒童ニ於テハコレヲ教育スルコトノ不能ナルモノヲ云フ。

白痴ハ普通ナル身體ノ危険ニ對シテスラ自己ヲ防禦スルコト不可能ナルモノヲ云フ。

となつてゐる。社會的、經濟的の方面から見れば、この標準によつて見るが如く、低能は實に社會の他の人々と共に、同じ競争の地位になつて、生活することのできないと云ふことが、最も大なるものであつて、これが即前章に述べたような負擔を社會に負はせる原因となるのである。即社會的に云へば、低能は社會生活の一員として、自

分のなすべき責務が完全に果されないと云ふことが、主なることである。

併しながらこれを低能のあらはす現象の概念とし、これを以つて低能の何たるかを解しようとするならば、これは甚だ漠然たるものであることに氣がつく。

而してこの定義の最も不完全な點は、これがすべての場合、すべての階級の個人に共通に適用され得ないことである。即境遇によつて適用される状態が違ふ。たとへば田舎に住んで普通に、自分のことをして、又他の仲間と同様な仕事をなしてゐるものでも、都會に出て來ると、その競争のはげしいために、自分の生活をたてることができなると云ふ様な状態になると、これは上の定義から云へば、輕愚と云ふような種類に屬すべき、人間になるのである。又女なれば勝手にあり、家庭にあつて、家のことを處理してゆくときにあたつて、さして不都合を感じないでゐるようなものでも、同じ知能でもこれが男子である場合には、競争場裡にあつて、自己の獨立した生計を保つことができないで、こゝに云ふ痴愚に屬すると云ふようなことにならないとも云

へない。尙一例をあげるならば、金満家の世嗣と云ふ様なものは、たとへば非常に知能が低くとも自分のこと處理するに差支へなからうが、これを普通の人の様に取扱ふことになると、自分自身の始末もできなくなり、上の定義からは痴愚となると云ふこともある。

併しながら科學的の定義として、精神薄弱の概念を適確に與へるものは、この様に不完全で時や場所によつて異つて來るようではならない。即境遇の如何を問はず、性の異同を問はず、すべてに一樣に適用されるものでなくてはならない。であるから、これは、低能兒の社會生活に於ける意義を示すものではあるけれども、低能兒とは何ぞや、何をもつて標準とするか、を語るものと云ふことはできない。

3 教育上の概念

近世歐米に於ては、學校の成績が非常にわるくて、二年も三年も落第する場合にはこれを心理學的検査にうつすことに、定めてゐるところがあるが、二十年以前までに

は、この心理學的検査と云ふものが現れず、従つて低能兒と云ふものは、現今のわが國に於ける様に、たゞ學校の成績からの鑑別のみがなされ、二年又は三年以上學校でおくれたものは、低能兒であるといふことにしてゐた。しかしこれで果して満足すべきものであらうか。

學校で二年も三年もおくれるものに、低能兒の含まれてゐることの少なくないのは事實である。しかしこれが悉く低能兒でないことは明かである。或は算術とか、或は讀方と云ふ様な特殊の學科が特にわるいものもある。感覺機關の疾病のために、知識の發達に故障の起つたものもある。また神經質のためにわるいものもある。これ等は一時的のものであつて、この感覺機關の治療、またはその他の身體的故障を治療した後、特別な教授によつて、補充をし、或は特にある學科の補充教授をすれば、多く學力が回復するものである。即所謂低能兒の含まれてゐることも事實であるが、劣等兒と云ふものも一樣に區別することなく含まれてゐる。この事は後に尙詳しく述べる

こととする。

尙こ、に注意すべきは、教師の主観的な判断によつて、兒童の知能を定めて或は低能と云ひ、或は正常と云ふことである。これらもまた一種の教育的概念からしてゐるものではあるが、その間に、或は兒童の風姿や、顔つきなどにわづらはされて、兒童の眞の知能について、達観し得ることは少ない。たゞ教師が劣等なり低能なりと云ふ判断が、完全に標準となるや否やは、考へたところで明かと思ふ。上述の如き教育的標準と云ふものが、絶對的の標準として信頼するに足りないものであることは、これ等の事實によつて明かであると思ふ。

4 醫學上の概念

低能兒は元來一種の病氣であると見られた。従つて醫學者がこれについて種々研究し、またこれによつて、低能と云ふことについての標準を與へようとした人が多くある。而して一般にこれらの定義は、精神薄弱者が、身體の薄弱、又は缺陷と同じであ

つて、正常者との間に明かな區別點があるものとしてこれを求めて來た。かう云ふ研究の態度は、従つて生理學的の原因を、探究して行かうとするようになつて來た、マイヤランドが、「白痴とは出生前又は精神發達以前に起る神經中樞の疾病、又は營養不良に原因する精神缺陷である。」と云つてゐる如きは、この種定義の好例である。併しながらこれらは、生理的、解剖的の事實を推定したのであつて、一種の煩瑣學的の態度とも云ふべきもので、抽象的であつて、具體的の事實をあらはしてはゐない。腦の中樞と云ふものが、アτροφイーを起してゐると云ふことは事實であつても、これを標準として具體的の事實に接してゆくことはできない。即これが低能であるや否やを區別することはできない。

しかもかくの如く云ふ場合には、他の身體的の疾病と同様に、この疾病状態が治癒し、またはこの營養がよくなれば、精神薄弱の状態は回復するかと云ふ考へが浮ぶであらう。しかし乍らかくの如きことは絶對にないのである。たとへば營養不良が精神

に影響して、低能と云はれる様な兒童があつても、その知能を検査して見ると、正常であり、更に學科の成績も、營養を回復させれば、回復するものであるならば、これはたゞの營養不良のために、他に勢力をとられて、知識の獲得に進歩を來さなかつたので、低能兒又は精神薄弱と云はれるものではないのである。

かくの如く解剖的、生理的の推定によつては、精神薄弱の事實に關しては何も云ふことはできない。こゝに於て醫學者が低能兒について考へるには、後に述べる所謂第二次的徴候に屬するものをもつて、その徴候と數へてゆく外はないのである。たとへば小頭と云つて、頭が非常に小さかつたり、水頭と稱せられて非常に頭が大きかつたりする様な、所謂變質徴候のあらはれるもの、或は顔貌等についてその特徴をとらへて、もつて精神薄弱の標準として鑑別する傾向があるのである。即何等か特殊の徴候があらはれなければ、これを所謂場當りの見當の外、低能と鑑別することはできないのである。これは一般醫學の診斷が、ある一つの徴候について行はれてゐるものであ

るから、この類推によつて行はれるのである。であるからこの方面に於ての大家であるトレッドゴルドの如きも、その有名なる著「精神缺陷者」は殆んどすべてがこの第二次的徴候、即クレチン病（甲状腺肥大のため白痴となるもの）、モンゴリア病、水頭、小頭、微毒性痴愚、癲癇性痴愚と云ふものゝ外に出て居らないのである。

併しながらこれらは、低能者の甚だ小部分のあらはす徴候であることは、後章に述べる通りである。故に、トレッドゴルドも遂にはこの問題を心理學に委すべきものたることを述べるに至つたのである。かの有名な佛蘭西の心理學者ビネーが精神病學者のなす低能の診斷が、甚しく見當のちがふことについて述べてゐるところは、甚だ肯綮に値するものがある。即、

「誰も誰もが自分の想像するところによつて、境界線を作り、これにあてはめ様とするために、誤りを生ずるのである。精神病學者のすることもこれである。」と云ひ「こゝに於てわれわれは、醫師は低能兒についての客觀的標準を示すことは不可能

であると云ふも過言ではあるまい。」と云ひ。

「醫師の診断が数日おいて、異なつた精神病醫師に診断してもらつたものと甚だしく異なつた診断をした證據はたくさんある。」と云つてゐる。

醫師が低能について考へることの誤りは、第一はこれが全く特殊の疾病と考へて、その徴候を求めると、第二はこの徴候が存在しないために、次には主観的の判断をすることの誤りにある。即低能は生來のもの、終生のもので、疾病の如きものでなく、知能の漸次な個人差に基くものであるから、確たる區別がない。こゝにその徴候を求めると誤りを生ずるのである。而かもこゝに低能兒として、區別するためには一定の限界がなくてはならない。元來確然なる境界のない、漸進的のものであるものに、限界をつけるには、こゝに一種の客觀的方法に訴へなくてはならない。然るにこゝにこれを主観的に診断し様とするときに、前述の様な誤りを生ずるのである。これを要するに、醫學的標準と云ふものは、他の身體的疾をある具體的徴候によ

つて、診断すると同様な方法によつて、精神薄弱者についても、何等かの徴候を求めようとしたのであつて、その結果わづかにあらはれる、徴候をとらへることゝなつたのである。こゝに於て、この徴候のあらはれない場合には、つまり自分の想像によつて定めるの外ない有様であるのである。

しかし漸次精神薄弱と云ふものについての、概念が明かになつて來るに従つて、醫學者に於てもこの精神薄弱と云ふものが、心理的事實であると云ふことを考ふるに至つて、現在では醫師もまた心理的の診断方法を用ひてゐるのである。

心理學的標準

心理學的の考へを最も早く發表したのは、*ルバート*である。彼は千八百三十四年に、低能兒についてその定義を發表した。即「白痴及痴愚とは、生れつき精神的の缺陷あるものを云ふ、而してこの種の兒童は、天才と反對の極端をなし質よりもむしろ程度に於て、異なつてゐるものである。」と云ふのが彼の考へである。

併しながら當時に於ては、この定義は教育家は勿論學者の注意をもひくに至らなかつたのである。

千九百四年、巴里に於て、精神缺陷ある兒童に對して特別の教育をするために、他の兒童と分離することに決し、時のパリ大學の心理學教授たる、ピネーに意見を求めた、その時の委員會の求めによつて、ピネーは兒童が科學的に分類せられる様な、心理學的の標準を設定しようとして試みた。

これから種々の曲折を経て、千九百五年以後彼は、知能検査法を案出して、多くの兒童を検査し、實驗的に検査法を、各年令に配當して、千九百八年に第一のものを、ついで千九百十一年にその改正法を作り、客觀的の標準を設定し、精神薄弱者を檢出する方法を考へたのである。これによつて得た標準は、全く知能の状態によつて低能兒であるか否かを定めたのである。即醫學的の診斷が身體の變質徴候をもつて、精神薄弱をさぐり、社會的、經濟的標準が、社會に對する順應と云ふことを基礎としたの

と異なり、知能の状態にさへ變化がなければ、その個人に教育的社會的又は經濟的の順應不適應の點があつても、また身體的の所謂變異徴候があつても、低能と診斷しないことゝなつたのである。

而してこゝにピネーの所謂知能には、基礎的の要素がある。その變化、その缺陷が實際生活には非常に重要な結果をもたらす、この要素と云ふのは彼が、「判斷、創造性、順應の材能」と云つてゐるものである。

知能とは何であるかについては、低能の特質を述べた後に於て、少しく論じようと思つてゐる。今はとにかくこの知能と云ふものに立脚して、知能検査をなし、これに基づいて低能の標準を定めたことを述べておく。

ピネーがこの方法を案出するまでには、實に一通りの苦心ではなかつた。氏が一人學校兒童について、實際に測定して、その知能の段階について經線的に量的の測定法を漸次に構成していつた場合の苦心と云ふものは、心理學に於て後世に残すべき

偉大な効績であるのである。

かくの如くして知能の検査法は漸次できあがり、七歳の知能検査、八歳の知能検査と云ふが如く、種々の年令による知能検査が定まつて来て、その結果精神薄弱者、即ち低能と云ふものについても、實際の検査の結果、まづ大體の考へが定まるに至つた。即ち九歳又は九歳以下で知能年令が、その生年より二年以上おこれてゐるもの、九歳以上では三年おくれ、成年では知能の發達が十二歳の知能を示すようなものを、精神薄弱と云ふ風に考へられるに至つた。

さてかくの如くして大體の概念が定まつた。尙この検査法は、合衆國に渡つてから著しい發達を遂げ、テルマンは、スタンフォード大學に於て、所謂スタンフォード改訂法をつくるために多年の苦心をしたが、この間にこれに對する研究も進んで、更に知能指數（久保氏譯）又は知能率（松本先生の譯）とも云ふべきものを考へるに至つた。これは生活年令で知能年令を除した商を百分比で云ふものである。即ち生れた年か

らの生活年令に對して、知能の發達が、どの位の割合であるか、と云ふことを考へたのであつて、これはまた、低能の概念を明かにするにあづかつて、力多かつたのである。

これを詳しく云ふならば、生活年令に全く相當して、知能が發達すれば、知能指數は一〇〇をもつて示されるが、實際の年は十三歳十ヶ月であるのに、その知能の發達の程度は六歳五ヶ月位であるとすれば、その知能指數は、一六九ヶ月で七七ヶ月を除した百分比五八であるのである。而して知能指數と云ふものを考へるようになってから、これを低能の實際の社會に順應する度と照合して考へて見ると、結局社會的の標準と云ふものと結合する様になつた。即ち知能指數七〇以下のものは、社會的に云つて自己で獨立して自己の用を便して生活してゆくことができないと云ふことが、種々の研究の結果明かになつて來たのである。

この進歩結合は、精神薄弱と云ふもの、概念を作る上に非常に大切であるのである。

思ふに精神薄弱といふものが、人類に對する實際上の標準は、實に社會的經濟的のものであつて、彼等が自ら獨立し生活し得ざる點にあるのであると思ふ。この點が精神薄弱者なるものが實際に人類の間にあつて、交渉をもち意義をもつ所以であつて、またこれがその存在を顧慮しなくてはならない理由である。併しそのあらはれ、その性質はこれまた、心理學的のものゝ外に出でないと思ふ。即精神薄弱とは何であるかと云ふことに答へるものは、かくかくであると云ふ心理的事實のみである、醫學的のものもこの場合には、かくかくであると云ふことは答へることができない。結局精神薄弱と云ふ事は、心理的事實だからである。

かのトレッドゴルドの如きも、これ等の現象は全く心理學的のものである。と云つてゐる。わが國においても、低能兒については、醫學者によつて種々研究もせられてゐるが、いづれも心理學的研究であつて、またいづれも、ビネー法或は他の心理的検査法によつて、その知能を検査し、醫學者が學問的に論ずるところは、實に解剖

學的、生理學的研究、又は余の所謂第二次的徴候であつて、精神薄弱と云ふ事實に直接關係するものではないのである。

かくの如くして、低能兒についての大體の概念はできたのである。即低能兒とは知能指數七〇以下のものを云ふのであつて、どこまでも知能を標準として考へらるべきものである。これを社會的に考へるならば、これらのものは、充分自力で社會に順應する能力のないものである。

尙一言したいのは、低能兒と殆んど、同じく見えてしかも全くその原因、處置法等に於て異なる、痴呆患者との區別が、知能検査によつてたてられるか、と云ふことである。普通には、これを區別することはむづかしいが、少しく詳細にその経過の歴史を見ればこの二つの區別は容易に見ることが出来る。即低能と痴呆患者とは過去の歴史が全く異なつてゐる。即低能は生來知能の低格なものであるが、痴呆患者は、生來は正常であるが、これが腦中樞の疾病のために、知能に異常を來したものである。

更にまたこれら二者の神經的、身體的徴候に於て全く異なつてゐる。また検査法に於ても、其の量に於ては同じでも、質に於て異なつてゐるのであつて、ピネーやブレツシイも知能検査に於ける、兩者の異なるところを實驗的に研究してゐる。

さてかくの如くして低能の概念は明かになつたが、然らば劣等兒とは何であるか、社會的、醫學的等の立場から見れば、劣等兒はまた別種のもの、様に考へられる。即自分の生活にも差しつかへなく、また醫學的の徴候もあらはれないのである。

併し心理學的に見るならば、己に第一章にのべた知能の個人差に於て劣つた方に偏つてゐる一部分の人々の知能に對する名稱であつて、知能検査の結果、その知能指數が九〇——七〇の間にあるものを云ふのである。併し、劣等兒と云ふものは、單にこればかりではない。長い間の疾病によつて學校を休んだため、或は教授上の欠陥のために、學科の知識に欠陥を生ずると云ふようなものを云ふこともある。この劣等兒の概念は、教育上用ひられてゐるものであつて、第二義的のものである。

けれども劣等兒の大部分は、知能指數の低能の部類に入らずして、正常に達しないものであつて、これらは教育的に云へば、學業に於て劣り、社會的に云へば劣等な階級を形づくつてゐるもので、社會的に不安定な生活を送つてゐるものに多いのである。

6 低能兒の分類

さて上述したところによつて、精神薄弱者並に劣等兒と云ふものがいかなるものであるか、明かになつたと思ふ。併し一樣に精神薄弱者と云ふけれども、その間に種々の程度があつて、この程度によつて、社會的にも、或は精神薄弱の精神的の事實、即心理的にも種々異なつてゐるのである。こゝに於てこれらの薄弱者に段階を附して分類することが行はれる様になつた。己に述べた英國の精神欠陥者法の如きは、この段階による、社會的の分類とも云ふべきものである。

而してこれを心理學的に分類するにあつては、知能の程度によつて、分つことに

なるのであるから、知能指數が考へられるようになっては、知能指數によつて、分つことが最も便利となつた。これによつて年齢と知能發達との關係をたどることができ
るからである。

現在用ひられてゐるものは

第一〇表

知能指數	
〇—二〇	(イデオット) 白痴
二一—四〇	(インベシル) 輕愚
四一—七〇	(モロン) 輕癡

これである。而してこれらの段階のうち、更に段階を設けて、輕度、重度、中度、と云ふ區別を設ける。例へば、重度のインベシルと云ふ様に云ふのである。

これ等の名稱については、人々によつて様々に異なつてゐる。ある人は、輕癡、重

癡、白癡と云ひ、或は痴愚と云ふ語を用ふる代りに癡愚と云ふ如き言葉を用ひてゐるけれども、余はこゝに、イデオットを白痴、インベシルを痴愚、モロンを輕愚として、これ等を總稱して、精神薄弱又は低能兒と云ふことにしたいと思ふ。人々によつてかゝる内容をもつた名稱の異なることは、往々にして誤解を生せしめるのであるから、これは一定して考へてゆくことにしたいと思ふのである。

而して七〇以上九〇あたりは、前述の通り所謂劣等知能の兒童であつて、正常との境界にあたり、また中間兒童又は魯鈍とも稱せられるものである。これもまた重度輕度等と別つことができる。

この種兒童の名稱も劣等兒と云ふ名前を用ひ、殊に輕愚と誤り易い魯鈍と云ふ如き語を用ひることはさげたいと思ふ。

勿論これ等の兒童は、その類によつて確然たる區別が存するのではない、例へば劣等の知能指數七五と、輕愚の七〇と云ふのは、名稱こそ異なつてゐても、その間に大差

はないが、四一の痴愚と、七〇の輕愚とはその状態に於て大差がある。またこの指數によつての分類も人によつて多少の相違がある。であるから知能發達の状態をあらはす最も正確な云ひ方は、すべてを指數によつて云ふことである。例へば知能指數六三の低能兒と云ふが如きこれである。

また指數はその生年、即生活年齢と知能年齢との割合であるから、それが直ちに知能の状態をあらはしてはゐない。知能發達はやはり知能年齢によつて考へなくてはならない。

例へば九才の兒童が七〇の知能指數、即モロンなればその知能年齢は七才六ヶ月以下であつて、もしこれが同じ七〇でも七才であれば、知能年齢は約四才十一月となるのである。こゝにはじてその兒童がどの位の知能の發達を示してゐるか云ふことが分ることとなるのである。

尙一言つけ加へておきたいのは、これ等の名稱が國々によつて、多少異なつてゐる

ことである。今これを示すに、

	輕 愚	痴 愚	白 痴
合衆國	Moron	Imbecile	Idiot
英 國	Feeble minded	Imbecile	Idiot
獨 逸	Debilität	Imbecilität	Idiotie

即輕愚の名稱は各國によつて異なつてゐる英國では精神薄弱と稱するのである。

以上まづ精神薄弱、並に劣等兒の標準についての概念の相違をのべて法律上の定義から、宗教上の定義を述べ更に社會的、經濟的、教育的、醫學的、の諸種の標準のあつたことをのべて、最後に心理學的の標準は事實が心理的のものである以上、最も適當唯一のものであることを述べ、更に、これらの内容及分類を述べたのである。

7 低能兒及劣等兒の數

こゝに少しくつけ加へておきたいのは、これ等劣等兒及低能兒の數である。第四圖

に示したのはテルマンが自分で測定した結果をあつめたものであつて、これによつても、大體低能兒及劣等兒の數はわかつてゐる。
今ウッドロウによつて示された各知能の配分を見るに、

第十一表

段階	知能指數	人口百人中の割合
天才又は準天才	一四〇以上	〇、二五
最優秀	一二〇—一四〇	六、七五
優秀	一〇〇—一二〇	一三、〇〇
正常	九〇—一〇〇	六〇、〇〇
劣等	八〇—九〇	一三、〇〇
最劣等	七〇—八〇	六、〇〇
輕愚	五〇—七〇	、七五
痴愚	二五又は二〇—五〇	、一九

となつてゐて、低能兒は約一パーセントである。しかし、これをテルマン等がスタンフォードで、アメリカ生れの兒童について行つたものを見ると、(氏の分類法は前述のものとは多少異なる。)

第十二表

白痴	知能指數	百人に對する率
	一三六—一四五	、〇五
	一二六—一三五	二、三
	一一六—一二五	九、
	一〇六—一一五	二二、一
	九六—一〇五	三三、九
	八六—九五	二〇、〇
	七六—八五	八、六

二〇又は二五以下

、〇六

であつてこれによつて見ても低能兒の數は、七〇——七五は低能と云はないのであるから殆んど二パーセントである。

併しテルマンのものでも、この割合がいづれの土地、いづれの年齢をとつても、同じと云ふわけではない、多少の動搖はあるのである。

日本には三田谷氏が東京市に於て行つた實驗によれば、約一・五パーセントに達してゐる。これによつて見れば、低能兒の數は一パーセント乃至二パーセントと見て大差ないと思ふ。

而して劣等兒の數は、何れに於ても、約二十パーセントと見て差支へないと思ふ。即ウツドロウのものを見れば、十九パーセントであるし、テルマン等によるものを見れば、これまた八〇——九五の半數と、七六——八五及六六——七五の約半數をとれ

六六——七五

一一三

五六——六五

〇、三

ば、一八・九パーセントになるから、實際は、約二十パーセントと見て差しつかへないことになる。

これを實際の數について見れば、一校六百人の兒童とすれば、低能兒は十人位はおり、劣等兒は百人か百二十三人は居るのである。また一學級五十人の生徒とすれば低能兒はない場合もあるが、一人位あることは通例であつて、劣等兒に至つては、十人内外は編入されてゐるわけである。

學校に於て教師を困難せしめるものは、この劣等兒の問題であることを考へれば、この十人位の兒童は、教師によつて容易に發見されるであらう。

勿論この中にも非常にわるくて、低能に近いものもあり、或は劣等であるが、殆んど課業に差支へのないものゝあること前述の事實によつて明かである。

第二章 低能兒の鑑別法——知能検査法

⑨

第一 知能検査法の發達

前に述べた様な低能と云ふ言葉についても、種々の解釋がある如く、に低能を見出すことにも、一定のものゝあらはれたのは、この十數年以前からのみである。即以前にはあの男は愚だとか、大人のくせに子供らしいと云ふ様な言葉をあてはめてゐた。これと同時に、これが證據をあげるにも、雨の降るのに傘もささず歩いてゐたとかあの男が字一字知らないと云ふ様なことを以つてした。しかし、かくの如き外見的なししかも主觀的な見方は、これ等は愚だとか、子供らしいといふ言葉と同様に又常識的のものたるを免れぬ。

學校の教師に於ても、これ等低能兒を見出したことは事實である。しかし教師等は自分の主觀的の見方をするばかりでなく、已に述べたことであるが、所謂「教師の誤り」と云ふ、容貌の美しい兒童や、服装の美しい子供については、その容貌や服装に誤られて、真にその兒童の知能を検査することができない。即服が美しかつたり、身

なりがさつぱりしてゐたりすると、教師はたゞそれだけで、その子供の知能が發達してゐる様な氣がしてしまつて、仔細にその知能について客觀的に見ようとする態度がかけて来る。これ等はその例に乏しくないことと思ふ、又教師はその學年と云ふことのみを重きをおいて、その年令に相當した知能の發達について考へることが少なく、または年令さへとつてゐれば相當に知能が發達してゐる如く見做して來たかの觀がある。

即同一學年に相當に成績を收め得られれば、その年令の何歳であるかを問はない場合が多い。しかし實際は、一年年をとつてゐれば、元來なれば、正常ならば優等でなくはならぬ。一年下に相當する學年で正常ならば、これは劣等であることに氣がつかなくてはならないのである。

かくの如くであるから、何等の客觀的の標準もなしにゐる時には、精神薄弱と云ふものを何かの形によつて撰んでも、到底確かなことは不可能である。即こゝに一つの

客観的な方法をもつて、いかなる人をも同様に鑑別し得る方法を考へる必要があるのである。精神検査法はこの目的をもつて作られたものである。已に述べたところによつて明かなるが如く、低能兒に於て缺陷のあるのは、知能の方面に屬するのであるからこれを検査する方法も同様に知能の検査法でなくてはならない。

かくの如くして最も初めに案出されたものは、個別式の査定法であつた、例へば反應時間の測定とか、聯想實驗法の如きこれであつて、一般的の知能と云ふまでには發達しなかつたのである。千九百四年ビネーが巴里の兒童について、この種検査法を求められたときもまた同様の状態であつた。こゝに於てビネーはシモンと共に主観的判斷からはなれて、客観的實驗法を採用して研究し、多くの検査法をすべての年令の兒童に試みた、この非常に努力を要した實驗によつて、あるものは兒童の何れにも不適當として除かれ、あるものは年令を異にして分割された、そしてその成績の状態によつて、全體の検査系統中に位置を定めた、かくの如くして千九百五年にビネーが發表

したものは、三十の検査法からできて大體難易の度によつて列したものである。三年後千九百八年に於て、ビネーは知能年令と云ふ語を用ひることになつた。この度は三才の普通兒童に於て、すべての可能なものを三歳の下にあつめて、三歳の検査法とし、四歳の普通兒童でよく完全に出來得るものを四歳の検査法とした、そしてある年令の検査法の全部に合格すれば、その年令の知能を有するものとして、これをその年の知能年令と云ふこととした。

併しある年令の検査を五つの中二つしか果さないと云ふ場合もあるので、かくの如きときには凡五ヶ月を興へると云ふが如くにした、たとへば七歳の検査法全部と八歳の検査法四ヶを通過すれば、その知能年令は七歳、九・六月と云ふ風に定めたのである。こゝに於て、検査法はやゝ完全に客観的となり、兒童の年令によつて相當の知能を知り、これよりおくれれてゐるものは、發達がおくれれてゐることがわかり、これより進んでゐるものは知能のすぐれてゐるものであると定めるに至つたのである。而してこゝ

に甚だしく劣つたものが所謂低能兒と云ふものになるのである。

即已に述べた通り、九歳又は九歳以下では二年おくれ九歳以上では三年おくれ、成人に於ては十二歳しか發達しないものを低能と云ふことになつたのである。

ついで千九百十一年、この系列式検査法は、より一層完全な形に改訂されて現はれた。これが現在用ひられてゐるビネー、シモンの検査法である。ついでビネーはなくなつたのでこの仕事は彼の最後のものとなつた。

この検査法はアメリカに渡つて、千九百十六年に、ガタードによつて英譯されて一般にゆき渡る様になり、更に、ヤーキス及ブリツヂスの點數式検査法となり、テルマンのスタンフォード改訂法が出される様になつて、このスタンフォード改訂法等に於ては、知能年令と生活年令との百分比率によつて、知能指數を示し、年令と關係して知能の發達の狀をあらはすこととし、この知能指數によつて、低能を分類し、更に劣等知能のものを見出すに至つたのである。

わが國に於ては千九百十一年文學士上野陽一氏が教育學術界に於て、改訂前のビネー法について「精神検査の意義及、ビネー氏所定の知能發達診斷法」と云ふ一文を公にして、これを紹介し、ついで千九百十二年に、同じ教育學術界に於て、ビネー、シモン式知能測定法の改訂」と云ふ一文によつて改訂法が紹介されてゐる。上野氏は、大正五年、即千九百十六年、この譯を精神検査法指針に明かにしてゐる。この他ドクトル三田谷啓氏、醫學博士三宅鑛一氏によつて、この査定法の紹介はせられてゐたが、未だわが國兒童に適應した検査法は研究せられてゐなかつた。千九百十八年即大正七年、文學士久保良英氏によつて、本邦兒童についての測定によつて、改訂せられたものが發表せられるに至つた。

これ等はいづれもその検査を個人的に行ふものであるが、その容易に行はれない點は、これが一人一人で行はれない點にある、殊に多數を検査する場合にはこの感が深い。こゝに於て團體的検査法を工夫する様になつた。而してこは最近の大

戰中合衆國に於て軍隊の知能検査に於て用ひたのによつて、大きな勢力で發達して來た、わが國に於ける所謂知能検査法はこれが云はれてゐることが多い。

而して將來は團體的検査法は、低能兒の鑑別には豫備的のものとして、用ひられる様になつて、これの検査によつて甚だしい悪いものを個別的検査法によつて鑑別することになるであらう。

以上述べたところは、精神検査法發達の概要であるが、この精神検査の用法及いかなる検査をもつてすれば、検査が適當であるかと云ふことは、今後種々研究の餘地があると思ふ。佛蘭西や合衆國等に行はれてゐるものを、そのまゝ使用することのできないのは勿論である。

併しながら各國に於て行はれた検査法、即佛蘭西のビネー法、獨乙のモイマン法、合衆國のスタンフォード改訂法等、いづれも多少の相違こそあれ、大體は同様であつて、テルマンの如きは、千名の兒童について研究した結果作つたと云ふのであるから、

今吾々が實際の子供について行ふ場合にはまづ、テルマンのものを用ひるか、久保氏検査法を用ひれば、實際の用をなすと考へて差しつかへないようである。

こゝに於て、余は次に久保氏検査法の方法について述べ最後にビネー法及スタンフォード改訂法を附加して更にヤーキス、ブリヂスの點數式検査法をのべて、おくこととする。實際に用ふる場合には、これ等を参考されて、漸次改正の歩を進める様にしてもらひたいと思ふ。

第二 個別的検査法

1 年令計測知能検査法

A 久保氏改訂知能検査法⁽¹⁾

四 歳 兒 査 定 法

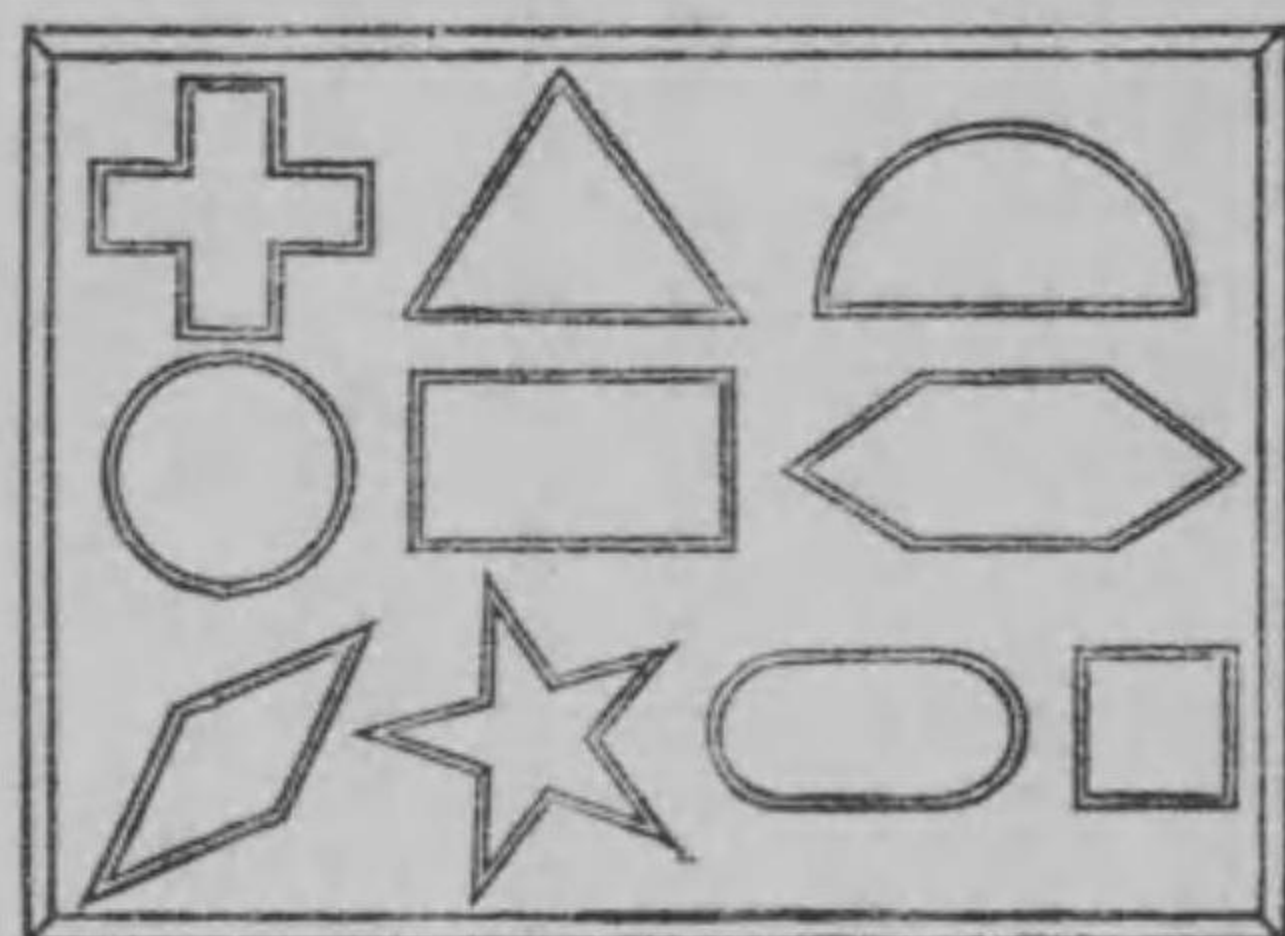
1 性の區別 あなたは男の子ですか、女の子ですか、とか、或は、ぼつちやんですか、お嬢さんですかとたづねる。この場合には男の子には男の子ですか、女の子で

すかとき、女の子には、女の子ですか男の子ですかと、きいた方がよいと、檜崎氏は云つてゐる。即兒童には問の言葉を反射的に云ふ性質があるからである。この検査法は、テルマンでは三歳になつてゐるが、ピネーに於ては四歳になつてゐるのである。

2 ありふれた物の名、鍵、鉄、一錢銅貨を指して、これは何ですかと聞くのである。これはありふれた名前ですへあれば必ずしもこれに限らない。鍵と云ふ様なものは西洋に於ては非常によく使はれるものであるが、日本ではどうかと思ふ。或は鉛筆帽子位がよいかもしれぬ。これは所を異とすれば、ありふれたと云ふ内容に變りができると云ふことがわかつてゐればよい。いづれにしても、これは三つとも正答しなければいけないことになつてゐる。

3 數の反復、まづ三個の數字たとへば、三、一、五、を明瞭に發音し、直ちに兒童にそれを反復させるのである。尙發音するときに検査者は、一つの數字に約一秒、三個なれば三秒で云ふ様にするのがよいといふ檜崎氏の説である。子供は速度が早い

第 八 圖



と反復し易いが、あまりおそくなると却つて反復がしにくく、なると云ふのである。これと同様な方法で、九、八、二及一、〇、六、について検査し三問中二問までの正答を合格とするのである。

4 二個の線の比較、紙の上に曲尺で二寸と一寸六分と云ふ、長い線と短い線とを一本つゞの間をあけて、右と左とに並べて引き、それを子供の前に示して、「この二つの線の中どちらの方が長いでせうか、長い方を云つて御らんさい」と聞くのである、ピネー又はテルマンに於ては、この線は上下に並べてあるが、かくては、あまりに容易に過ぎる様にあるので、これを左右に並べたのである。

5 圖形の區別 圖に示す様な、木型の盤を使って、子供が十種の幾何學形の穴に

その形と同じ形の板を嵌めさせるのであるが、これは同じ形を同じと判断し、違つた形を區別することができぬかできぬかを、試すのであつて、一分間に全部それを嵌め込むのできることを要するとしてある。

五歳兒査定法

1 數の數へ方、一錢銅貨四個を並べておいて、實驗者は、「こゝに一錢銅貨が並べてありますが、幾つあるか、指をついて數へて御らんさい」と命ずる。この時子供はその銅貨の一つ一つ指を當てながら數へなければならぬわけであるが、ある子供は、一つ一つ數へずに直ぐに答を云ふ場合があるが、これは數が合つてゐても、命令された言葉を理解しないと云ふことになり、不合格とし、又子供は指を最初の銅貨に觸れる前から、數へはじめて、四つ以上になることなどがあるが、これ等はすべて不合格となるのである。

2 正方形を描かしめる。左圖の様な一邊の長さが一寸(三センチメートル)乃至

第九圖



一寸三分(四仙)ほどある正方形を畫いたものを示して「これと同じ様な四角を畫いて御覽なさい」と云つて、これを寫さしめるのである。形が四角になつてゐればよいとするのであるが、知能の進んでゐる子供ほど、示されたと手本に近いものを畫く

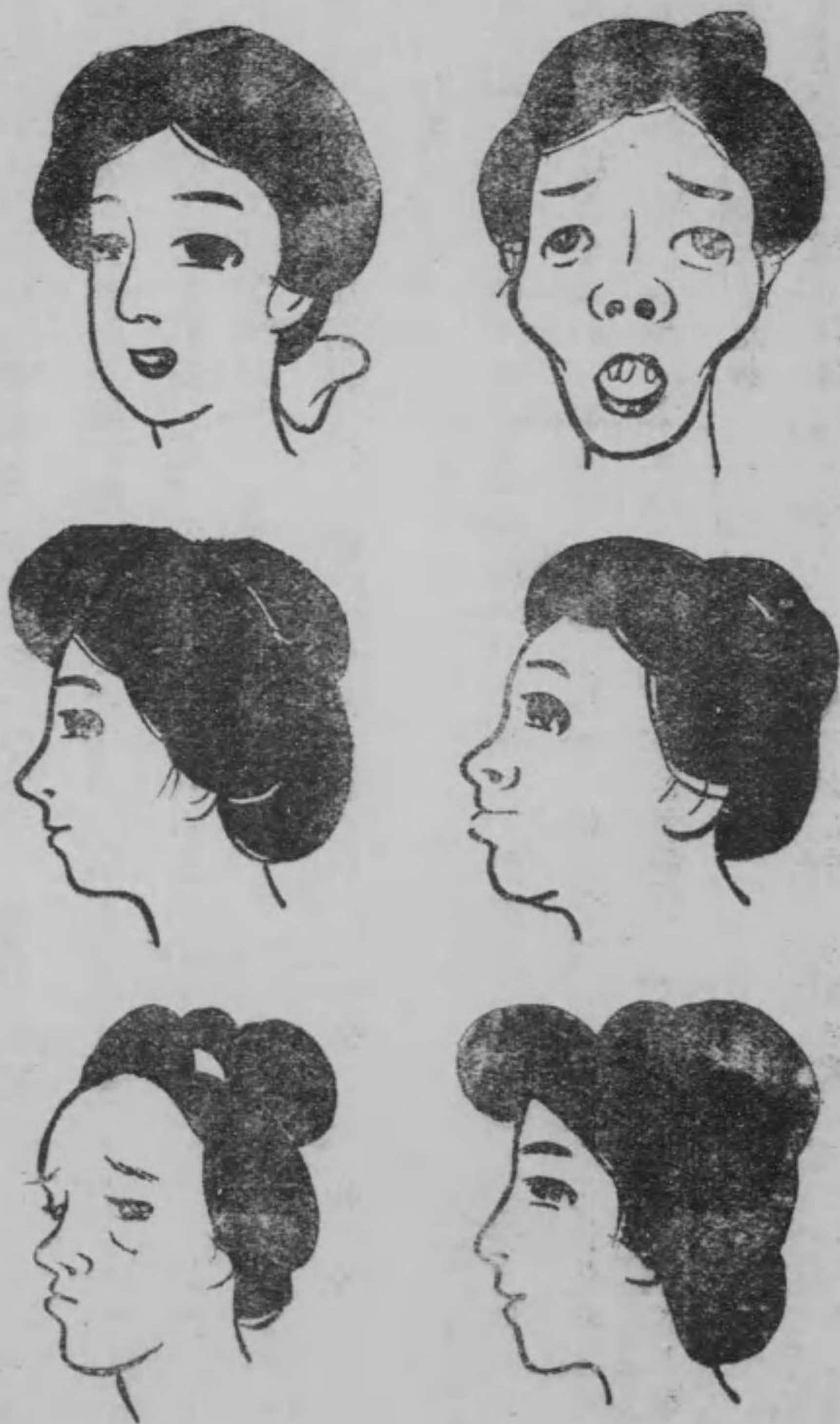
知能のおくれてゐるものほど、それに遠くなるわけなのである。これ即比較の觀念及全體を統一して見る作用において、遅れてゐることを示してゐるのである。

第十圖に示したものは、その成績である。その間の相違を見るに便であらう。

3 美的見地より二個を比較せしめる。第十一圖の様な、美しい顔と、醜い顔とを畫いてある三對の畫を、一對づゝ順次に示して、「どちらの顔がうつくしいでせうか」と聞くのである。そして、第一から第二、第三、と順に、その比較を困難にして、三

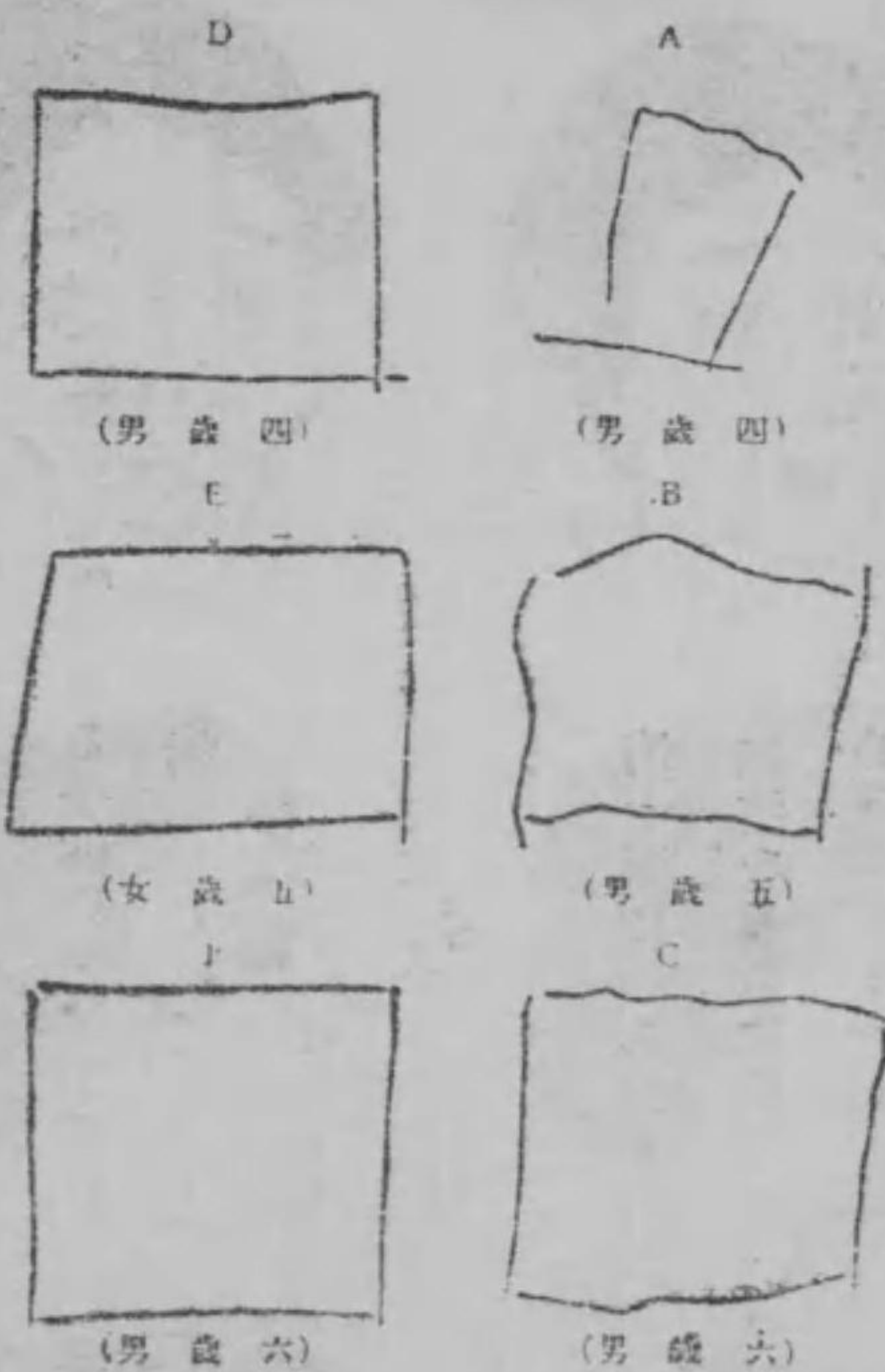
第十圖

方形箱を子供の前におき、箱と箱との間を、一寸六分（五センチ）乃至二寸（六センチ）



第十圖

(久保氏による)



の相違があるが、久保氏に於ては、三瓦と十二瓦との重さのある、同じ大きさの立

は學者によつて多少
検査に使用する重さ
比較せしめる。この
4 二個の重量を
でこの判断が可能の
様であると云ふこと
である。

對とも正確に判断のできるのをよいとするのである。尙この検査法は、ビネーは六歳
の子供に用ひ、テルマンは五歳の子供に用ひてゐるが、檜崎氏の経験によれば、日本

チ)ほどはなして置くのである。そして、「この箱を御らんない、これはどちらも同じ様に見えますが、一方は重くて、一方は軽いのです。どちらが重いのでせうか。」とたづね、この間の意味を正確に理解し得るや否や、又どう云ふ風に理解するか、そのなすところを見るのである。即、其の箱の一つ宛を左右の手にもつて、その重さを判断するのが正しいのであるが、二つ共に一方の手にもつか、或は全く手に觸れないで判断しようとする様な場合には、第一の方法の正しいことを教へて、更に又そのなすところに注意するのである。

この外六瓦と十五瓦のものによつて検査し次に又、最初のものに戻ると云ふ風に三回にわたつて、検査するのであるが、その都度箱の置き方は、その重さの位置を取り換へて子供の前に置くようにするのである。これは幼児によくあるところの偶然に當ると云ふことを避けるためである。

5 八音節の文二種を反復せしめる、この検査法は短い文章を聞いて、それがこれ

丈記憶してゐられるかを知らうとするのであつて、たとへば、(馬が車を曳いて行きます)(私は紙を持つてゐます)と云ふ様に、二種の言葉を云つてそれを子供に直ぐ反復させるのである。そのやり方は「私、の言ふのをよく聞いて、私の言つた通りに云つて御らんない」と云つて前の様な文章を1、2と二つ云つて聞かせ、二つの間の中一つは正答であつて、他の一つが半分正答へられ、ば合格とするのである。

六才兒童定法

1 繪畫を示して叙述せしめる。次に示す様な三種の繪畫を順次に示して、その繪に何う云ふ意味の事が畫いてあるかを語らしめるのであつて、その方法は、「この繪をよく見て置いて後でこの畫は何をかいであつたかをお話しいさい」と云ふのである。第一圖は、二人の子供と母親との墓参の圖で、その答は、お母さんと子供がお墓へ行くところ」とか「水をお墓へあげてゐる」とか「女の子はお線香をもつて、男の子はお花をもつて、お母さんはバケツをもつて居る」等と云ふのを正答とするのである。

第十三圖

か「お母さんが女の子におくすりをのましてゐる」等の答をよこす。



第二十圖

第二圖は、母親が娘を看護してゐる圖であるが「女の子がおくすりをのんでゐる」と



第十四圖



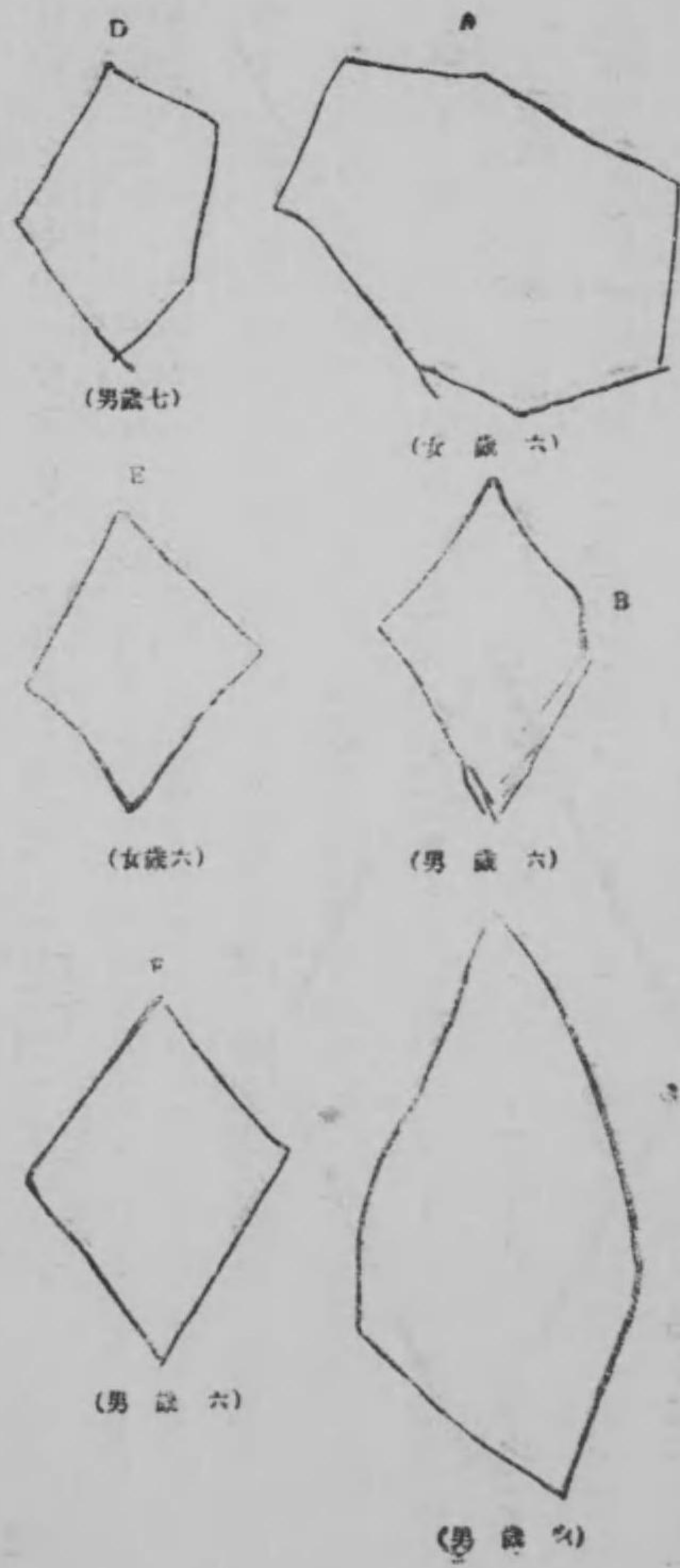
第三圖は、妹の下駄の鼻緒がきれたのを兄が直してやつてゐる圖で「女の子の下駄をす

げてやつてゐる」とか「學校の歸りに女の子が下駄がきれて困つて居たのを男の子が、親切に直してやつてゐる」等を正答とする。

2 日常の事物即、(1)お膳、(2)椅子、(3)火鉢、(4)馬、(5)母、を其の用途によつて定義せしめる。「お膳は何にかひますか」とか「馬は何をするものですか」とか云ふ風に、その物の用途とについての定義であつて、たとへば、「お膳はお茶碗などを載せるものです」或は「お飯の時に使います」と答へ、「椅子とは人が腰をかけるためのものです」「火鉢とは手をあぶるものです」又は「寒い時に室におきます」「馬とは人が乗るものです」或は「車をひきます」、「母とは家にゐていろいろの御用をするものです」或は「子供を育てるものです」等と答へるのをよいとし、全部できるのを合格とするのである。尙この検査に用ふる事物は、その子供の境遇や、所に應じて適宜に變へる必要はあらうと思ふ。

3 構成能力、左圖の様な三角形のカード二個を用ひて、長方形を作らしめるので

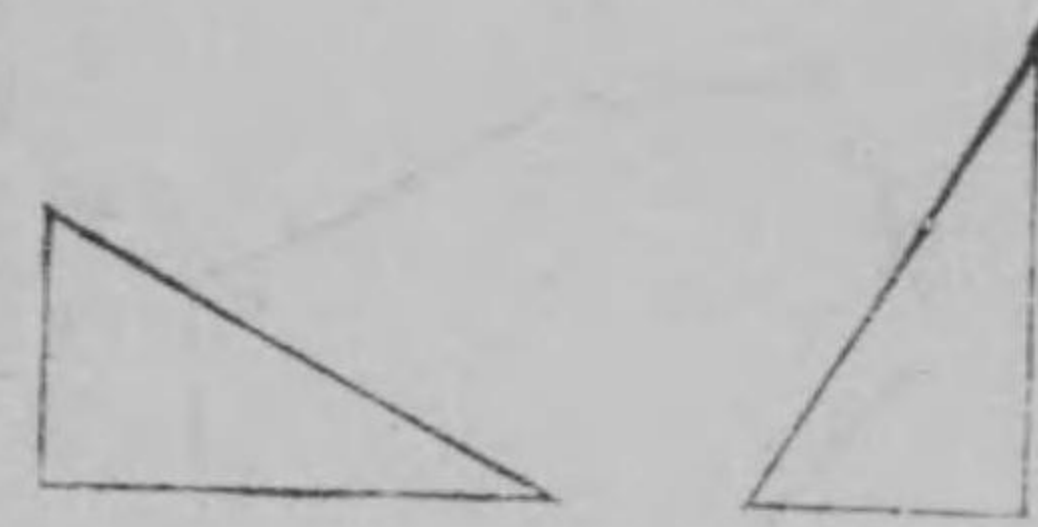
第十七圖



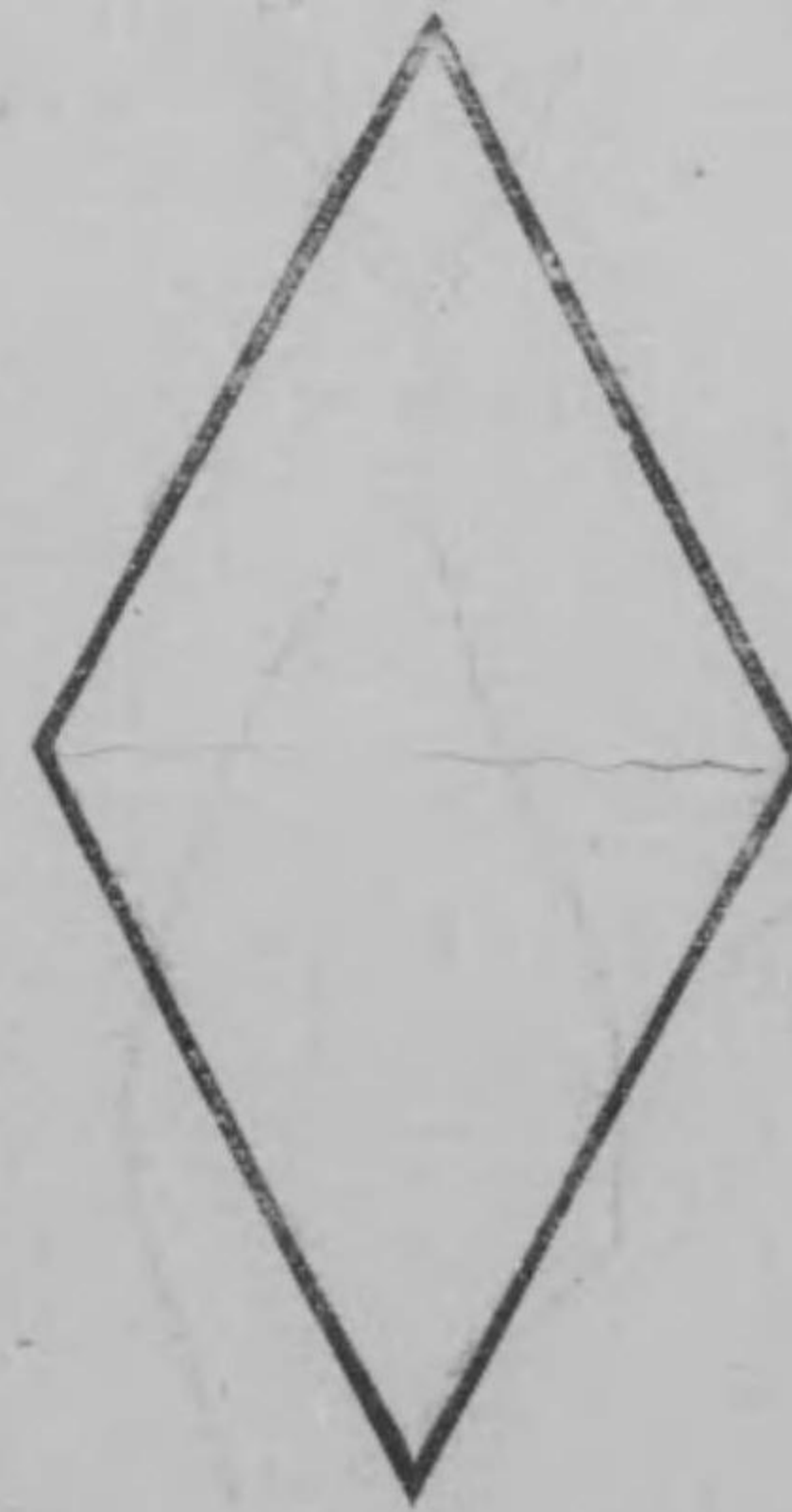
4 菱形を畫かしめる一邊の長さ三センチメートル(一寸)乃至四センチメートル

あはせたり①にあはせたりするものである。これ前の形との類似を考へ、また形を統一してゆく働きを見ようとするのである。

第十五圖



第十六圖



ある。まづ八センチメートル(約二寸六分)に十四センチメートル(約三寸四分)の厚紙二枚を用意し、その中の一枚だけを、対角線に沿ふて二片に切つて、これを机の上に圖の様な位置におき、一方の長方形のものも示して、小供に「この二つの三角でこちら

の様な形、(長方形のものを指す)を作つて御らんない」と云ふのであつて、時間の制限をおかないのである。これは即構成の作用の如何を見るものであつて、兒童は△に

(二寸二分)とし鋭角の度を六十度とした第十六圖の様な菱形をカードに描いてこれを示し「この通り描いて御らんないさい」と命ずるので鉛筆を用ひても、ペンを用ひても差支へなく、第十七圖に示す様な圖によつて、その合格、不合格を定めるのである。A Dは不合格、B Cは半點、E Fは合格。

この検査に前に出た方形の描寫と同様、比較統一の働き即注意の方面の作用の如何を見ることが主となるのであらう。尙この菱形の名稱を知るものは、六歳兒に於ても七歳兒に於ても非常に少なく、何れも二三%丈位であると云ふ。おそらくこれは菱形と云ふものが子供の日常生活にあまり密接な關係を有してゐないためであらうと思ふ。

5 三種の命令を同時に與へてこれを行はしめる。「こゝに鍵がありませす、それを向ふの椅子の上において下さい。そして戸をお締めなさい。それから戸の脇の椅子の上においてある箱を私の所へ持つて来て下さい。分りましたか、初めは鍵をおき、戸を締め、そして箱をもつて来るのですナア」と命ずるので、この命令を反復したり、暗

示的な言葉を用ひたり又はいろいろな表情をしたりしてはいけないので、子供はその命令された順序通りにしなければいけないのである。

この検査の目的は、複雑な命令の理解と、その理解したもの、一定時間を通じて統一的の行動をなし得るや否やを見るのであつて、幼少な兒童に於ては、しばしば不可能になることがある。

七才兒 査定法

1 金錢の勘定、三個の一錢銅貨と、三個の二錢銅貨とを勘定せしめる。一錢銅貨三つと、二錢銅貨三つとを、机の上におき、このお錢はすつかりで幾何になりますかとたづねるのである、子供の家庭によつて多少の相違のあることを考へなければならぬと思ふ。

2 左右の區別、まづ「右の手はどれですか」と聞き、それができたら、次に「左の耳はどれですか」と聞いて、兩方ともできたのを合格とする。檜崎氏は、もしこの

答が誤つた場合には、同じ問題を繰り返すことをしないで「左の足はどれですか」と云ふ風に他の問題を出す方がよい、そしてこの目的は空間の方向の理解を見るのであるから必ずしも左右でなくとも、或る場合には上下、前後の問題と替へてもよいと云つてゐる。

第十八圖



3 未成の繪

を示し、その不

足の部分を指摘

せしめる 第十

八圖十九圖に示

す様な四種の繪を子供に見せて一つづつについて、「この繪の中では何が足りませんか」とたづねて全部できたのを合格とするのである。繪を示す時の順序は、頭部のもを先にし、全身の圖のものを後にする様にしなければいけない、これを反對に全身圖の

第十九圖



ものを先にするときには、暗示作用で頭部のもの見たときに、すぐ身體が足りませんと答へるようなものがあるからである。

4 色の識別、日常經驗

について見るものであつて

四種の色を示し「これは何

色ですか」と聞いて其の名

を云はせるものである。種

類は赤黄青緑とする。子供

にたづぬるときの順序は、

赤黄青緑とした方がよいと

思ふ。これは色の識別を檢

査するのでなく、色の名についての知識を檢査するのが目的である。尙この色の名の

記憶も家庭、或は境遇によつて、同じ位の知能を有する子供の中にも非常に差異があるものであつて、余の知つてゐるある幼稚園の子供などは、その家庭がよいため、満四才から満五才までの子供二十五人の中（但しこれ等は一年以上通園せし後のもの）二十人位までは、この四種の色の名前が云ひ得るのでも知ることが出来る。

5 午前と午後との區別、今は「午前です午後ですか」「今は午後ですか午前ですか」或は「今はおひる前ですかおひるすぎですか」と云ふ風に聞くのである。前にも述べた様に、子供には、云はれた最後の言葉を反復する傾きがあるから、午前に實驗をする場合には、「今は午前ですか午後です」と問ひ、午後の場合には「午後ですか午前ですか」と云ふ風に問ふ方がよいのである。

八才兒査定法

1 逆の數へ方、二十から逆に零まで數へさせるので、たとへば、二十、十九、十八、と云ふ様に數へるのである。これを二十秒の間に言ひ終はらせるので、その中一

つ丈の誤りは許されるのである。しかしこれは四十秒位に云ひ得たものでも合格として差支へないと思ふ。逆に數へることは、數の系別についての充分な統一がなりたつてゐなくてはならないのであつて、八才兒では通例この統一が保たれて逆に數へることが出来る様である。

2 鈎錢の勘定、初め兒童に、五十錢、二十錢、十錢の銀貨又は紙幣を各一枚づつ、五錢・二錢。一錢の貨幣を各三枚づつを與へておき「今あなたをお店の番頭さんとしませう。私が四錢の鉛筆を一本買つて二十錢銀貨をあげますから、あなたはそのお錢の中から、私にお釣りを出して下さい」とそふので正しくできたのを合格とするのである。

3 貨幣の名稱、兒童の前に、十圓、五圓、一圓、五十錢、二十錢、十錢、の紙幣を各一枚づつと、五十錢、二十錢、十錢、五錢、二錢、一錢、五厘の貨幣各一枚、合計十三枚のものを不規律に並べておいて、その一つ宛を指して名を云はせるので、全

部でできるのをよいとするのである。これ等もやはり日常経験に關する知識を見るものであつて、兒童の家庭によつて相違のあることを考へなくてはならぬ。

4 年月日を言はしめる。「今日は何日ですか」とか「今月は何月ですか」とか「今年は大正何年ですか」と云ふ様に、兒童にたづねるので、この中日の答は一日二日位の相違があつて差しつかへないことにしてあるが、年號や月は正答でなければいけないのである。

5 三種の簡單なる問に答へしめる。

(1) 汽車に乗りおれた時には、あなたはどうしますか、とか、(2) 一緒に遊んで居た子供が、ぶつつもりもなく、あなたをぶつた時はどうしますか、とか、(3) 自分のものでないものを壊した時はどうしますか、と云ふ様な問を出すので、たとへば第一問の答には、(他の汽車の來るのを待ちます)とか(次の汽車に乗る)とか云ひ、第二問に對しては、(黙つて居ます)とか(宥してあげます)とか云ひ、第三問に對しては(宥し

を乞ふ)とか(買つて返します)とか云ふのを正答とするのである。要するに、この検査法は、その問によつて示されてゐる境遇を想像し、それに適當な動作を考へさせるのであるから、必ずしも今述べた様な答でなくとも、その問に對しての答が相當の意味をもつてゐればよいのである。これ等の検査は検査法として最も知能検査の名に相應してゐるものであつて、新らしい一つの境遇に對して順應する作用を見るものである。

九歳兒査定法

1 四季の名を云はしめる。これは順序正しく言ふことを要するので、たとへば春夏秋冬と云ふ様にするのである。

2 五個の重量を重さの順に列べしめる。これは前に五歳兒の査定法に用ひた時の箱と同じ形のもの五個を要し、その重さは、各々三、六、九、十二、十五瓦とするのである。まづこれを兒童の前におき「この五つの箱は同じ様に見えますが皆重さが少し

宛違ひます。一番重いものを撰んでこゝにおき（左端を示す）其の次に順々に重いものをおき、一番終りに（右端）一番軽いものが来る様にお並びなさい」と命じて、それを三回試めして見るので一回毎に、その全部の箱を混じて後、前の様にくり返させるのである。この重さの違ひについては餘程考へなければならぬことで、或る學者は、三、九、十八、二十七、三十六瓦といふが、テルマンは、これでは重さの相違が大き過ぎると云つてゐる。此の検査法は、一つの系列に對して、全體にゆきわたつて注意が行はれることを要するのであつて、低能と云はれべき兒童には、殆んど不可能である場合が多い。

3 二個の物體を比較して其の差異を云はしめる。よく似たもの二つを示して、その差異を云はしめるのでたとへば、（蝶と蠅）とか、（木とガラス）とか、（紙とボール紙）と云ふ風に比較させる。その問ひ方は、「あなたは蠅を知つてゐますか」、「蝶を知つてゐますか」、「蝶と蠅とは似てゐますか、それならどう違ひますか」とたづねて、その

差異と云ふことの意味の分らぬものや、その差異を答へても内容に誤りのあるものは不合格とするのである。そして一つの間、即、蝶と蠅との差異の點を二つなり、三つなり、あげた場合にその何れか一つ丈正答なれば合格として、次の二問三問も同様に取り扱つて、三問全部正答したものをよいとするのである。而して子供は、その類似の點を見出すよりも差異を見ることの方が容易なのである。これ等は全く聯合の方面を見るものであつて、困難の度も加はつて來るのである。

4 四問に對して答へしめる。これは八歳兒査定法の時に述べた三問についての答と同様の性質のものであるが、この方は少しく複雑の度を増してゐるのである。

- (1) 學校に遅れるだらうと思つたときはどうしますか。
- (2) 何か大切な事をしようとする前にはどうすればよいか。
- (3) 自分のよく知らない子供のことに就いて人に聞かれたらどう答へればよいか。
- (4) 人を判斷するのにその人の言葉による方がよいか、又は行による方がよいか、

又、もし行、(又は言葉)による方がよいと云ふならば、それはどう云ふわけか。右の様な四問を出して、第一問に對しては、(急がなければいけない)とか(走つて行かなければならない)とか答へ、第二問には、(その仕事を吟味します)とか(よく氣を落ちつけて其の仕事に取りかゝります)とか、(よく考へて見ます)とか云ふ風に云ひ、第三問には、(知りません)とか(知らない人のことをかれこれ云つてはいけません、第三問には、(行によらなければいけません、言葉より行の方が確かだから)とか(行による方がよい、言葉には嘘があるから)等と云ふ様に答へるのを合格とするのである。これもその問はれた事柄を理解し、それに對する答の仕方によつて、その兒童の知能の程度を知ることができるのである。而してこれは、四問の中三問まで出來たのを合格とするのである。

5 日常の事物を用途以外にて定義せしめる。この検査法に用ふる事物も前に述べた、六歳兒の査定法に示した様に、お膳、椅子、火鉢、馬、母、の五つを用ふるので

ある。目的通りの定義をさせるのには、その問ひ方の如何によつて違ひがあること、思ふ。まづ、「お膳は何です」とき、この場合もし、(お膳は御飯を頂きます)と云ふ用途の定義をしたならば、「さうですね、ではお膳は御飯を頂く何です」とか、「お膳でどんなものです」とか云ふてきいて見る。この場合、(お膳とは食事に用ふる器具です)とか、(母は家のことをする婦人です)とか答へ、或は、簡単に(お膳は道具です)(馬は動物です)(母は人間です)と云ふ風に答へてもよろしい。又問の後の様な場合には、其の事物の屬性、即(馬には四つの脚があります)と云つたり、或は事物の本質、又は構成などによつて云ふ様な例へば(お膳は木から出來てゐます)と云ふ風に答へてもよろしいのであつて、五問中四問までできたのを合格とするのである。

十歳兒査定法

1 文章正訂正、二種の不合理な文章を読み聞かせて、その何處が不合理であるかを、指摘させるので、「今私が一つの文章を読みます、その中にまちがつたところが

ある どうか考へて、もしまちがつたところがあつたら、どこがまちがつてゐるかを云つて御覽なさい」と云つて、その文章を明瞭に読み上げて、一つ一つ文章の終りに「何處か間違つたところがありませんでしたか」とたづねるのである。そしてそれを讀み上げる時に、不合理な點を特別に強く讀んだりしてはいけないのである。その二種の文章の不合理な程度は、次に示す位のものがよろしい。

(1) 私が買物に下町へ行くには坂を下りてゆきますが、歸りにも、やはりその坂を下りて歸つて來ます。

(2) 機關士がいふには、「もつと列車の數をふやすと汽車はもつと早く走ります」

尙この検査はあまり長く考へてゐてはいけないので、三十秒以内に、その誤りを云ふことができないければいけないと檜崎氏は云つてゐる。

2 繪の解釋、繪は六歳兒査定法に用ひたものを用ふるので、第一圖については、「お母さんが手桶をもつてゐます、男の子は花をもつて、女の子は線香をもつてゐます」

等と云ひ、第二圖については、「女の子がお茶碗をもつて、お母さんはその側に座つてゐます」と云ひ、第三圖については、「男の子が鼻緒を上げてゐます、女の子はその側に傘をさしてゐます」等の様な答は此の叙述であつて、この検査法の目的には添はなないことになるので、次の様に答へるのが解釋となるのである。第一には、「母子三人がお墓參りをするとゐます」第二には、「母親が娘の病氣を看護してゐます」第三には「妹の鼻緒のきれたのを兄が親切にたて、やつてゐます」と云ふ様な工合に答へればよいので、これは全部正答のできるものを合格とするのである。

3 四個の數を逆に反復せしめる。今こゝに、四六二一、及二九七五、又は、七五二一の數字を使つて一回毎にそれを逆に反復させるので、たとへば「今私があなたに四つの數をいふからそれをよく聞いて、後で私の云つたのを逆におしまひの方から云つて御覽なさい」と云ふ風に云ふので逆に云ふことを教へるために、検査の前に一例を示してもよいのである。この検査法は文章の反復と同じ様に、大體は兩者とも直接記

憶の範圍を知るものである。

4 疑問で終れる文二種を読み聞かせて、その答を求めらる。これは一種の思考力を見るための検査法であつて、次の様な文章を読み聞かせて、その文章によつて起る想像を答へさせるのである。

1 一人の婦人が芝公園を散歩して居た、非常にびつくりして立ち止つた、それから急に近所の交番に駆けつけて、木の枝にぶら下つてゐるものを見た。と巡査に告げた。一體それは何でせう。

2 隣の家に来客があつた、初めは醫者、その次が親類、その次が僧侶、一體何事が起つたのでせう。

第一問の答は、(縊死人) 第二のは (危篤の病人が出来た) とか、(病人が死んだ) とか答へるのを合格とするのである。

5 文構成、三つの語を使つて二分間に意味のある簡単な、一句又は二句の文章を

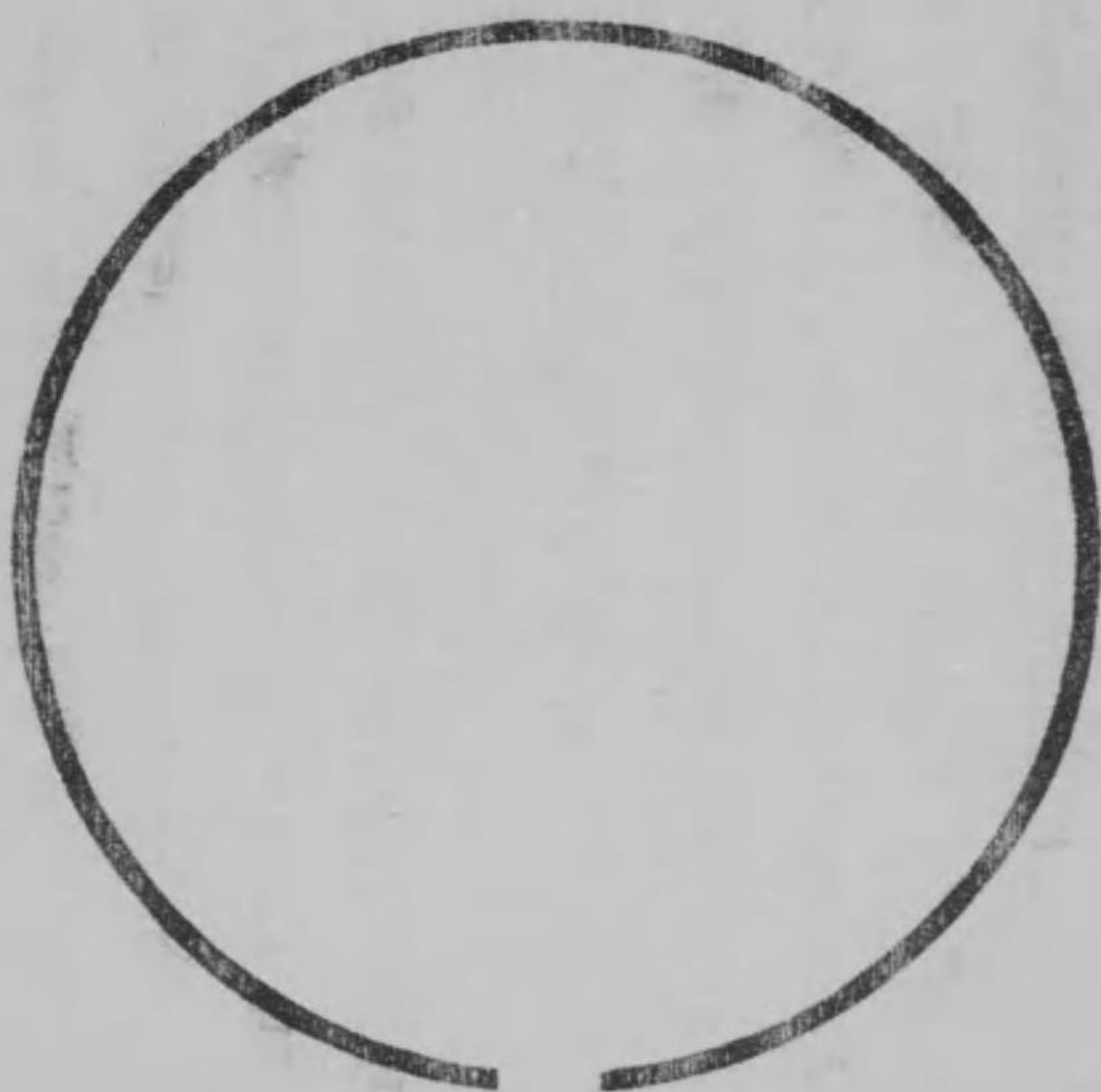
作らせるので、たとへば、川、花、子供の三語によつて、(川の岸にある花を子供がとつてゐます) 或は (川の岸に花が咲いてゐます、子供がそれを取つてゐます) と云ふ様な風に綴らせるのでこの検査は、不完全なものを完全に、精神作用を見るのである。文章の形はなしてゐても、文意が不合理であつたり、三語の各一つ宛をわけ、三つの文章を綴つたりしたものなどは、不合格となるのである。

十一歳兒査定法

1 文章の理解と記憶、一つの短文を示し、これを兒童に音讀させて、其の中の重要な所を記憶させ、それを言語、または筆で答へさせるので、次の様な文章を明瞭に書き寫したもの、或は印刷したものを子供に渡すのである。

昨夜九時頃本所に火事があつた、一時間ばかりで消えたが、十軒やけて終つた。よく眠つて居た女の子を救ひ出すために、一人の消防夫が手足にやけどをした。

第二十圖



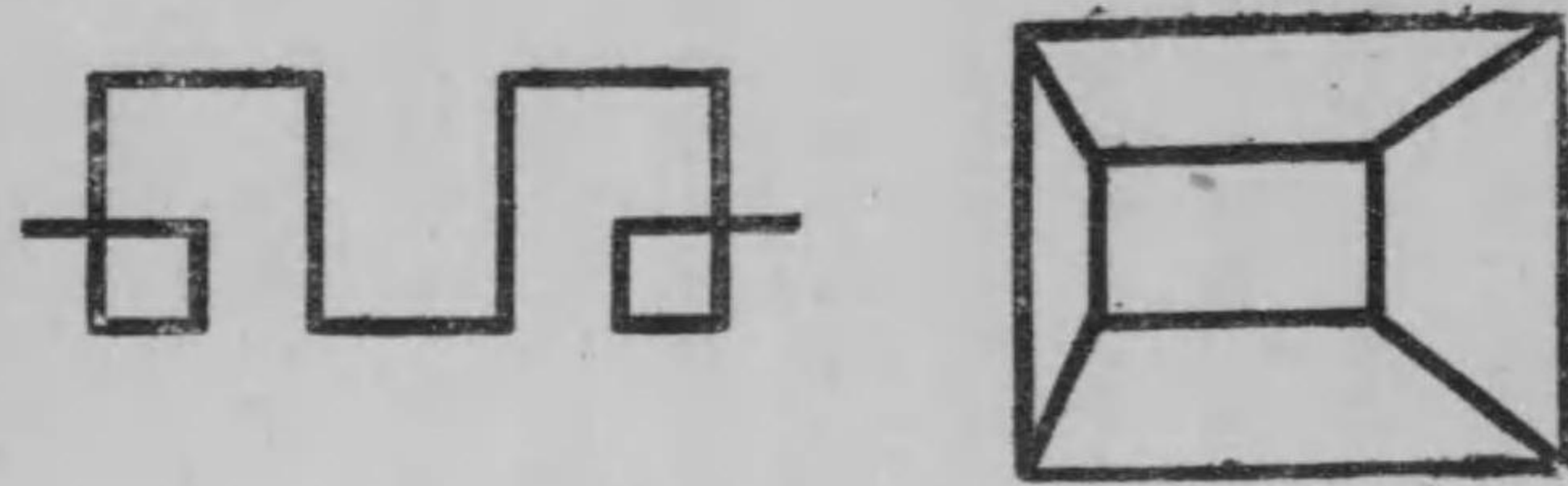
而してこの中の重要な言葉、たとへば、昨日、九時頃、火事、本所、一時間、消え、十七軒、やけた、眠つて、女の子、救ひ出す、一人、消防夫、手足、やけど、など十五あるが、その中八つ出来れば合格とするのである。兒童がこれを音讀する前に、文章の中の重要な言葉に注意し、これを記憶することをよく云つておくのである。

2 芝生の中に失はれたる球を探がさしめる。圖の様な圓形を書いたものを兒童に

示し、「今この圓の中を板圍ひのある芝生とします。その板圍の外で、あなたが球なげをして居た所が、其の球が飛んで圍の中の芝生に落ちました。その中に這入つたことは分つてゐるけれども、芝生の中にかくれてゐるので、どの邊にそれがあるか、球の側までゆけば見えるのですが、その下の方の入口（圓の切目）から這入つて、球を探さうと思ふには、どんな風に歩いて探がした方がよいか、鉛筆であなたの歩かうと思ふ道を書いて御覽なさい。」と命ずるのである。こうして書かせて見ると、種々な成績が得られ、知能の發達の程度が、その順路の計畫によつて知られるので、採點の方は、圓の中をどう云ふ風に歩かうかと云ふ計畫の全くないものと認められるものや、次の圖に示す中の、Aの1から4までの様なものは、不合格とし、Bの1から4までを半分とし、Cの1から4までを正答とするのである。

3 二個の圖形を十秒間見せた後記憶によつて描かしめる。「今二つの圖を見せますが、後で見た通りの圖を書いてもらひます、見せる時間は、僅に十秒間ですから、よ

第 二 十 二 圖

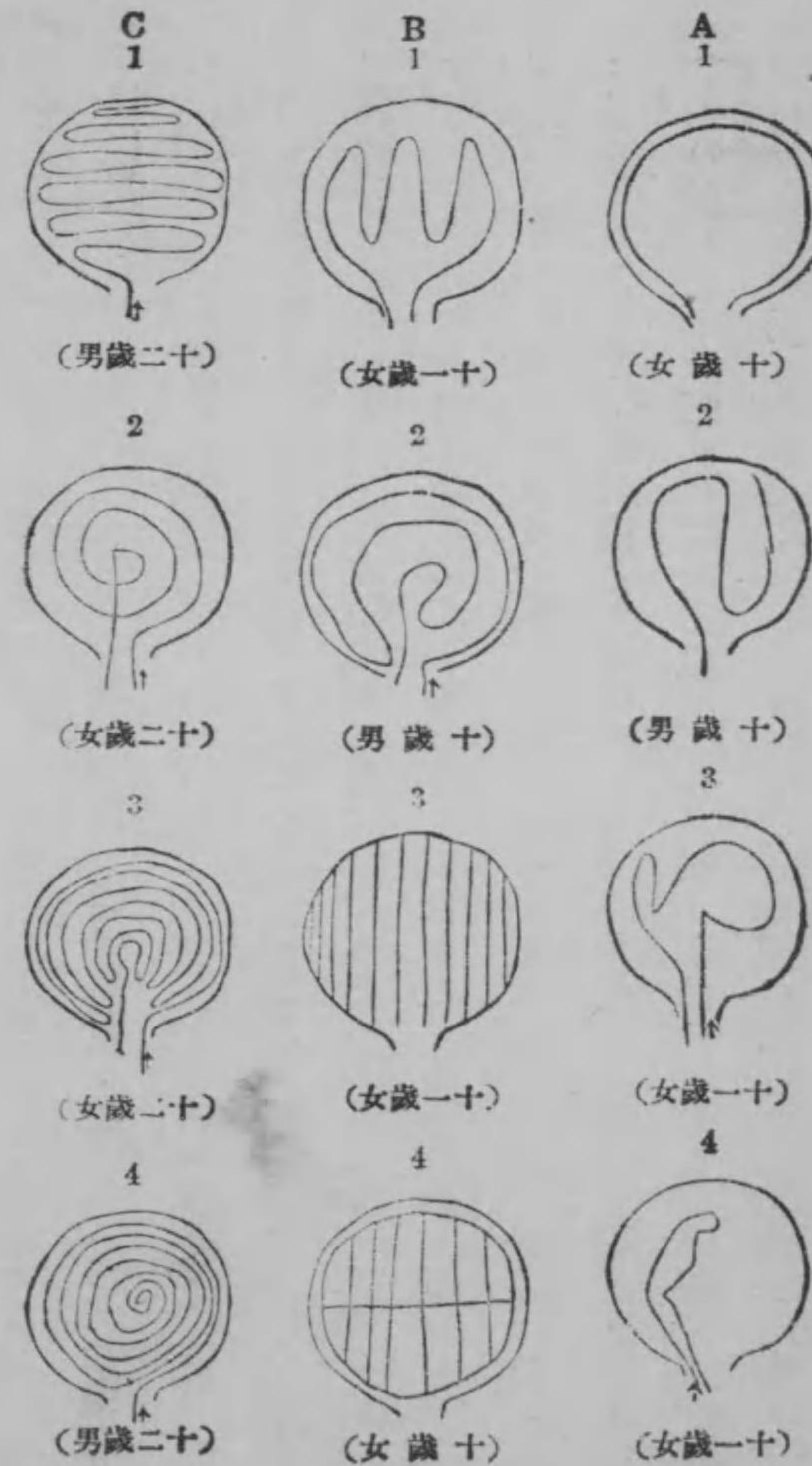


く見ておいて下さい」と云つて上の様な圖を示し、直ちに見た後の記憶で、その通りの圖形を書かせるので、これは形の記憶の検査であるが、記憶以外にかなりの思考力をも要するのである。この圖形の中一つは完全に、他の一つは半成であれば合格とするのである（その採點は一七八頁参照）

4 二個の物體を比較してその類似の點を言はしめる。前に九才兒査定法の時に二つの物體の差異を發見させたが、今度は、その程度を高めて、類似の點を見出させるのである。その物體は、（木と石炭）（林檎と梨子）（鐵と銀）と云ふ様にし、第一問については、（兩方とも燃える）、とか、（兩方とも植

物類のものである）とか（共に堅い）等と答へ、第二問に對しては、（兩方とも圓い）とか（形が似てゐる）とか（兩方と

圖 一 十 二



も食べられる) (兩方とも果物) (種子のところが似てゐる) 等を合格とし、第三問では (共に金屬性である) (地から掘り出される) (兩方とも重い) (器物が出来る) 等を正答とし、三つの問の中二つ丈出来ればよいことにするのである。

この検査法は、九才兒の検査法の差異の點を云はしむるものよりも、遙かに困難である。即後にも述べるが、兒童精神の發達の上から云つて、類似點を見ることは差異點を見出すより困難である。であるから (木と石炭) とはどこが同じかと聞くと、子供は、しばしば (石炭は黒い) と答へる場合がある。人參と大根と、どこが似てゐるかとなげねると、小さい子供では多く、人參は赤いが大根は白いと云ふのと同じである。

5 三個の抽象的名詞を定義せしめる。定義させる名詞は 慈善、公益、親切、の三つとし、「慈善と云ふのはどう云ふ事ですか」と云ふ様にたづねるので、慈善と云ふのに對しては、(不幸な人を助ける時の行爲である) と云ふ様に、不幸な人と、これによいことを施すことの二つの觀念を表はし、第二の公益に對しては、(廣く世の中の爲

になることを行ふこと) と云ふように、社會と有益との二つの觀念を表はし、第三親切に對しては、(他人の困つてゐるのを助けてやる様な行爲) と云ふ、愛情、補助等の觀念を言ひ表はしたものをよいとするので、三つの中二つ正しく答へられたのを合格とするのである。

十一才兒査定法

1 左の不合理な文を批評せしめる。検査の方法は、十才兒査定法第一と同様にして三問共正しい答へのできたものをよいとするのである。

(1) 自轉車乗りが誤つて崖から落ちて直ぐに死にました、病院へつれて行きました
が逆も助かるまいと云ふことです。

(2) 作日土手の處に一人の女が死んでゐました。手も足も刃物ですた／＼に切り放
されてありました、その女は、自殺をしたのだといふことです。

(3) 昨日汽車の衝突がありました、しかし大したことはありませんでした、死んだ

人は僅かに四十八人でした。

2 短文の空所を填充せしめる。次の様な形の短文章を示して、その空所に當箇まる様な言葉を五分間に入れさせるので、空所一ヶ所の誤り、又は一ヶ所丈、その空所を充たすことの出来なかつたものも合格とするのである。

ジユクサナイ□□□ヲタベタリ、サムイノニオソクマデ□□□アソソダリ、ウ
チニバカリキテノベツニ□□□ヲタベタリスルト□□□□ヲヤスンデ、オイシヤ
ニ□□ナケレバナラナクナリマス。

第一の空所は、クダモノ、ムメナド、第二の空所は、ソトデ、オキテ、第三の空所は、クワシ、オ菓子、第四の空所は、ガツカウ、第五の空所は、ユカ、ミセ、等と入れるのが正答で、當箇める文字は假名でも漢字でもよいのである。これ等は全體と部分、前後の聯想關係の如何を見るものであつて、精神査定の意義と合してゐる。

3 次の四種の物語りを順次に話し、其の話の一々の終りに「この話は私たちに何

をしてはいけなにか、又は何をしなければならなにか」と訓へてゐますかとたづね、四問中三問まで出来たのを合格とするのである。

(1) 感る鳥が肉を啣へて木の枝に止つてゐるのを、狐が見つけて、其の肉を欺いてとらうと思つて、鳥の羽毛の美しいのをほめ、「私はあなたの聲も羽毛の様に美しいと聞いてゐるが、それは眞實か否か、一つ鳴いて聞かして下さいませんか」と云つた處が鳥は犬層よろこんで一聲鳴いた。その時口を開いたので肉は下に落ち狐は直ちにそれを食べた。

(2) 運送屋が荷馬車を引いて田舎道を行つて居たところが、不意に車がぬかるみの處へ、はまり込んだ。その男は何もしないで車を眺め大聲をあげて、力の神様に助けを求めた。神さまは直ぐにお出でになつたが、其の男を御覽になつて「自分で先づ車の處に肩をあて、押上げ同時に馬に鞭を加へて見たらどうだ」とおっしゃつて行つて仕舞はれた。

(3) 鳥が麥畑を荒して困るので、百姓が罾をかけて鳥を捕つて居た。處がある朝一度も畑を荒した事のない鳥が罾にかゝつた。百姓はこれに捕へて殺さうとしたところが、その鳥は百姓に向つて「私は他のいたつら鳥と異つて一度も畑を荒したことはないから許して下さい」と願つた。而し百姓は、「私はいたつら鳥と一緒にお前を捕へたのだから、お前もいたつら鳥と一緒に殺すよ」と答へた。

(4) 百姓の父子が一頭の驢馬を賣らうと思つて二人とも歩いて町へやつて來た。やがて一人の子供にあつたが、その子供は「間拔けな人達だな、一人は驢馬に乗つて行けるのに」と云つた。父はそれを聞いて、子供を乗せて自分は歩いて行つた。やがて又二三人連の男に逢つた、一人の男が他の男に向つて、「御覽、怠け息子が年取つた親を歩かしてゐる」と云つた。これを聞いて今度は息子を歩かして父が乗つた。少しゆくと又婦人の群に逢つた。「無慈悲な親だ、自分ばかり楽しさうに乗つて子供はやつと馬の側を歩いてゐる」と話してゐるので、今度は父子二

人で馬に乗つた、やがて町の入口まで來たところが、町の人が見て、「動物を虐待する奴だ、小さい馬に二人乗るよりは、二人で馬を擔いで行つた方がいゝ」と言つたので、それも、尤もだと思つて二人は驢馬の足を棒に縛りつけて行つたところ、橋を渡らうとした時に驢馬は驚いて、はねたので川の中へ落ち込んで死んで仕舞つた。それで百姓は折角お金にしようと思つたけれども何もならなくなつた。

(1)の答は(自慢をしてはいけない)といふ子供と、(人を欺して物を取つてはいけない)と云ふ子供とある。いづれも間違つてはゐないけれども、この話の趣旨から云へば前の方が満點で後の方は半點としなければならぬのである。(2)は(他人の力を頼りにしてはいけない)(出來るか出來ないか先づ初めに自分でやつて見る)等と答へるのがよく、(3)は(悪い友達と一緒に遊んではいけない)(悪いところへは友達と一緒に行かない様にする)等と云ふのがよいので(罪もないものを殺すのはわるい)と云

風に云ふのは誤りではないけれども、正答をまでにはゆかないから、半點を與へることとし、第四は、(人の言葉を容易に信じてはならぬ)(自分がよいと決心したならば、何處までも其をやり遂げる)等と答へるのをよいとするのである。

4 聯絡なき語を與へて文章を組立たしめる。

- 1 ました、朝早く、われわれは、田舎へ、立ち、
- 2 たのみ、宿題を、私は、ました、先生に、なほす様に、
- 3 一匹の、守る、犬が、善い、家を、主人の、忠實、

「これを正しい文章に直して御覽なさい」と云ひ、時間は、(1)は一分、(2)は一分半、(3)は二分とし、たとへば、(1)のやうなのは、(吾々は朝早く田舎へ立ちました。)と云ふ様にするので、三問中二問まで出來たのを合格とする。

5 三分間に六十語以上の語を言はしめる。兒童の内に出來てゐる言葉を、出來る丈早く云はせるので、たとへば、山川水子供花鳥など、云ふ様に「今あなた方が思ひ

ひついた言葉を何でもい、から出來る丈早く、多く云つて御覽なさい、時間は三分ですよサア」と命じて語の数が六十以下なれば不合格とするのである。

十三歳兒査定法

1 三個の物體を比較してその類似の點を言はしむ。この検査法は前にも度々同じ様な方法で用ひられてゐるが、だん／＼に、其の程度がむづかしくなつてゐるもので三個の物體には、(1) (毛系、綿、皮) (2) (バラ、馬鈴薯、櫻) (3) (小刀の刃、銅貨、電線) と云ふ様なものを用ひ、三問中二問まで正答を合格とするのである。(1)の正答は、(何れも着るものに用ふる)とか(何れもムク／＼として温い)とか云ふので、(2)は、(何れも植物です)(何れも葉根がある)(何れも地に生へる)といふのが正答で、(3)には(凡て金屬性です)(何れも固い)、(何れも元は鑛山から掘り出されたものです)など、答へるの合格とするのである。

2 六個の數字を反復せしめる。五八二、九三三、一四七五二、一〇三七二六等の

數字を逆に反復させるので方法は、前の十歳兒査定法 第三のものと同様にするので三回中二回までの正答を合格とするのである。

3 文章構成、横濱、財産、海の三語を與へて一分半内に一句又二句の文章を綴らせるので、方法は、十歳兒査定法第五と同一である。

4 二十六音節の文章を反復せしめる。これは前に述べた五歳兒査定法第五と同様の方法によるので、次の様な文章、二十六音節の中、十五音節以上の反復ができなければいけないのである。

ある、日、私、は、町、の、處、で、一、匹、の、可愛い、犬、を、見、ました、
花子、さん、は、新しい、きれい、な、前掛、を、よこし、ました、

5 時計の針の位置を教へて時間を言はしめる。「今六時二十分であるとすれば、あなたはどこに短い針があつて、どこに長い針があるかを、思ひ浮べることができませう。」と初めにたづねると、正常兒ならば、「え、出來ます」と答へるのが常である。「そ

れでは今その長い針の處に短い針が行き、短い針の處へ長い針が行く時は何時ですか」とたづねるので、これと同様に、八時十分、と二時四十五分、とについてたづね、一問の正答、四時三十分乃至四時三十五分、二問は、一時四十分乃至一時四十五分、三問は、九時十分乃至九時十五分、を正答とし、三問中二問までの正答を合格とするのである。(尙この検査法について詳しく知らんとする人々は、
兒童研究所紀要第一卷及第三卷を参照せられたい。)

B 知能年齢及知能指數の決定法

検査をするにあつては、まづその兒童の生活年齢を知つて、その年齢の知能検査をして見るのである。検査が合格すれば+をつけ、不合格なれば-をつける、そして疑しいものは、?をつけておく、そしてその答の仕方、たとへば、はきはきしたとかのろいとか、云ふ様なことについてまでも、出来る丈精密に記しておくことが必要である。さてかくの如く検査して行つて、その年齢の検査を施して見て、それが全く通過すれば、その一つ上の年齢の検査法を施して見るのである。若しもそれが不完全で

あつたなら、一つ下の年令の検査法を施して見る、たとへば、満七歳の兒童ならば、七歳の査定法を施して見て、これが通過した場合に、八歳の検査法を施して見るのであつて、若し、七歳の検査法が出来ない場合、又は不完全な場合には、六歳の検査法を施して見て、更にこれができれば、次に、八歳の検査法を施して見て、それから、九歳、十歳といふ風に順次、上に行つて、五個全部が不可能になるまで、検査法を施して見るのである。そして全部合格した年を基とし、これ以上は、五つを一年として計へるのである。たとへば、ある兒童を検査した結果が、

	1	2	3	4	5
六才	+	+	+	+	+
七才	+	—	+	+	—
八才	—	—	+	+	—
九才	+	—	—	—	+

十才 — — — — —

とすれば全く通過したのは、六歳であつて、それ以後の年令に於て、七つ通過してゐるが故に、その知能年令は、七・四であることがわかるのである。

これ等の検査法はどこまでも知能を検査すると云ふことを、念頭に於てやらなければならぬ。誤と云ふ様なもの、取扱ひでもさうである。たとへばある検査に、Aと答へべきをBと云つても、その内容に變りのないときなどは、その形式的の言葉には相違があつても、その内容をとることにしたいと思ふ。

さてかう云ふ風にして、その兒童が凡何歳位に相當する知能を具へてゐるか云ふことを知ることができるが、これが年令の相違した兒童を検査したり、または、これによつて男女の精神能力を見たり、社會状態による相違を見ようとするには、これでは不便であるし、また、その兒童が生活年令に比してどの位の知能をもつてゐるか云ふことを考へることの必要もあるので、こゝに知能指數、または、知能率と稱せら

れるものが、考へられるに至つたのである。

知能指数と云ふのは、生活年令に對する、知能發達の割合を云ふのである。その割合は、

$$\frac{\text{知能年令}}{\text{生活年令}} = \text{知能指数}$$

として、その出た數を百倍して出たもの、即ち百分率であるのである。たとへば生活年令が九歳二ヶ月で、知能年令が七歳二ヶ月とすれば、その知能率は、約七八である。

即この知能が全く生活年令と一致する場合には指数は、百になるが、それ以上に發達してゐるものは、百以上になり、それ以下の發達を示すものは、百以下となるのである。であるからこれによつて知能が年令相當に發達してゐるや否やを知ることができるのである。こゝに、この知能指数によつて、第一章に述べた様に知能の段階に名

稱を附するのである。

C スタンプフォード改訂法及ビネー、シモン式知能検査法(2)

a スタンプフォード改訂法

スタンプフォード改訂法による知能検査法は、ビネー、シモン法が、スタンプフォード大學に於て、テルマン等によつて改訂されたものである。大體の検査法は、久保氏のものとは大差ない。今はたゞその項目をあげ、特に久保氏のものにないものだけ説明しておく。實際に用ひられる人は、これを参考にして比較研究してもらひたい。

尙この方法は、文部省の講習會に於ける、檜崎氏の講演(「就學兒童保護施設の研究」中にあり)をも参照せられたい。

三歳兒検査法

1 身體の部分を三つ尋ねる。

「あなたの鼻はどこにありますか」とたづねる、または「鼻を指して御覽なさい」

- ときくので、かくて、口と眼と體とをたづねる。
- 2 有り觸れたものゝ名、
久保氏四歳兒査定法 (2)
- 3 繪畫の叙述
(和蘭の家庭、丸太船の下行、郵便局)の法
久保氏六歳兒査定法 (1)
- 4 性の區別
久保氏四歳兒査定法 (1)
- 5 姓名或は家族の名
「あなたは何と云ふ名前ですか」とたづねる。「苗字は？」とたづねる。家族の名
たとへば「お兄さんは何と云ふ名ですか？」とたづねる。
- 6 短音節の文章の反復

- 簡単な文章を反復させる、たとへば「犬がなきます」とか「今日は雨がふります」とか云ふ文章をまちがひなく云はせる。方法は久保氏法の五歳の(5)と同じである。
- 四歳兒検査法
- 1 二線長短の比較
久保氏四歳兒査定法 (4)
- 2 圖形判断區別
久保氏四歳兒査定法(5)と原理同じ
- 3 數の數へ方
久保氏五歳兒査定法 (1)
- 4 方形の模寫
久保氏五歳兒査定法 (2)

5 複雑な文章の理解

や、複雑な文章を読んで聞かせて、その答をなさせるのであつて、その間は三つある。(1)眠い時にはどうすればよいか、(2)寒い時にはどうすればよいか、(3)飢しい時にはどうすればよいか。

これはこの間に對して、正しい答をなし得るかを見るのである。

6 数字の反復

四七三九、と云ふ様な数をよみきかせて反復せしめる。久保氏の査定法では四歳児に於て、三個の数字の反復がある。

五歳児検査法

1 重さの比較

久保氏五歳児査定法 (1)

2 色の識別

久保氏七歳児査定法 (4)

3 美醜の判断

久保氏五歳児査定法 (3)

4 事物の定義

用途による定義、久保氏、六歳児査定法 (2)

5 構成能力

三角形により長方形を作らしむ。

久保氏、六歳児査定法 (3)

6 命令と實行

久保氏、六歳児査定法 (5)

六歳児検査法

1 左右の區別

- 2 久保氏、七歳兒査定法 (2)
 - 2 未成の繪畫
 - 3 久保氏、七歳兒査定法 (3)
 - 3 金錢の勘定
 - 4 久保氏、七歳兒査定法 (1)
 - 4 文章の理解と反應
- 大體は久保氏、九歳兒査定法(4)に同じ、但し問はこゝには、(1)學校に行かうとしてゐる時に雨が降つたらどうしますか、(2)自分の家が焼けてゐるのを見た時どうしますか、(3)外に行かうと思つて汽車に乗りおくれたらどうしますかを用ひてゐる。
- 5 貨幣の名稱
 - 久保氏、八歳兒査定法 (3)

- 6 文章の反復
 - 十八音節の文章の反復
 - 八歳兒検査法
 - 1 球 探し
 - 久保氏、十一歳兒査定法 (2)
 - 2 逆の數へ方
 - 久保氏、十歳兒査定法 (3)
 - 3 理解
- 「他人の物を壊した時にはどうしますか」と云ふ様な問に對して、
- 久保氏、八歳兒査定法 (5)
 - 4 類似の發見
 - 久保氏、十一歳兒査定法 (4)

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
背	家	朝	切	朱	水	乘	打	鮭	怒	利	南	荷
中	内	顔	取	硯	草	る	つ		る	益	北	物

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
大	上	躋	困	熱	壯	血	村	滑	賞	山	思	講
舉	古	踏	窮	望	觀	塗	芝	走	罰	駕	召	習
宣	史				れ	居	居	走	罰	籠	す	習
傳												

- 5 事物の定義
- 用途以外の定義、久保氏、九歳兒査定法 (5)
- 6 語彙の調査

その読み方及意義を云はしめる。檜崎氏は、語彙表を用ひて、讀方と意味とを云はしめてゐる今参考のため左にこれを示さう。

(就學「保護施設」より)

3	2	1	言葉	次ノ言葉ノ中デ、カナデ讀ミ方ヲ書キ入シ、線ノ引イテアルノニハ意味ヲ書キ入レヨ
卒	客	火	讀ミカタコトヲ	
			意味コトヲ	
			書	
53	25	51	言葉	次ノ言葉ノ中デ、カナデ讀ミ方ヲ書キ入シ、線ノ引イテアルノニハ意味ヲ書キ入レヨ
句	爲	綿	讀ミカタコトヲ	
讀	替	火	意味コトヲ	
		藥	書	

と聞く。

十歳兒検査法

1 語彙の調査

語彙調査表を用ふ、八歳兒の(6)と同じものを用ふ。

2 文章訂正

久保氏、十歳兒査定法 (1)

3 圖形記憶畫

久保氏、十一歳兒査定法 (3)

4 文章の理解と記憶

久保氏、十一歳兒査定法 (4)

5 理解

久保氏、十歳兒査定法 (4)

6 語彙

久保氏、十二歳兒査定法 (5)

十一歳兒及十二歳兒検査法

1 語彙の調査

八歳兒の(6)と同じもの、

2 抽象語の定義

久保氏、十一歳兒査定法 (5)

3 球探がし

八歳兒のものより程度高く要求するもの、

4 文章構成

久保氏、十二歳兒査定法 (4)

5 理解と判断

- 2 繪畫の叙述
- 3 二個の數字の反復
- 4 六音節の文章反復
- 5 姓名を言はしむ。
- 四歳兒検査法
- 1 性の別を云はしむ。
- 2 事物の名を言はしむ。
- 3 三個の數字反復
- 4 二個の線を比較せしむ。
- 五歳兒検査法
- 1 二個の重量を比較せしむ。
- 2 正方形を描かしむ。

- 6 久保氏、十二歳兒査定法 (3)
- 6 五個の數字の逆の反復
- 7 繪の解釋
- 7 前のもの七歳兒(2)よりも精密に、せしめる。
- 7 久保氏、十一歳兒査定法の(4)
- 8 類似の適出
- 8 三個の物體の類似を云はしめる。問は、(1) (蛇、牝牛、雀) (2) (本、教師、新聞) (3) (毛織物、綿、なめし皮) (4) (小刀の刃、銅貨、電線) (5) (バラ、馬鈴薯、木) これ等の中三つの正答を要する。
- C 一九一一年式ビネーシモン法(8)
- 三歳兒検査法
- 1 名稱を示してその物を指さしむ。

- 3 三種の命令を同時に與へてこれを遂行せしむ。
 - 4 貨幣を數へしむ。
 - 5 四種の色を區別せしむ。
- 八歳兒検査法
- 1 記憶により二個の物體を比較し、その差異を云はしむ。
 - 2 逆の數へ方（零より二十まで）
 - 3 未成の繪畫につき色の缺所せる點を云はしむ。
 - 4 完全に年月日を云はしむ。
 - 5 五個の數字の反復、
- 九歳兒検査法
- 1 釣錢を勘定せしむ。
 - 2 用途以外の事物についての定義。

- 3 十音節の文章の反復、
 - 4 數へ方（一錢銅貨四個にて）
 - 5 二個の三角形カードにて長方形を作らしむ。
- 六歳兒検査法
- 1 朝と夜との區別、
 - 2 有り觸れたる事物を用途によりて定義せしむ。
 - 3 三角及菱形を畫かしむ。
 - 4 一錢銅貨十三個を一行に並べおきて數へしむ。
 - 5 美醜の判斷、
- 七歳兒検査法
- 1 左右の別
 - 2 繪畫の叙述、

- 3 貨幣の名稱、
 - 4 一年間の月名を云はしむ。
 - 5 左の如き簡單なる問に答へしむ。
(列車に乗りおくれた時にはどうすればよいか)
外二問
- 十歳兒検査法
- 1 五個の重量を重さの順序に並べしむ。
 - 2 圖形記憶模寫
 - 3 不合理なる文章の批評、
 - 4 左の如き問に答へしむ。
(1)學校におくれるだらうと思つた時には、どうすればよいか、外四問。
 - 5 三語を用ひて二句の文章を綴らしむ。

- 十二歳兒検査法
- 1 線の暗示に抵抗せしむ。
 - 2 三語を與へて一句の文を作らしむ。
 - 3 三分間に六十以上の語を云はしむ。
 - 4 三個の抽象名詞を定義せしむ。
 - 5 連絡なき語を與へて組立てしむ。
- 十五歳兒検査法
- 1 七個の數字を反復せしむ。
 - 2 三個の韻を發見せしむ。
 - 3 二十六音節の文章の反復。
 - 4 繪畫の解釋、
 - 5 疑問に終れる文二種を讀み聞かせて答へしむ。

大人の検査法

- 1 摺みしまゝの切抜き形の想像して、これを書かしむ。(二枚の白紙を用ふ)
- 2 名詞形の厚紙を一対角線BCに沿ふて二分し、下方の三角形ABCを裏返す時に如何なる形となるかを書かしむ。
- 3 帝王と、大統領との主なる相異點三つを言はしむ。
- 4 類似の抽象名詞を區別せしむ。
- 5 思想を要約せしむ。

2 點數式知能検査法⁽⁴⁾

ビネーの検査法が米國にわたつて、テルマンのスタンフォード改訂法が生れたことは已に述べたが、更に一層の改訂を行つたものが點數式知能検査法である。

元來ビネーの検査法の様な年齢計測法は、知能年齢をあらはす點に於ては便利であ

つて、知能發達の概念を明かにするには、好都合のものであるが、一方に於ては、また、不便の點がないではない。ヤーキスはこの點について種々の考へを述べてゐるが殊に首肯に値するのは、この年齢計測に於ては、ある年齢の内容に種々のものがあつて、しかもこれが同一として取扱はれてゐることである。例へば九歳の知能年齢に於ては、

- (1) 九歳兒査定法の(1)、(3)、(4) 十歳兒査定法の(1)、(3)
 (2) 九歳兒査定法の(3)、 十歳兒査定法の(4)、(5) 十一歳兒査定法の(1)、(5)、
 その他様々の内容が同様に九歳である。

しかもまた、この年齢計測に於ては、完全に果されたのを最低とする故に、その下に通過しないのがあるか、否かは明瞭しない。例へば、八歳の検査は全部通過しても七歳に通過しないのがあるかも知れない、また更に八歳七歳は通過しても六歳に通過しないのがないとは、やつて見ない以上、確言することはできない。であるから正し

く精神状態を見ることのできない恐れがある。これも亦、年齢計測による検査法の缺點とする處である。

更にまた、年齢計測の検査法に於ては、同種の問題のあらはれる場合が比較的少ないために、その兒童の精神に於ける特徴を見ることに不便である。例へば數字の記憶に秀でゝゐる兒童でも、四歳の場合には、十三歳の數字の記憶に至らないうちに、全部が通過しなくなると云ふことがあるべきである。これは一面、前述の完全にすべての能力を見ることができないと云ふことと同様ではあるが、更に各能力の特殊的發達を知るに不便であると云ふことになる。

また、ビネー法等に於ては、點數のとり方が、「滿點か零點の」方法でやつてゐることが不便である。たとへば、三秒間に六十の單語を云ふと云ふ様な場合、五十九で終わった場合にも、これは〇點である。これは明かに不都合な點であつて、従つて試験者の手加減が加はると云ふことは考へなくてはならぬ。

これ等の缺點は、年齢計測の方法を用ひる以上やむを得ないことが多いと思ふ。こゝにヤーキス等は、二十の問題の種類について、種々の段階をつくつて、すべての能力に於ける状態を検する様な方法を案出した。今その内容及方法を説明すると次の如くである。

- 1 美的判斷、年齢計測の時の材料と同じものによつてまづ(1)について、(この二人の顔でどちらがきれいですか)とたづね、順次三枚を終り、次には逆に聞く、そして二度共正しい場合にこれに一點づゝ都合三點を與へる。
- 2 未成の繪を示して、その不足せる部分を云はしむるもの、まづはじめに、首の部分のみのものからはじめ、「この繪のどこが足りませんか」と聞く、そして三枚をすましてのち、腕のないものをして、どこが足りないかをきく。各一點を與へる。(繪は二〇頁參照)
- 3 三個の線の長さ及重さの比較

(イ) 紙上に曲尺二寸及一寸六分の二線を距離一寸として、上下に引き、何れの線が長いかを聞き、正しかつたならば、紙片を逆にして、今一度尋ねる。二度共正答なれば一點を與へる。

(ロ) 次には子供の前に、三グラムと十二グラムの外形同じき小箱を、一寸六分位はなしておき、「これを御覽なさい、これとくと、どちらが重いですか」と云ふ子供がその小箱に手を觸れないで答へた時には、その小箱にふれてもよいと云ふこと丈教へて、その上で正答を得た時に、今一度くり返し二度共正しい時に一點を與へる。

(ハ) 次に六グラム、と十グラムについて、同じ検査法を行ひ、各二回の正答に對して一點を與へる。

4 數字に對する記憶の範圍、材料は、

A 三七四、五八一、

B 二九四七、六一三五、

C 三五八七一、九二七三六、

D 四九一五七二、五一六二八三、

E 一七四九三八五、六一九五八四七、

であつて、まづ第一に三つの數字を、一秒一字の速度で明瞭に發音し、直ちに子供に反復させるので、これが正確にできれば、次に四つの數字に移るのであるが、若しも四つの數の反復が完全でなかつた時には、第二回分の五八一について検査し、若しこれが正確であつたならば一點を與へる。それから再び四つの數字に移るのであるがやはり完全に出來なかつた場合には、これで検査を打ち切る。三つの數字の反復が二回共不成功の場合に、それを○として次の數に移るのはやめる。全部成功に對して五點を與へる。

5 逆の數へ方、二十から一までを逆に數へさせるので例へば、二十五、二十四、

二十三、二十二、二十一、と云ひかけて、その後を子供に数へさせて、若し出来なければ、また、二十、十九、十八、十七、十六、とその先を云つて見せて、子供が次の数をついけるのをまつ、と云ふ風にし、出来ない場合には二十から一までの数を四回に分けて、その一部分を順次に云つては次をつゞけさせる様にするのである。二十から一まで完全に出来たときは四點を與へ、十五から一までできれば三點、十から一までは二點、五から一までなれば一點を與へる。もし順を誤つたり、落したりしたときは、その部分を切り捨て、その他の数、五つ毎に、一點づつを與へる。例へば、二十、十八、十九、十七、十六、と云ふ風に數へて以下一まで正しく出来、二回目にも同じ誤りが繰り返された場合には、三點を與へると云ふ風にするのである。

6 文の反復、材料としての文は、

- (イ) 雨が降る。私はひもじい、
 (ロ) あの人は太郎と云ひます、大變よい御天氣です、

- (ハ) 林檎は大きく圓くて赤い、次郎は永い間學校を休んだ、
 (ニ) 可愛い小鳥をいぢめてはいけない、お祭の夜はみんなが集つて遊ぶ。

その方法は、まづ「私の云ふことをよく聞いて、その通り云つて御覽なさい」と云つて、(イ)の文、「雨がふる」「私はひもじい」を徐々に明瞭に、讀み上げ、それを子供に反復させるので、一度で出来なければ、今一度繰り返し、それでも出来ない場合には検査をやめる。若しも(イ)が完全であつた場合には、(ロ)に移り、それも出来れば順次、(ハ)へ移るのである。採點法は、(イ)一點、(ロ)一點、(ハ)二點、(ニ)二點、若しも反復が不完全であつても、語を解したと思はれる場合には點を與へることとする。

7 三種の繪の叙述、材料は、一〇四頁以下の三種の繪を順次に示し、(この繪についてお話しなさい)と云つて、その繪についての答をまつので、その答へ方の中には、繪の中の事を列挙するもの、叙述するもの、解釋するもの、の三通りあつて、例へば、(イ)第二十圖を見て、お母さん、子供、お墓、など、答へるのは、列挙で、「お母さん、と

子供が、「お墓へ行く」と云ふ様なのは、叙述で、更に一步進んで「親子三人がお墓参りをしてゐます」といふ様なのは、解釋となるのである。かくして三つの繪に對する検査をするのであるが、その答へを成べく詳しくかきとめておき、採點法は、列舉に一點、叙述に二點、解釋に三點、二つ以上混交してゐるものには、高い方の點を與へることとする。

8 重さの順に立方體を並べること、材料は五個の立方體で、各々、二、六、九、十二、十五、グラムの重さがある二十ミリメートル立方のものを子供の前におき、「この五つの箱は同じ様に見えるが、皆重さが違ひます。一番重いものを、こちら（左の方をさし）におき、次に順々に少しづつ軽いのを置いて、一番軽いのを、こちら（右の方をさし）におきなさい」と云つて、それを重さの順に並べさせるので、第一の検査で誤りがあつたならば、今一回やらせて、慌てない様に注意を與へる。二回共に正しい時には、二點を與へ、二回中何れに於ても、相隣接する小箱の順が入れ代

つてゐる丈のときは一點を、それ以上の誤は〇とする。

(9) 三對の事物についての比較、(イ)蝶と蠅、(ロ)木とガラス、(ハ)紙とボール紙、と云ふようなものについて、

「あなたは蝶を知つてゐますか、蠅を知つてゐますか」では、蝶と蠅とはどこが違ふのですか」と聞く、そして採點法は、各一對の物について相違の點を一つ云つた場合には一點、二つ以上に二點を與へる。

10 具體語の定義、お膳、椅子、火鉢、馬、と云ふ様なものについて「お膳は何ですか」と問ひ、答を得たならば、次に椅子にうつる。その答へに、「お膳はお飯のときに使ひます」「椅子は座るものです」「火鉢は手をあぶるものです」「馬は乗るものです」と云ふ様な答は、使途による定義で、「お膳は食べる時に用ひる道具です」「馬は動物です」といふようなのは用途以上の定義であつて、前者には一點を與へ、後者には二點を與へる。又事物を叙述してゐる定義は、用途による定義よりも上であつて、その中

検査に困難なもの、一例は、「お馬はヒンヒンです」といふ様に同義異語の定義、又二には、同義ではないが、或る部分又は、性質の一つ丈を擧げる定義で、「お膳は木です」といふようなので、この種のものには、何れも一點を與へる。

11 視的暗示に對する抵抗、六對の線を材料とする。

(イ)左一寸三分、右一寸六分、(ロ)左一寸六分右二寸、(ハ)左二寸、右二寸三分、(ニ)ホへ左右各二寸三分の線を並べ、各對の間を三分つゞはなし、線の幅は約一ミリメートル(三厘三毛)とする六對の中、前、三つは右が長く、後三つは左右とも同じである。まづ(イ)を示して、この二つの線の中どちらが長いでせうか、ときいて、答は記録せず覚えておいて、次の(ロ)に移る、かくて順次に進み、(ニ)に至つて問の形をかへ、「それからこれは」と問ひ、同じ方法で、(ホへ)について検査する。最後にこの六對に對する答を記録する。(イ)ロハの三對について一つでも誤りがあつたときは、この検査全體に對して點を與へず、(ニ)ホへの三對に對して、左の方が長いとか、或は同じと答へたも

のは、(イ)ロハが右の長いことを暗示してゐるのに抵抗し得たものと認めて、各一對について一點つゞ與へる。この検査法は、(イ)ロハの暗示が、(ニ)ホへに及ぼす影響を検査するのであるから、(イ)ロハについては採點しないのである。

12 簡單なる幾何圖の寫し方、材料は正方形(九九頁参照)(線の太さは三厘)と、菱形(一〇八頁参照)(線の太さは三厘)とを用ひ、まづ正方形の方を子供の正面から示して「見た通りの形を鉛筆でおかきなさい」と云つて書かせ、次に菱形に移るのである。採點の方法は、正方形に於ては線の長さの割合と、角度との二條件を入れ、何れも原形に略々一致してゐるものには、二點を與へ、線か角かの一方丈が正しい場合に一點を與へる。菱形については對角が略同じものに二點、一對の對角が同じなものには一點を與へる。

13 自由聯合、三分間に考へられる丈の言葉を云はせるので例へば、ピン、机、草木、雲、馬、犬、本、と云ふ様な言葉を限られた時間内にできる丈多く言はせるので

ある。採點は、三〇——四四（一點）四五——五九（二點）六〇——七四（三點）七五——以上（四點）とするのである。

14 三語を使用して一文を作る。例へば、川、花、子供、と云ふ様に三語を與へてこれによつて一つの文章を作らせるので、方法はこの三語をかき、子供に示して、二度讀んで聞かせて、「この三つの言葉を使って一つの文を作つて御覽なさい」と命じ、口答によつて記録する。「川の岸にある花を子供がとつてみます」の如き一文にまとめられたものには、四點、「川の岸に花がある、子供がそれをとつてみる」と云ふ様に二文にまとめられたものには、一點を與へ、一文であつても、連絡の、不完全なものも一點、二文以上のものは零とするのである。

15 疑問の解決、材料として左の如き四つの疑問を用ひる。

- (イ) 旅行に出かけて汽車に乗りおくれた時にはどうしますか。
 (ロ) 誰かあなたに不親切な事をしてあやまつたときにはどうしますか。

(ハ) 人は言ふことよりもすることによつて判断せよとはどう云ふわけですか。

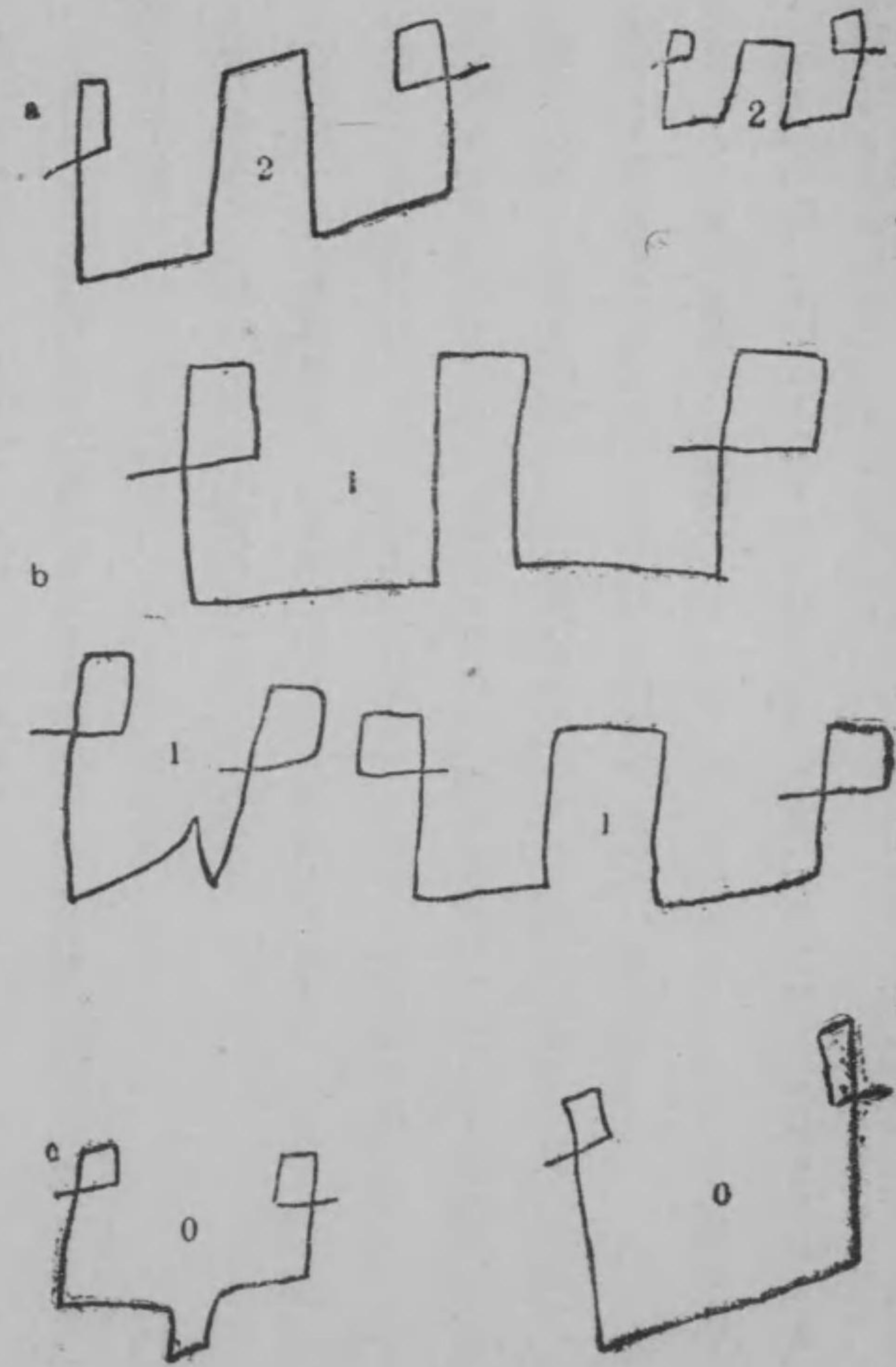
(ニ) 平氣でした不親切より、怒つてした不親切の方を容易に許すのは、どう云ふわけですか。

まづイから順次に三度つゞ云つて聞かせて答へしめる。

- (イ) については、「次の列車をまつ」「電車にのる」(ロ) 勘忍してやる、(ハ) 「言ふことより、することの方が確かだから」とか「言ふことにはウソがあるかも知れないが、することとは確かだから」(ニ) 「怒つた人には責任がない」「夢中だから」といふやうな答へには二點づゝ與へ、もつと低度の低い、(イ) 「家にかへる」(ロ) 「親切にする」「黙つてゐる」(ハ) 行は言葉より明かである。といふやうなものには各一點づゝ與へる。

16 記憶によつて圖を畫く、材料として一—二頁にある圖を二つ用ひる。圖を極く短い間、即十五秒間、子供に示してかゝせる。Aの様なのは二點、Bの様なのは一點、Cの様なのは〇點とする。

第 二 十 三 圖



17 理屈に合はぬ云ひ方の批評、

- 1 或る人が、「私が買物に町へゆくには坂を下りて行きますが、帰りにもやはりその坂を下りて来ます」といひました。
- 2 機關士が云ふには、もつと列車の敷をふやすと汽車はもつと早く走ります。
- 3 自轉車乗りが誤つて、崖から落ちて直ぐに死にました。病院に連れて行きましたが、とても助るまいと云ふことです。
- 4 昨日土手の處に一人の女が死んでゐましたが、手も足も及物でずたぐりに切りはなされてありました。その女は自殺したと云ふことです。
- 5 四ツ角の立札に「東京まで三里半、これが讀めなければ鍛冶やの店でおたづねなさい」と書いてありました。

右の様な文章を一文について三度つゝ明瞭に靜かに讀み上げて、その中の理屈に合はぬ點を云はせるのであつて、子供の答は詳しく記録しておく、採點は一文に一點つ

と與へる。この間の原文は非常にむづかしいので少しく變更して見た。

18 文の構成

(イ) ました、朝早く、われわれは、田舎へ、立ち、
 (ロ) たのみ、宿題を、私は、ました、先生に、なほすように、
 (ハ) 一匹の、守る、犬が善い、家を、主人の、忠實に、

右の様な聯絡なき語を與へて「これを正しい文章に直して御覽なさい」と云つて文章を組立てさせる。答は口で云はせるので、意味の通つた答であればよいのである。

採點は各二點つと與へる。

19 抽象語の定義、(イ)慈善、(ロ)公益、(ハ)親切、の三語を定義させる。(イ)慈善とは不幸なる人を助くる行爲と云ふ様に不幸な人、それに對する善事といふ二つの觀念を必要とする。(ロ)は、廣く世の中のためになることを行ふと云ふように、社會と有益の二つの觀念を必要とし、(ハ)は、他人に對してやさしくすると云ふ様に、愛情、補助、の觀

念を必要とする。採點は何れも二點つと與へる。

20 類比、材料として左の六つの類比を用ひる、(前半より推して、後半括弧内の語を言はしめるのである。)

(イ)	牡蠣に於ける介殻は、	蜜柑に於ける(皮)である。
(ロ)	腕に於ける臂は、	脚に於ける(膝)である。
(ハ)	頭に於ける帽子は、	手に於ける(手袋)である。
(ニ)	眞に於ける僞は、	直線に於ける(曲線)である。
(ホ)	既知に於ける未知は、	現在に於ける(未來)である。
(ヘ)	嵐に於ける好晴は、	戦争に於ける(平和)である。

「高いに對して低いと云へば、廣いに對して何と云ひますか」と問ひ、若し狭いと答へぬときは「狭いです、廣い狭いは、高い低いと同じ關係ですから」と説明し尙他の二例を出して練習せしめる。その例は、舟に於ける水は、汽車に於ける(レール)で